

東御市歴史的風致維持向上計画

平成 31 年 3 月

長野県 東御市

目 次

序章

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画策定の経緯と体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第1章 東御市の概要

1. 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 東御市の成り立ち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

1. 文化財の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
2. 東御市における歴史資源の分布状況・・・・・・・・・・・・・・39
3. 維持・向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
4. 歴史的風致に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
5. 上位・関連計画における歴史的風致の維持および向上に関する位置づけ・・・・・・・・83
6. 歴史的風致の維持向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・・89
7. 計画実現のための実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

第3章 重点区域の位置および区域

1. 重点区域の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
2. 重点区域の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
3. 重点区域の設定による効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
4. 良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・93

第4章 歴史的風致の維持および向上に必要な事項

1. 文化財の保存又は活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・101
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項・・・・107

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方・・・・125
2. 指定予定建造物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

- 【管理の指針の基本事項】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

参考資料

1. 東御市の文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
2. 東御市の指定等文化財数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131

序 章

1. 計画策定の背景と目的

平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」）は、第 1 条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを目的としている。

東御市（以下、本市）は、古くは名馬の産地として、滋野一族をはじめとする有力武士が活躍し、江戸時代には北国街道の宿場町として田中宿・海野宿を中心に発展し、明治時代には養蚕業・蚕種業で大いに栄えた地域であった。中でも海野宿には、宿場町と養蚕・蚕種業で発展した当時の面影を残すまちなみが残されており、昭和 61 年（1986）に当時の建設省より「日本の道百選」に選ばれ、翌年昭和 62 年（1987）には、当時の文部省より「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。その他、文化財に指定されていないものの、歴史的・文化的に価値のある資源が数多く存在している。

しかし、人口減少や少子高齢化、生活習慣の変化など、全国的な傾向は東御市にも表れており、担い手の減少や高齢化が進むとともに、地域からは「生活環境の向上」を望む声と「観光地としての機能強化」を望む声が出されており、今後どのようなまちづくりを展開していくのか、その方向性を定めることが求められている。

また、平成 16 年（2004）4 月に、旧東部町と旧北御牧村が合併して本市が制定され、地域としての一体感を醸成することが求められており、市全体の歴史の流れを整理する必要がある。

そのため、地域の歴史的資源の保存・活用を通じて、歴史・文化と一体となった周辺環境の整備に取り組むことが重要であり、歴史的風致維持向上計画の策定を通じて、歴史を活かしたまちづくりを推進していく。

2. 計画期間

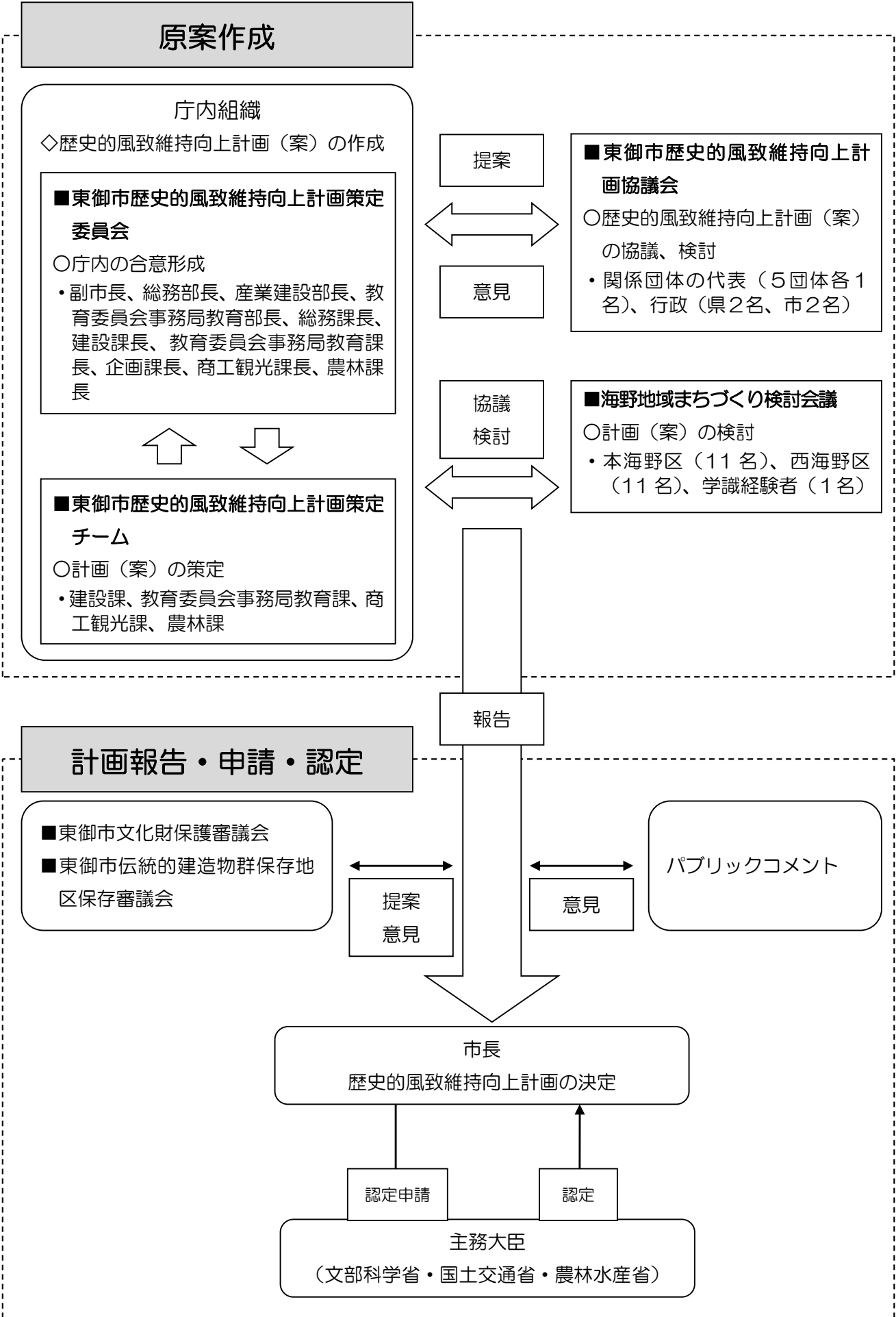
計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間とする。

3. 計画策定の経緯と体制

(1) 策定経緯

年・月・日	取り組み	内容
H23. 4.27	海野地域まちづくり検討会議 (第1回)	・ワークショップを通じて地域の良い点・改善すべき点について整理。
H23. 6. 1	海野地域まちづくり検討会議 (第2回)	・ワークショップを通じて今後の取り組み方針について整理。
H23. 6.16	東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会(第1回)	・計画策定状況の確認
H23. 9.22	海野地域まちづくり検討会議 (第3回)	・今後のまちづくりについての検討
H23. 9.29	東御市歴史的風致維持向上計画協議会(第1回)	・計画(案)の説明
H23.11.28	海野地域まちづくり検討会議 (第4回)	・計画(案)の説明
H24. 2.21	東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会(第2回)	・計画(案)の報告
H24. 2.16～ H24. 3.15	パブリックコメント	
H24. 2.24	東御市歴史的風致維持向上計画協議会(第2回)	
H24. 3.27	東御市文化財保護審議会	
H24. 3.30	東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会	
H24. 5.14	「東御市歴史的風致維持向上計画」の認定を申請。	
H24. 6. 6	「東御市歴史的風致維持向上計画」の認定	
H25. 3.22	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H26. 3.14	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H27.3.24	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H29.3.27	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H30.3.30	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H31.3.31	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	

(2) 策定体制



（３）歴史的風致維持向上計画協議会

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 11 条 1 項に基づき、都道府県や地域住民等多様な主体の意見や意向を積極的に取り入れつつ、計画策定等に関する協議やその実施に係る連絡調整を行うことを目的に設置。

【構成員】

氏名・所属名・役職名等		備考
茂木 裕之	東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会	文化財所有者
関 理	海野宿保存会	学識経験者
宮下 知茂	東御市文化財保護審議会	
寺島 嘉仁	東御市郷土史研究会	市民団体代表
荻原 博行	東御市景観を考える会	
長野県上田建設事務所長		関係行政機関職員
長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課長		
東御市都市整備部長		
東御市教育委員会事務局教育部長		

（４）海野地域まちづくり検討会議 （活動期間 平成 23 年 3 月～平成 28 年 7 月）

東御市歴史的風致維持向上計画を策定する上で、地域住民から見た歴史的風致に関する現状及び課題、今後の取り組み方針について協議することを目的に設置。

【構成員】

本海野区及び西海野区の役員、公募委員、区長推薦人、関係団体代表、学識経験者

第1章 東御市の概要

1. 自然的環境

(1) 位置・気候

本市は長野県の東部に位置する東信地域に属している。

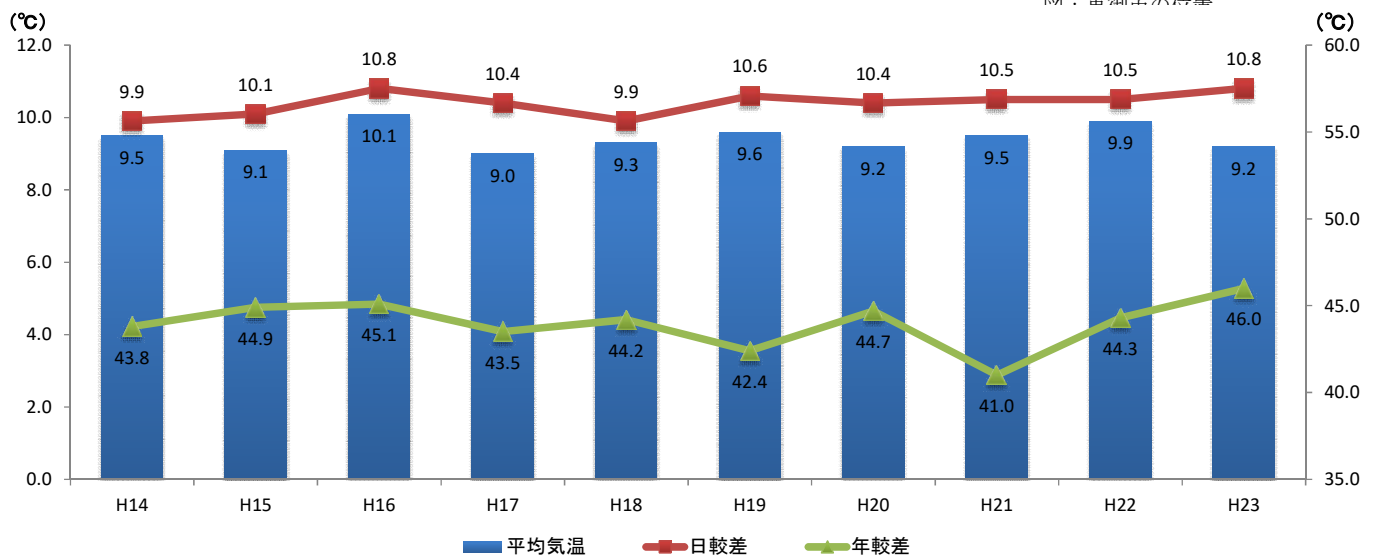
気候については、準高原的な内陸型の気候風土にあり、年平均気温は約9℃～約10℃と冷涼で、気温の日較差は約10℃～約11度、年較差は約41℃～約46℃と大きい（平成14～23年平均）。

また、年間平均降水量（昭和56年～平成22年）は約980mmと、長野県の中でも少雨の地域となっている。

そのため、古来より水不足に悩まされており、各地に農業用ため池が散在している。

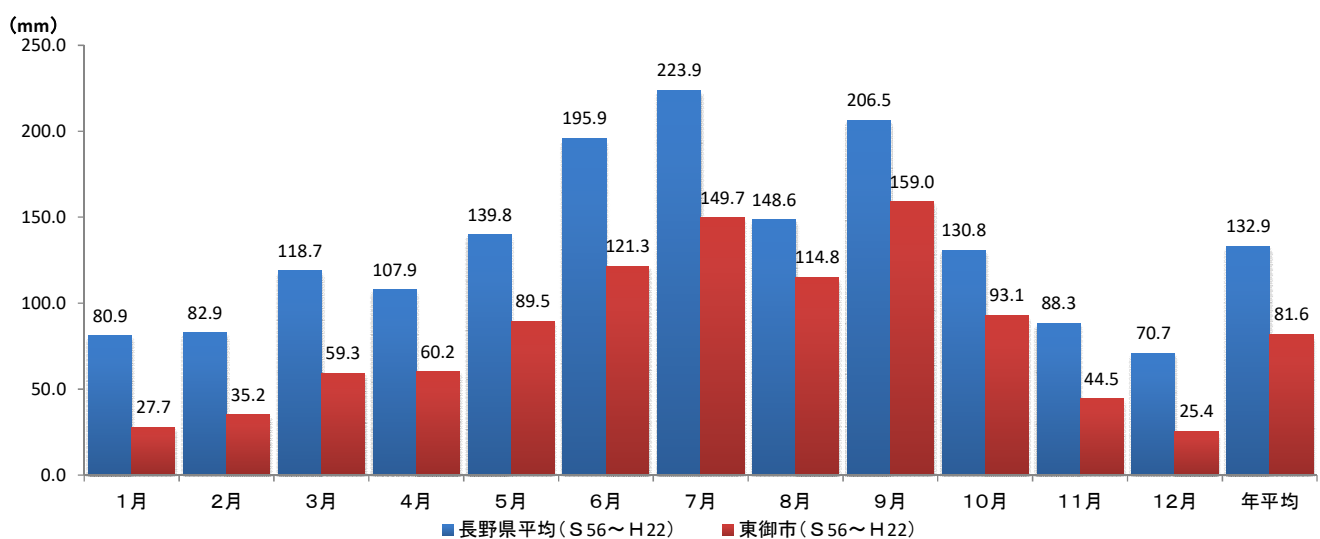


図：東御市の位置



図：気温の年較差（H14～H23）

（出典：気象庁）



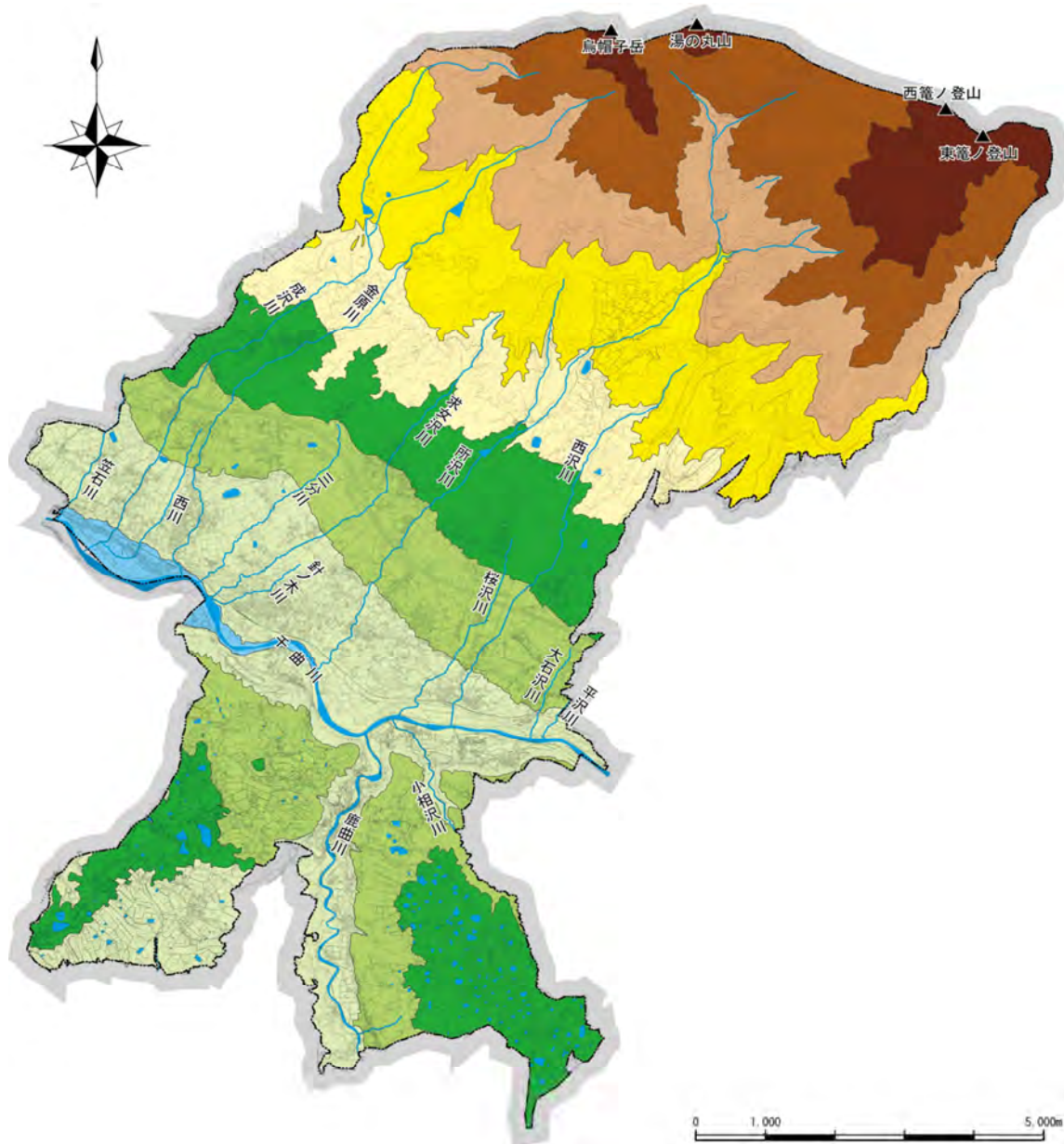
図：月別平均降水量（S56～H22）

（出典：気象庁）

(2) 河川・地形

本市の東西を横断するように千曲川が流れ、その北側には、東麓ノ登山(2,227m)・西麓ノ登山(2,212m)・三方ヶ峰(2,040m)・湯の丸山(2,105m)・烏帽子岳(2,065m)と、2,000mを超える山々が連なり、そこから流れ下る大石沢川・所沢川・三分川・金原川・成沢川の主要河川をはじめ、何本もの小河川によって形成された押し出し扇状地が複雑に重なり合い、北東から南西に傾斜する地形が形成されている。扇状地部分では、湧水など豊かな水系を利用して水田化が進められ、その他の水田化の困難な地域では、火山性の土壌(黒ボク)を活かし、ブドウ・りんご・クルミなどの果樹園芸が盛んに行われている。また、高地では高原野菜栽培も行われている。

一方、千曲川の南側は、浅間山(2,568m)・蓼科山(2,530m)を眼前に見ることができ、浅間火山の泥流地を侵食した千曲川に沿う低地と、蓼科火山の泥流でできた台地により形成されている。台地部分は中央を侵食する形で流れる鹿曲川を境に、東に御牧原台地・西に八重原台地が広がり、平安時代から朝廷に名馬を献上する御牧として、古くは馬の飼育が盛んに行われていたが、近世以降、水田化が進められた。



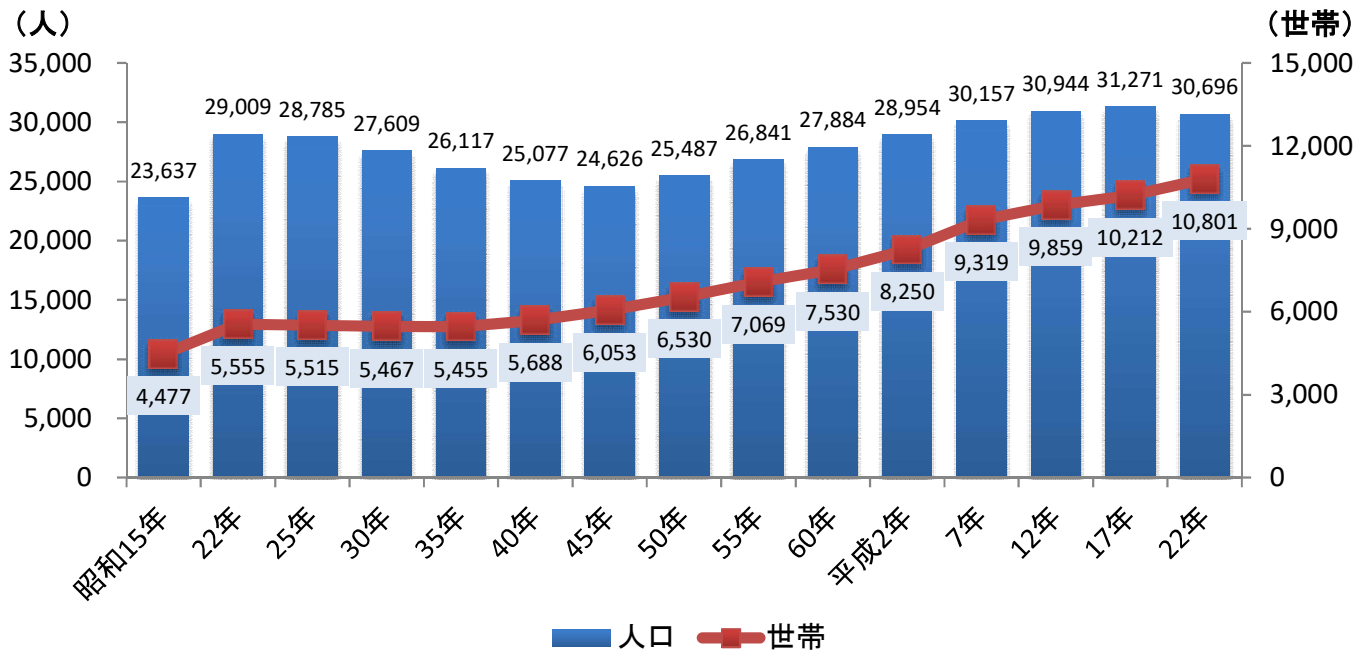
図：東御市の標高、河川・水路・ため池位置図

2. 社会的環境

(1) 人口

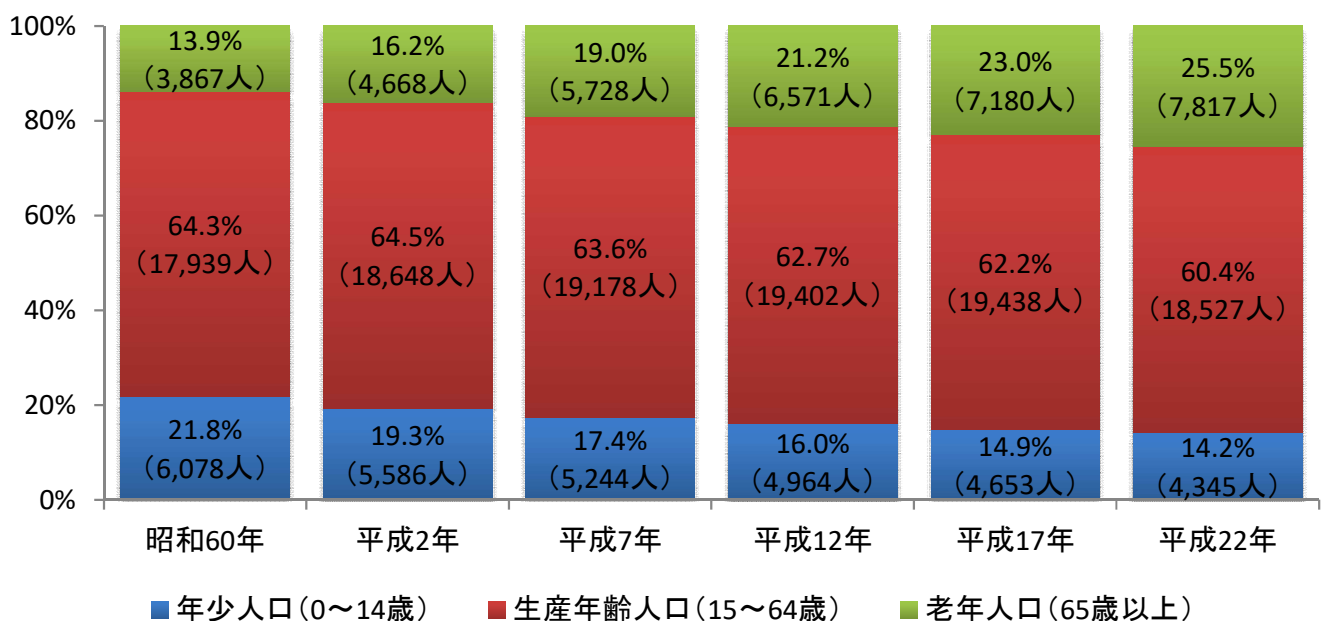
本市の人口は、昭和45年（1970）以降増加傾向にあったが、近年は減少傾向がみられ、平成22年現在で30,696人となっている。

年齢3区分別人口を見ると、0～14歳の年少人口は平成22年現在で14.2%（4,345人）と減少傾向となっている。一方、15～64歳の生産年齢人口は平成22年現在で60.4%（18,527人）と、わずかに減少傾向となっている。さらに65歳以上の高齢者人口は平成22年現在で25.5%（7,817人）と増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいる。



図：人口総数の推移

(出典：国勢調査)

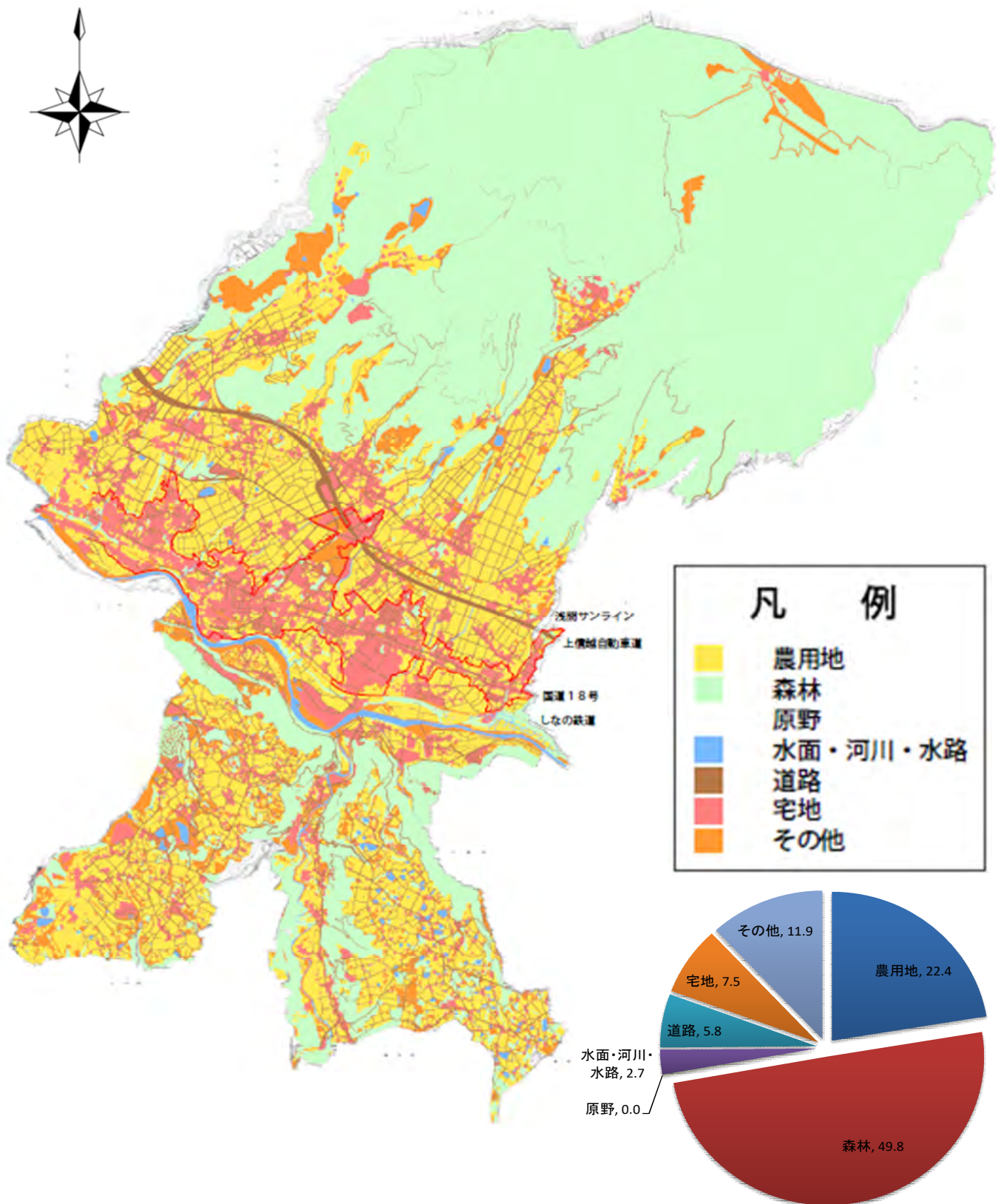


図：年齢3区分別割合（人口）の推移

(出典：国勢調査)

(2) 土地利用

都市計画区域外のほぼ全域を山林が占めており、市の北側は上信越高原国立公園、南側はハケ岳中信高原国定公園に指定され、良好な自然環境が保たれている。土地利用を見ると、市全域の約5割を森林が占め、次いで農用地（約22%）、宅地（約7%）、道路（約6%）となっている。



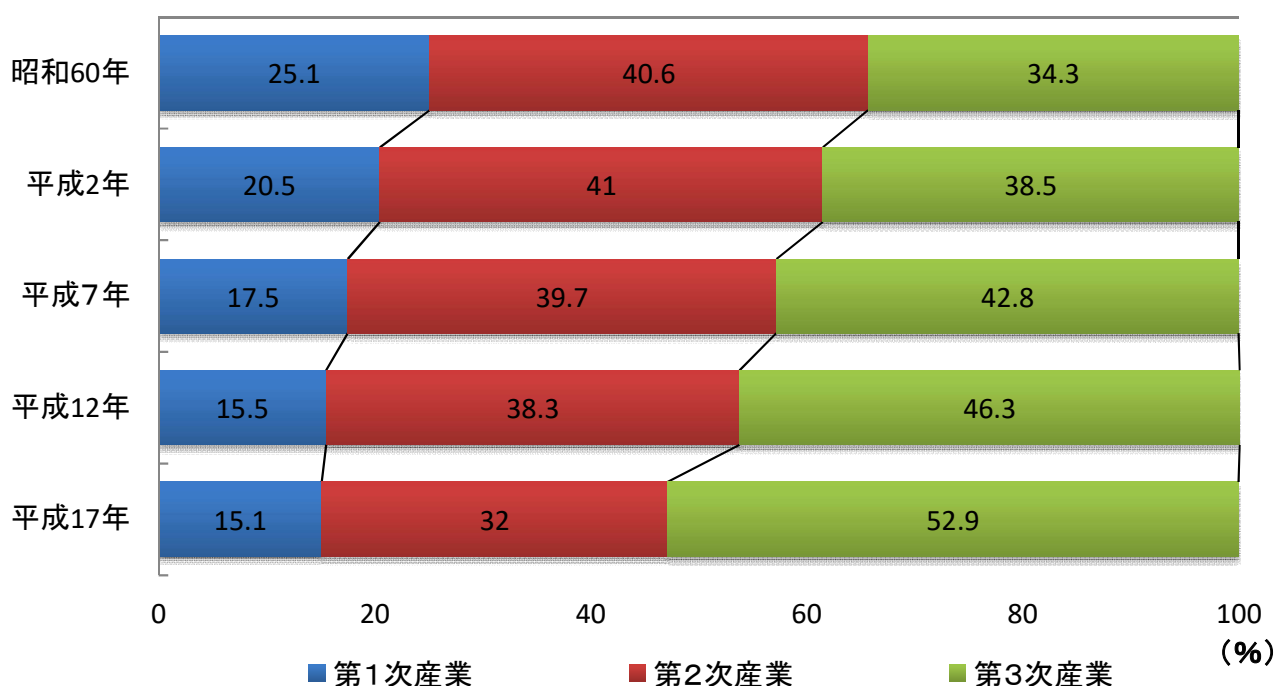
図：土地利用現況図

(出典：平成17年都市計画基礎調査)

(3) 産業・交通

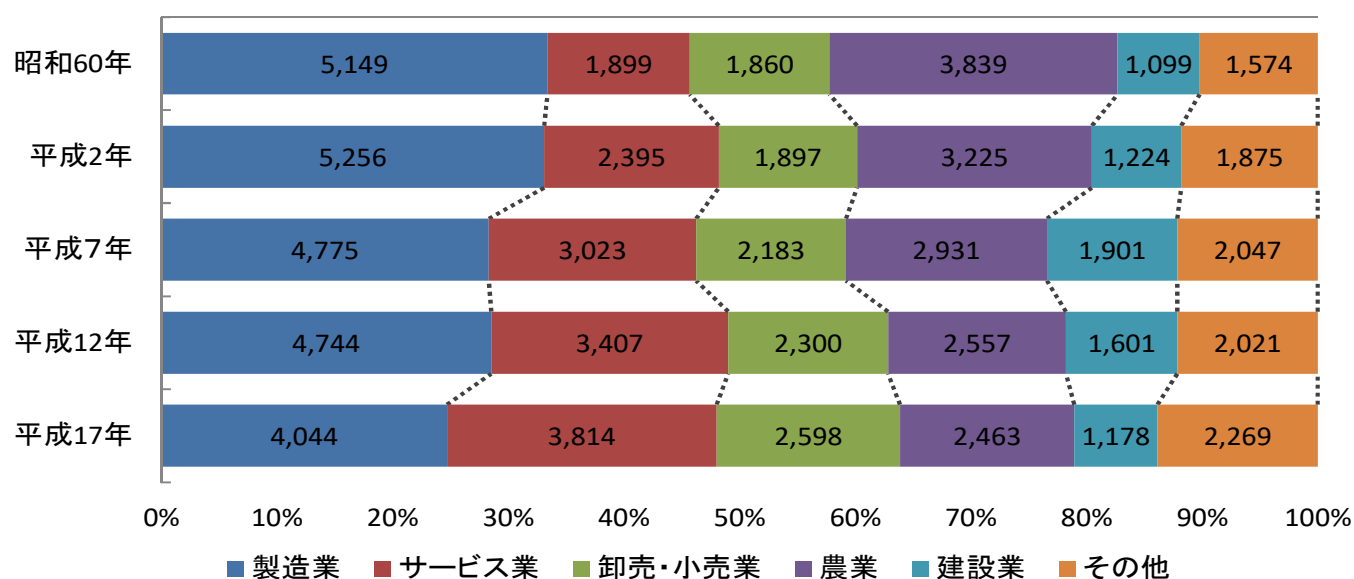
産業については、就業人口は全体で増加傾向にあるが、第1次・2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向となっている。また、産業大分類別人口のうち、おもな業種を見ていくと、製造業、サービス業、卸売・小売業の3業種を中心に発展してきた中で、特にサービス業と卸売・小売業の就業者数は増加傾向にある。

交通については、国道18号や浅間サンライン、上信越自動車道、長野新幹線などの交通利便性が向上したに加え、上田市・佐久市・小諸市の中間地点に立地していることから、幹線道路沿い及び東部湯の丸インターチェンジを中心に店舗の出店が進み、市の中心市街地商店街の活性化と併せたハード、ソフトの両面からの整備が進められている。



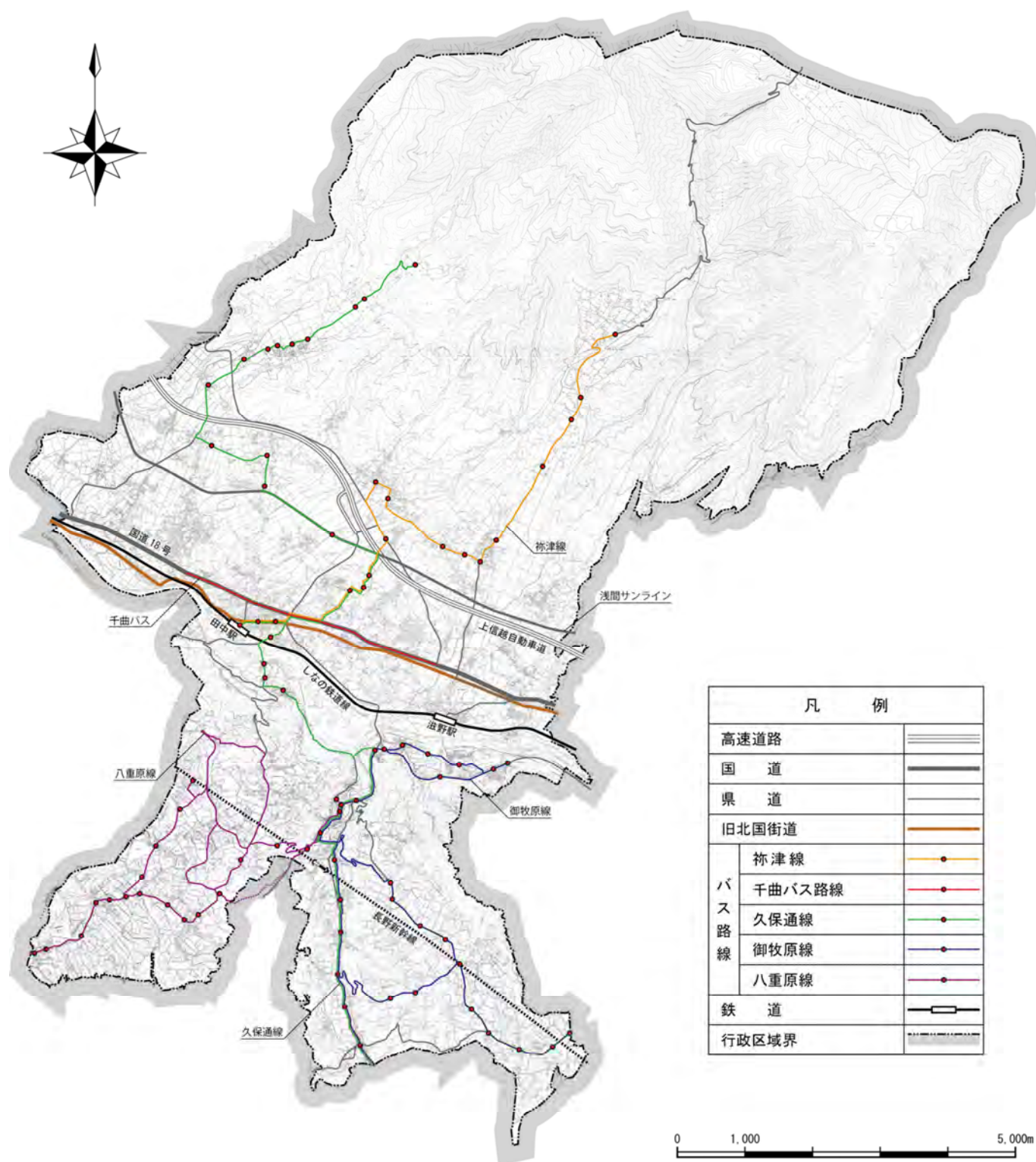
図：産業別就業人口割合の推移

(出典：国勢調査)



図：産業大分類別人口の推移

(出典：国勢調査)



図：市内の交通網（主要幹線道路、バス路線、鉄道）

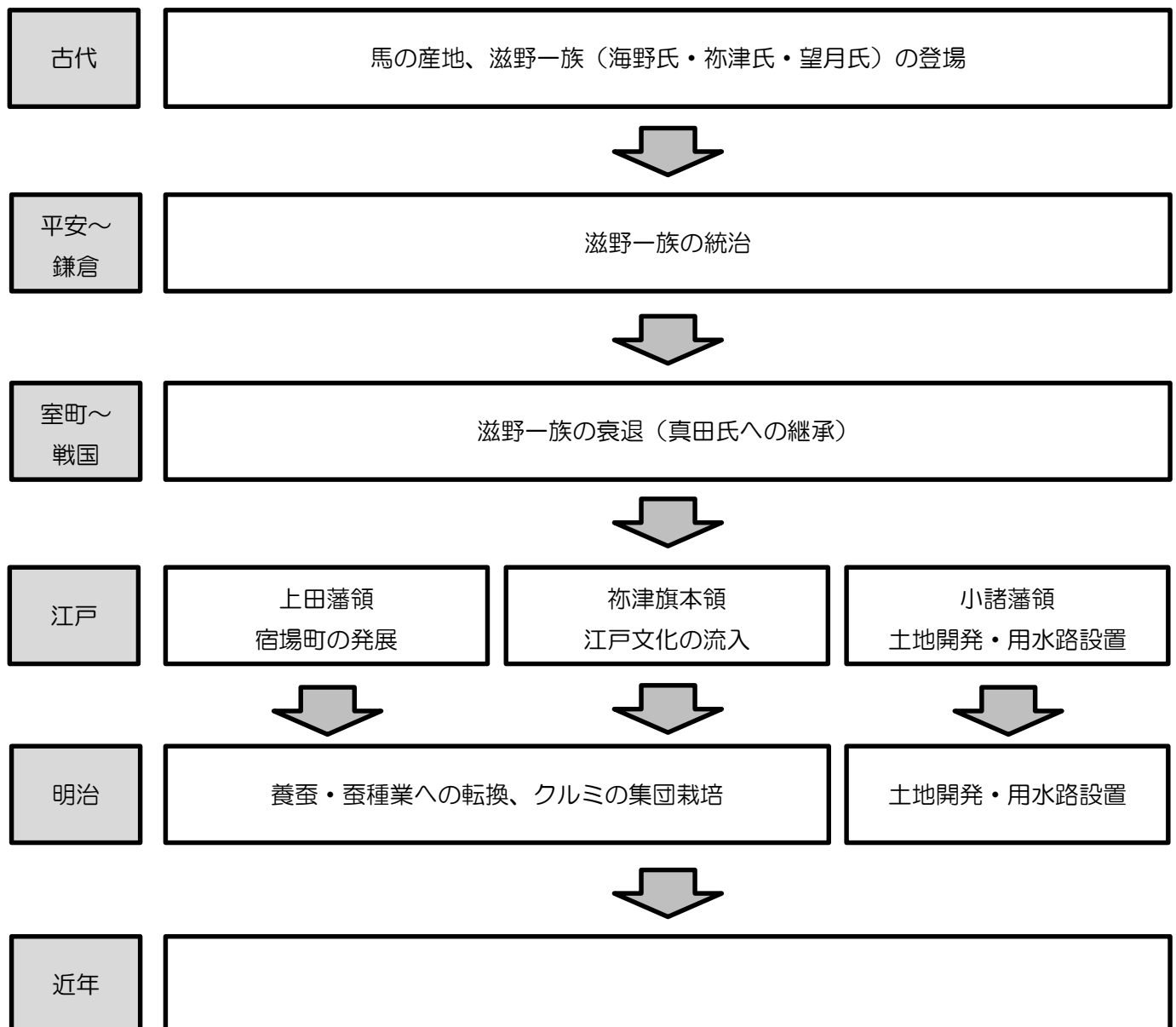
3. 東御市の成り立ち

今日の東御市は、平成16年（2004）4月に小県郡東部町と北佐久郡北御牧村の2町村が合併して誕生した。

合併して間もない新しい市であるが、その歴史を見ていくと、東御市を中心とした地域一帯は、平安時代は高低差のある地形を生かし名馬の産地として栄え、中世には信濃武士の中核として成長していった滋野一族（海野氏、祢津氏、望月氏）が活躍し、戦国時代には海野氏の系を引く真田氏が名将・武田信玄の臣下として目覚ましい活躍を見せていた。さらに、江戸時代は街道の整備により海野宿・田中宿を中心に、多くの人が行きかう宿場町として発展し、明治時代以降になると、鉄道や道路整備をはじめとした近代化が進む中で、養蚕業・蚕種業が盛んになり、さらに北御牧地域では高原地域の土地開発が進められ、農業・果樹園芸が盛んに行われるようになった。

このように東御市は、さまざまな歴史的要素が重層的に積み重なった地域であるといえる。

■歴史の流れイメージ



(1) 旧石器時代～古墳時代

①ムラの発生と馬の飼育

東御市周辺（東部地域・北御牧地域）では、旧石器時代より人々が生活をはじめ、東部地域においては、史跡「戌立石器時代住居跡」に代表されるように、烏帽子山麓の南側斜面に縄文時代からの人々の生活の跡が確認されている。さらに、弥生時代から古墳時代にかけては、湧水などを利用した稲作が千曲川の段丘面に始まり、扇状地や山裾にまで及んでいた。

一方、北御牧地域においても、残されている縄文時代の遺跡から、八重原台地と御牧原台地で生活が営まれていたと考えられているが、地形が険しく、鹿曲川下流の地域のごく限られた土地でしか水田耕作ができず、森林原野の未開の土地がほとんどであった。古墳時代の遺跡も、「君塚古墳」と「部屋田部古墳」の2基しか確認されていないことから、東部地域に比べ、生活範囲は限られたものであったと考えられている。

その他、この時代の特筆すべき点として、馬の飼育が挙げられる。東御市周辺には、「杏葉等」の馬具に関連した遺物が副葬されている古墳が数多くみられ、既にこの頃から、自然の利を生かして馬の飼育が行われていたと考えられている。やがて、馬飼の一族から、地域を治める豪族が派生していった。



写真：杏葉等



写真：戌立石器時代住居跡

②ヤマト政権による地方統治と海野の起源

ヤマト政権による地方統治が進められる中で、東御市周辺は、大和から信濃・東北地方にまで通じていたと考えられている「古東山道」が隣接しており、ヤマト政権にとって、東北の蝦夷を制圧する上での交通上の要衝の地域とみなされていた。

ヤマト政権の支配下に置かれると、古くから馬の飼育が盛んに行われていたこともあり、「屯倉」（朝廷の直轄領）が置かれ、律令が整うと「御牧」（朝廷の料馬を飼育する牧、勅使牧とも言う）が設置され、五畿七道の1つ「東山道」が整備されてからは、都との交流を深めていくこととなった。

東御市の「海野」は、正倉院御物の中に「信濃国小県郡海野郷戸主爪工部君調」と墨書された麻紐が所蔵されていることから、この頃にまでさかのぼる地名である。加えて、爪工部（貴人に献上された衣笠や翳、御座を奉飾する職業人）という、国司に直属する特別の職務を勤めていた百済からの渡来人の系譜を引く一族が住み、この地域は朝廷とかなり強いつながりを持っていた地と考えられている。

古代の東御市周辺が重要な場所であったことを象徴する遺跡として、現在の海野地域の河岸段丘上に位置する「中曽根親王塚古墳」が挙げられる。東日本では希少な方墳で、かつその規模も大きいことから、東信濃を治めたであろう土豪又は中央政権の地方統率の中で進出してきた有力豪族に繋がる権威者の墳墓とも推定されている。

平安初期に成立した日本最古の仏教説話集「日本霊異記」には、「大伴連忍勝なる人物が童女郷（海野地域を中心とする一帯）に氏寺を建立した」という記述がみられることから、中央政権による地方統治が進む中で、大伴氏のような有力豪族の一族が海野地域一帯に根付いたと考えられている。

その他、日本武尊を祀る海野の「白鳥神社」や、隣接する佐久市望月の「大伴神社」についても、朝廷の東征を指揮した大伴氏一族の影響を示すという見方もある。



写真：正倉院の御物にあった麻織物の紐の芯



写真：中曽根親王塚古墳

(2) 奈良時代～平安時代

①牧の経営と滋野一族（海野・祢津・望月）の登場

広大な原野に山・谷・河と緩傾斜の多い地形、冷涼で乾燥している気候風土など、馬の飼育に適した環境が整っていたことから、大和朝廷が信濃（現在の長野県）に設置した16の「御牧」のうち、東御市周辺には「新治牧」、「望月牧」、「塩原牧」の3つの御牧が設置され、いずれも多く良馬を産出していた。特に、北御牧地域にあった「望月牧」は、貢馬（朝廷への貢物として馬を献上すること）数が最大の牧であり、「望月の駒」として、宮廷の歌にもうたわれる名馬の産地であった。御牧原台地には「望月牧」の範囲を示す「野馬除（馬の逃亡を防ぐ土塁）」跡が点在している。

また、東御市周辺では、望月、新治などの官牧（国有の牧場）だけでなく、私牧（私有の牧場）も経営されており、馬飼勢力が在地の土豪として大きく成長していき、その中から、海野氏・祢津氏・望月氏という豪族が成長していった。この三氏は、本姓を滋野と称し、「滋野一族」とも呼ばれている。滋野一族は、相互に同族的な共同体意識を持ち、かつ古くから馬の飼育養成に関わり、弓馬の道にも卓越していたため、信濃武士団の中核として、中世の幕開けにめざましい活躍を見せることとなる。

なお、馬の飼育と共に大陸より伝えられた登り窯は、北御牧地域（御牧原・八重原両台地）にて43基の窯跡が確認されており、特に八重原台地には24基もの登り窯跡が存在し、上田の信濃国分寺の屋根瓦も生産していたと言われており、奈良時代から平安時代にかけて、一大窯業地帯であった。



写真：野馬除



図：市内の野馬除位置図



写真：西峰古窯（復元）

② 荘園化の進展

平安時代に入り、公地公民制度が次第に崩れ、各地で荘園が増えてくると、東御市周辺においても、在地の豪族による中央貴族や寺社への寄進が行われるようになった。その中で、海野地域に土着し勢力を強めていた海野氏は、自らの土地を、当時貴族中心の王朝国家の中で全盛を誇っていた藤原摂関家に寄進し殿下御領として、自らは荘園の荘官としての地位を得た。こうして、12世紀初頭からおおよそ400年もの長きに及び、本海野を中心とした周辺の地を「海野荘」と呼ぶこととなり、海野氏は東信濃を代表する名族としてその勢力を保持していった。

現在の上田市中心にある「願行寺」は、戦国時代末に本海野から上田城下に移されたもので、藤原摂関家に所縁のあるとみられる仏像が現存し、荘園管理者である海野氏と藤原一門との繋がりを示しており、都と結びついた文化が栄えていたと考えられている。

(3) 平安時代～鎌倉時代

① 木曾義仲の挙兵

平安時代末期になり、貴族政治が乱れ、各地方に基盤を持った武士集団が力を持ち始める中、東御市周辺地域を基盤としていた海野氏・祢津氏・望月氏の滋野一族は騎馬力を誇る武士団として成長していった。滋野一族が最初に史書に現れる「保元物語」には、宇野太郎（海野太郎）、祢津神平、望月三郎の名がみられ、源義朝に属して奮戦したことが記されている。この乱を境に、時代は公家から武士の世へと移り、平家の栄華を迎えることとなる。

しかし、「平氏にあらざれば人にあらず」という平氏全盛の世に対する反感から、治承4年（1180）に平清盛の横暴に異を唱える以仁王の令旨を受け、木曾義仲が旗を掲げた。この時、平安時代より藤原摂関家とのつながりのあった海野氏は参謀格として、騎馬力を誇る滋野一族を統率し、義仲方に味方した。信濃武士ら二千余騎が集結した海野荘の白鳥河原での挙兵に始まり、海野氏出身と云われる義仲の祐筆（書記官）、大夫房覚明による文才と智略もあり、日の出の勢いで上洛を果たし、平家を京の都から追放した義仲であったが、源頼朝との不和を境に、その進撃は悲運の最期に終わってしまう。



写真：白鳥河原

②幕府御家人としての滋野一族の活躍

武士団として勃興した地方勢力は、源平動乱の中で再編されていき、武士の中には大きく勢力をそがれ、御家人となれなかったものもいた。これに対し、信濃の有力勢力として頼朝に敵対する立場にあった滋野一族は、それぞれ鎌倉幕府御家人の地位を得ることとなった。

木曾義仲の参謀格を勤めていた海野氏については、不和となった頼朝への人質として鎌倉入りした義仲の嫡男義高に同行した海野幸氏が、義高の逃亡を画策するものの、その忠節と武勇が認められ御家人として重用されることとなった。また、幸氏は弓馬の達人として、鎌倉武士の中でも大いに活躍し、同じく御家人となった望月氏とともに、鶴岡八幡宮の流鏑馬射手を勤め、晩年には執権・北条時頼に弓術を指南したことが「吾妻鏡」に記されている。

なお、海野地域の北東、河岸段丘上から海善寺地域にかけては、中世から約600年にわたって隆盛した海野氏の歴史を伝える、居館跡、大手道、馬場坂、観音堂、化粧清水、家臣団の屋敷跡等の地名が、今も伝承として残っている。

祢津氏については、平安時代末より、諏訪上社の大祝家の一族となり、かつ優れた鷹匠であったことから、御家人となった後は、諏訪信仰における重要な祭儀、御射山祭の鷹狩神事を司り、重用された。

このように、滋野一族は鎌倉幕府御家人としてそれぞれ大いに活躍するとともに、所領支配については、「滋野一族」としての同族意識の強さから、一体的な支配権が成立していたと考えられている。平安時代末から鎌倉時代初期のころの海野氏・祢津氏の所領を見ると、海野を拠点に、小県から佐久郡、筑摩郡、三原（群馬の吾妻郡）にかけての広大な地域にまで及び、海野氏・祢津氏所領などと区別されるものではなく、モザイク状の支配権であったと考えられている。

また、望月氏の所領については、鹿曲川に沿った谷平野を当初の開発所領としていたが、開発可能な土地が狭いことから、続く室町時代に入ると御牧原台地の東部の八幡を、1500年を過ぎると御牧原台地東北部を包み込んで大久保、布引にまで進出していった。



図：流鏑馬



図：鷹匠

(4) 室町時代～戦国時代

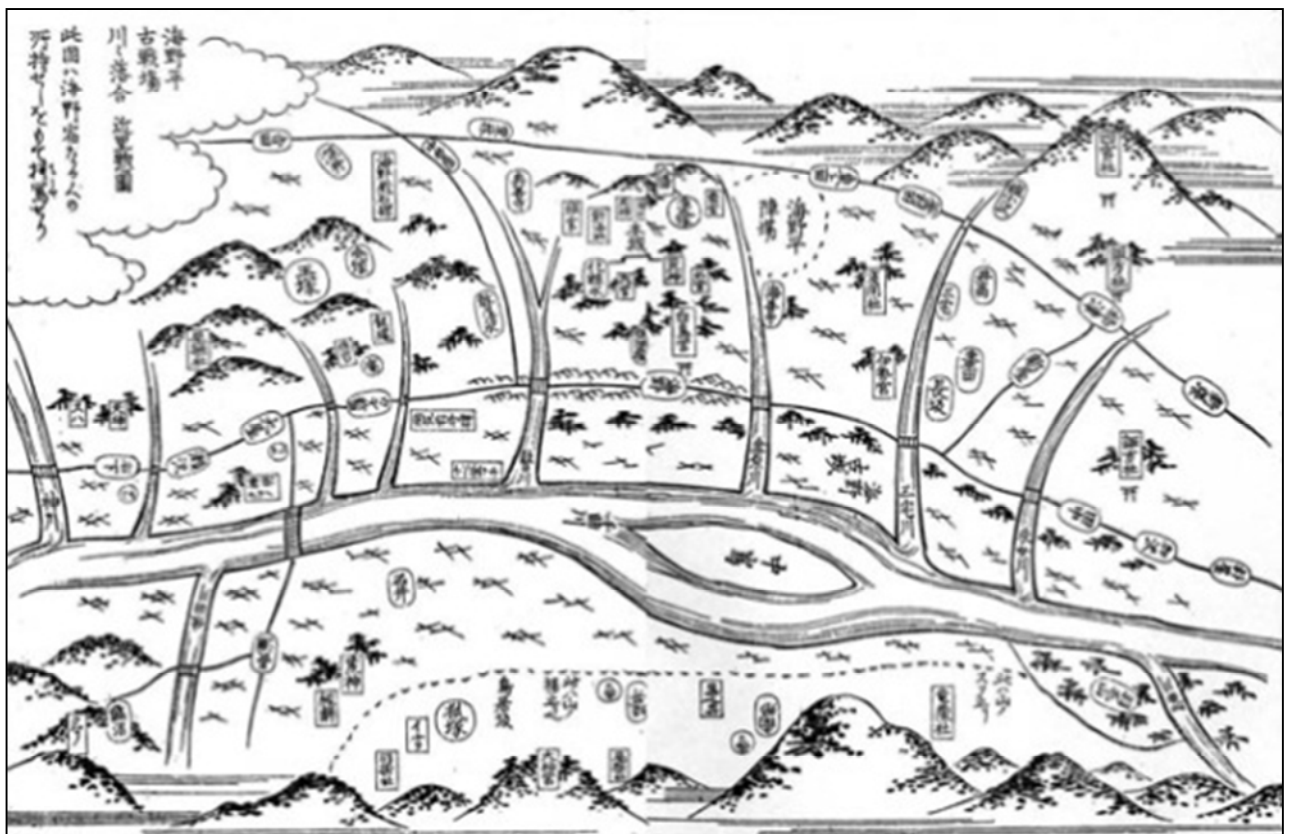
① 滋野一族の衰退

信濃は、地形が複雑なことから、大豪族の強固な勢力による支配ではなく、小豪族が群雄割拠しながら、均衡が維持されていた。その中で、東御市周辺地域は、古代より滋野一族による統治が続いていたが、元弘の変を機に鎌倉幕府が崩壊した後は、反足利尊氏側に付き敗戦したことで、室町幕府成立後は守護の統率指揮下にあって、その領地を維持することとなった。

しかし、応仁の乱を経て戦国時代に突入すると、甲斐の武田信虎を中心に、諏訪の諏訪頼重と坂城の村上義清が合力する形で、天文10年(1541)5月に東部地域を中心とした海野平に攻め入り、海野氏の当主海野棟綱は上州(現在の群馬県)へと逃れその地で没し、嫡男幸義は海野平の戦いで討死したため、ここに古来から続く海野氏の正統は絶えることとなる。

その後、武田氏の内紛を経て、武田信玄による信濃進攻が進められる中、北御牧地域を支配していた望月氏の当主は没落したが、その一族が武田氏の家臣となって望月領を安堵され、祢津氏は武田家と姻戚関係を結び臣下となることで旧来からの所領が安堵されることとなった。

また、信玄は、自身の子や一族を派遣し、各地の名族の名跡を継がせることでその内実を武田一族が握る形で支配を広げていき、海野氏の名跡は信玄の次男竜芳に継がせ、望月氏は信玄の弟信繁の子が継いでいる。このように、滋野一族は武田氏の配下となり、戦国動乱の世において衰退することとなった。



図：海野平古戦場之図

②真田氏の活躍、祢津氏の転属、望月氏の凋落

海野平の合戦で上州へ逃れた真田幸隆は、その後武田信玄の臣下となると、信濃先方衆として戸石城攻略などで頭角を現し、武田氏勢力の拡大に大きく貢献した。

父幸隆の死に続く兄信綱の戦死により真田氏を継いだ昌幸は、武田勝頼・織田信長滅亡後の混乱の中、上杉、北条、徳川という大勢力との提携・離反を繰り返す中で、独立した大名に成りあがっていった。

そして上田築城に取りかかるが、その城下町形成にあたっては武田氏時代に既に海野にあったことが明らかな宿郷「海野町」を上田城下に移している。海野にあった海野町は小県郡では一番発達した町であったとみられる。真田昌幸は海野から開善寺・願行寺・八幡社など海野氏と関係の深い社寺も上田へ移しており、当初の上田城・城下町は海野氏の本拠地を移転したような体裁でもあった。真田氏は本姓を「滋野」と言い、海野氏の嫡流と自称していたが、それを形であらわしていたものでもある。そして海野は「本海野（もとうんの）」と呼ばれるようになった。なお、原町が原之郷から上田へ移されたのは真田昌幸の長男信之が上田城主になってからであり、また、旧真田町域から上田城下へ移された寺社は一つもない。

白鳥神社は海野（滋野）氏の祖先神を祀っているが、海野氏を継承しているとする真田氏の氏神としても祀られ、真田信之上田から松代への移封に際しては、開善寺・願行寺とともに白鳥神社も松代に建てられた。

祢津氏については、武田家滅亡後は二流に分かれた。祢津の地にとどまった祢津昌綱の系統は当初は真田氏と対抗していたが、結局その一家臣となってしまう。一方、徳川に付いた祢津常安の系統は、上州豊岡（高崎市）で5千石、次いで1万石に加増された大名となったが、寛永3年（1626）には無嗣断絶となった。

望月氏については、望月印月斎が武田氏滅亡後の混乱期に佐久を統一した依田（芦田）氏の一家臣となる。依田氏はその後上州藤岡へ移されるが、さらに改易（断絶）処分を受けたため、望月氏のその後は不明となる。



写真：白鳥神社



写真：宮嶽山陵神社（四宮様）



写真：両羽神社

(5) 江戸時代

①江戸期の藩政

元和8年（1622）までの江戸時代初期は、小県郡一円は上田藩真田氏領、佐久郡一円は小諸藩仙石氏領と、それぞれの一郡全域が一大名領となっていた（真田氏は別に上州沼田領も）。従って東部地域は全域が上田藩領、北御牧地域は全域が小諸藩領であった。

元和8年に真田氏が上田から松代へ移され、その後小諸から仙石氏が入るが、これ以降は小県・佐久ともに所領支配は細分化されていった。東御市周辺は上田藩領・小諸藩領・祢津旗本領に分かれて、それぞれの歩みを進めることになる。

上田藩領として続いた地域は東部地域のうちほぼ西半分の地であり、その東半分の地域は小諸藩領と祢津旗本領に分かれた。また、北御牧地域はそのまま小諸藩領として続いた。

上田藩主は真田氏の後に入った仙石氏が宝永3年（1706）に移封となり、替わって入った松平氏（徳川氏の一分流藤井松平氏）による支配が明治維新にまで及んだ。なお、上田藩領は真田氏の時は小県郡全域で6万5千石、仙石氏の時は当初6万石で、のち矢沢2千石を分けて5万8千石、松平氏の時は当初5万8千石、のち塩崎5千石を分けて5万3千石であった。

小諸藩領は仙石氏の後、三代将軍家光の弟徳川忠長（甲府宰相）の支配を経て、寛永元年（1624）に松平忠憲が5万石で小諸藩主となる。忠憲は家康の異父弟康元（久松松平氏）の孫にあたるが、この時5千石を兄忠節に分けたことにより、祢津旗本領が成立した。その5千石の範囲は祢津地域その他、東部地域の一部と佐久郡の一部であり、その支配は幕末まで続いた。

小諸藩主はその後も江戸時代前期には、青山、酒井、西尾、石川氏と目まぐるしく交代したが、元禄15年（1702）に牧野氏が小諸藩主になって以降は、明治に至るまで変わらなかった。なお、牧野氏小諸藩領の拝領高（表高）は1万5千石であったが、幕府から交付された知行目録に載せられているだけでも3万石以上の実高があった。

②街道の整備と宿場の発展

社会が安定してくると、全国的な街道や流通網の整備が施されていく。大阪の陣後、徳川幕府の体制が整えられ、江戸景気ともいえる物流繁忙期となっていく。江戸整備への資材提供を課せられた各地の大名は、それぞれが物流機能の強化を必要としていた。上田領においても物資集積地の整備が必要となり、真田信之の厳命により、元和2年（1616）、海野郷の西側に海野新田が成立した。千曲川の舟運と松本、依田窪方面からの資材搬入の要として、交通の要所としての物流拠点をついたのである。移住に伴う諸条件の緩和を施し、隣接する吉田村、深井村から住民を移住させ新たな村を興した。これが西海野集落の原型である。

中山道と北陸道を結ぶ「北国街道」の通る東部地域には、慶長年間（1596～1614）に「田中宿」が、寛永2年（1625）に「海野宿」が設置されたと伝えられている。



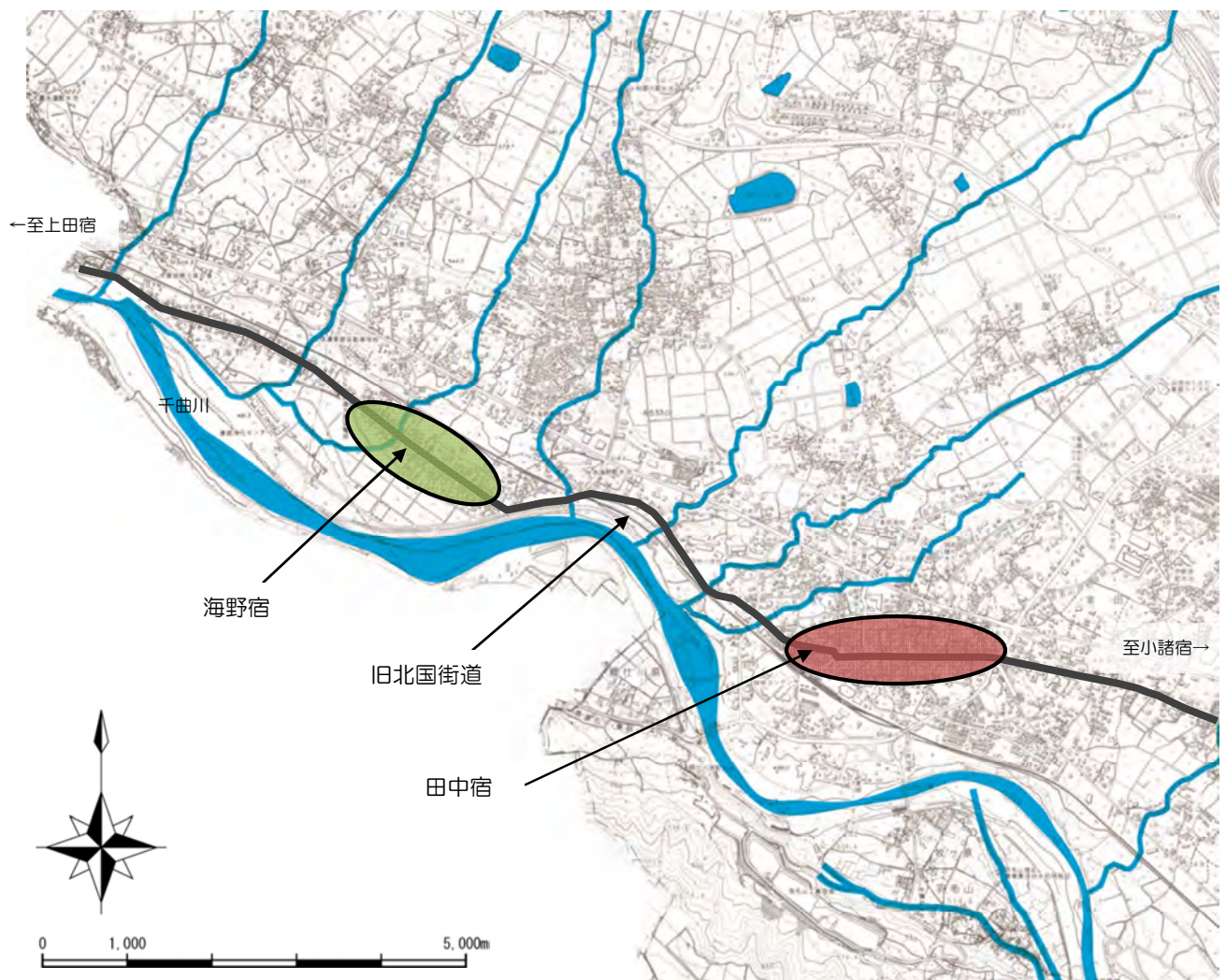
写真：田中宿本陣の門

海野宿は成立当初、田中宿の合宿的性格であつたらしく、問屋が置かれ、田中宿と半月交代で伝馬の仕事のみ務めていた。ところが寛保2年（1742）8月初頭の大洪水（烏帽子山麓から押し出した鉄砲水。戌の満水）により、本宿をつとめていた田中宿はほとんど壊滅状態となり、その被害は死者68人、負傷者58人、流失家屋119軒、残った家は29軒であつたと伝えられている。なお、田中宿北側には、大洪水の痕跡を残す林が広がっている。

これにより、本宿が田中宿から、被害の少なかった海野宿に移され、海野宿が大名の宿泊・荷物の輸送等を一手に務めるようになった。その後の宝暦11年（1761）、被害から立ち直った田中宿より、古来の通り半月交代で人馬の継立を行なうよう訴えがあり、元に戻ることに大きな支障がある海野宿との間で話し合いが行われた結果、文化4年（1807）11月に、「本陣は両宿に置き大名、旅人の宿泊は、相手方の意向次第で決めてもらうこと。伝馬役は以前の通り半月交代でつとめること」として、決着が付いたのであった。



写真：海野宿



図：北国街道と田中宿・海野宿

③旗本領に伝えられた江戸町方文化

通常、旗本領では領地内に設置された陣屋の奉行・代官によって統治が行われ、領主は江戸屋敷に居住していた。

祢津旗本領においても、領主久松松平氏は江戸湯島天神などに屋敷を構え、領地の統治は祢津陣屋を中心に進められていた。また、旗本領の支配は比較的緩やかであったことに加え、祢津旗本領においては、共有林や草刈り場を多く持っていたために、暮らしに余裕が生まれ、祇園祭や歌舞伎といった華やかな江戸町方文化を受け入れることができ、地域文化として根付くこととなった。

中でも、祢津の東町・西宮の間で行われる祇園祭では、東町・西宮のそれぞれで、担ぎ手により担がれた神輿が市中を廻った後、町境でぶつかり合い、担ぐ者と見物人とが一体となって燃え立つ様子から、かつては「けんか神輿」とも呼ばれていたように、民衆のエネルギーが噴出されていた。

その他、この地域には、7年毎に来る申と寅の年に和の田沢の美都穂（みずほ）神社と西宮の健事神社で行われる「御柱祭」や、上田小県地域の二大大日堂信仰である祢津長命寺が別当をしている「祢津の大日さま」と呼ばれる祭りなどがある。また、祢津道と呼ばれる、北国街道の裏道のような道があり、祢津道に交差して地蔵峠を越えて北上州とを結ぶ道は、湯治道として山の湯道と呼ばれていた。そこには新張を起点に一町毎に観音石像が建立され、今日では湯の丸百体観音として知られている。



写真：祇園祭



写真：東町歌舞伎保存会



写真：健事神社御柱祭



写真：百体観音石造町石

④新田開発と水争論

江戸幕府が成立し、新田開発が奨励されると、治水技術・土木技術の発達に伴い、国内の耕地面積は著しく増加していった。

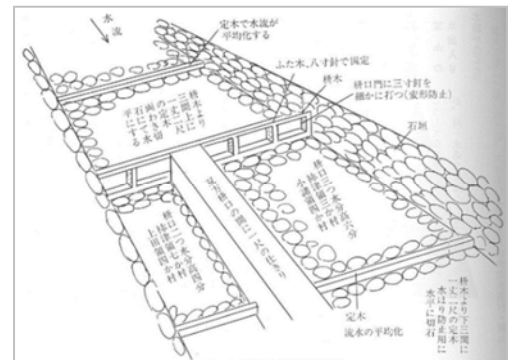
戦国期の争乱と凶作により農村が荒廃した中で、上田領においては、真田氏が農村復興に向けた百姓還往策（召し返し）を積極的に展開し、年貢諸役の負担を軽減しつつ新田開発と農民確保に取り組み、仙石氏も新田開発を積極的に進めていったことで、百姓が定住し、田地を開くようになった。

祢津旗本領においても、寛永15年～元禄7年（1638～1694）の間に、領地全体の26%が開発された。さらに、万治3年（1660）の『御家中開方之帳』によると、一般の開墾の他に家臣による開発（家中開）も進められており、「十分ノ一地（開発された下畑のうち一部が、実面積の10分の1に換算され実際の年貢納入の負担を軽減した土地）」をはじめとした開墾奨励策により、新田開発が進められた。

しかし、東部地域の水系は、三方ヶ峰・湯の丸山・烏帽子岳などの山麓から千曲川へ南流する諸河川は、いずれも水量が少なく急流である。斜面の土質は火山灰や火山砂、火山礫などを含む泥流堆積物で形成され、水もちが悪い。しかも、年間降水量が少ないため、干害に遭いやすかった。

こうした土地条件の中で、新田開発が進むと各地で水争論が起きるようになった。中でも東部地域の中で最も水量が多く、早くから流域の開発が進められてきた所沢川水系では、上流では祢津旗本領が、下流では上田領・小諸領が新田開発を進めていた。そのため、元禄年間（1688～1703）には、奈良原水の水不足が深刻化し、新規開発や水利慣行などについて、流域の小諸領・祢津旗本領・上田領の間で度々争論が起き、水柵の設置による水の平均化、水番人の派遣、村高割による修復費用の捻出等の取り決めがなされた。また、水量が少なく用水池が多い金原川や成沢川流域では、慶長年間（1596～1614）から日割制や時間制による特色ある水利慣行が発達した。

その他、少雨地帯であったことから、吉田堰や加沢堰（権左衛門堰）などの用水堰やため池の築造、湧水などが飲料水や水田用水に利用されてきた。東部地域の片羽には、片羽・桜井地区の飲料水や水田用水となった片羽八幡清水があり、明治11年（1878）には、針ノ木沢湧水と併せて、明治天皇の接待用飲用水となったことで、御膳水と呼ばれ



図：奈良原沢分水柵構造概念図



写真：片羽八幡清水



写真：針ノ木沢湧水

るようになった。

北御牧地域では、小諸藩の支援・許可のもと、八重原・鹿曲川沿い・千曲川沿いにそれぞれ堰をつくることによって水を確保し、新田開発が進められていた。これらの中で、下之城堰は開削が一番早く、1600年代前半には完成していたと考えられている。それ以後、羽毛山・郷仕川原堰・島川原堰などが次々に開削されていった。

中でも黒沢加兵衛により開発された八重原新田は、台地上にあり、簡単に用水を引くことができない場所にあったものの、万治3年（1660）頃に蓼科山麓の水源を利用した約55 kmに及ぶ八重原堰を開削したことで、台地を潤すことができた。

一方で、御牧原には適当な水源がなく、ため池による灌漑が中心となっている。こちらは、長い間、周囲の村々の入会山として利用され、下草などの資源の確保が非常に重要視された。江戸初期に、山元である下之城村によってわずかの土地が開墾されたあとは、開発そのものが厳しく制限されてきた。そのため、江戸後期になってからも植林すら制限され、ため池をつくり田畑を開墾するのはごくまれであった。

開発が活発になるのは、明治時代に入ってからであり、大正期までにしだいに田畑がつくられてきている。

明治時代の廃藩置県後は、小諸藩の救済事業として鳥居義文が隊長となり御牧原開発が始められた。その後、昭和37年（1962）頃に蓼科総合開発事業（県営御牧原農業水利改良事業）が完成した。この事業により水源が確保され、現在は広大な水田地帯となっている。



写真：黒沢加兵衛宅門



写真：黒沢加兵衛宅門前の八重原堰



写真：ため池（明神池）

(6) 明治時代～現在

①宿場町から養蚕・蚕種業の町への転換

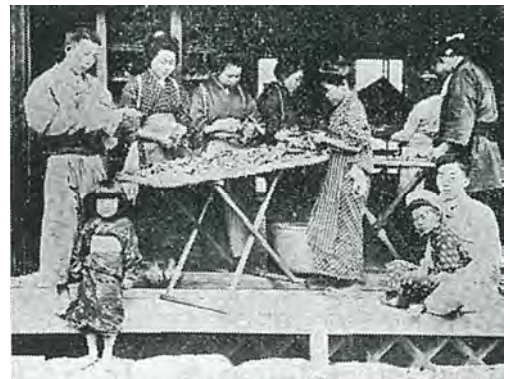
幕末に横浜港が開港し、蚕種の輸出が許可され、国内だけでなく外国へも販売されるようになると、農民の副業として行われてきた蚕飼いが、蚕種製造・養蚕業として一段と普及していった。

特に海野地域においては、明治期に入り養蚕・蚕種製造が隆盛し、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと転換していくことになるが、これに大きく貢献したのが、矢島行康（1836～1895）であった。行康は、天保7年（1836）に当宿に生まれ、安政3年（1856）に国学を志し、江戸に出て平田鉄胤の門に入り、欧米視察から帰ってきた岩倉具視の富国産業政策に共鳴し、自ら養蚕をもって貢献しようと思決意したと伝えられている。副業として行われていた蚕飼いに多くの収益が見込めるようになったことに加え、こうした基盤をもとに養蚕・蚕種製造の大型化・近代化に取り組んだ行康の指導があったことにより、旅籠屋を養蚕に適するように改造したり、新たに蚕室を建てたりと、積極的に蚕種製造・養蚕に取り組むようになった。現在、海野宿の各家の屋敷裏に立ちならぶ、堅牢で壮大な総2階建ての蚕室のほとんどは、この時期に建てられたものである。また、行康により作られた4棟の蚕室のうち、現存する2棟は、いずれも保温・換気等に工夫を凝らした堅牢で荘重な建物である。

北御牧地域においても、農業生産の合間に、副業として養蚕が行われていたと考えられており、明治10年代後半には、諏訪地方で製造された生糸が北御牧地域を通り、小諸から横浜へと送られていたという。明治21年（1888）に信越線田中停車場が開業すると、北御牧地域は、周辺地域から田中停車場へと生糸を運ぶ通過地点として、大いに賑わい、望月街道の改修や橋の架け替えが行われていった。



写真：昭和時代前期の本海野



写真：種屋風景



写真：棚飼風景



写真：矢島行康記念館

②養蚕・蚕種業の衰退、産業の近代化

江戸時代に始まり、明治になって飛躍的な大型化・近代化を遂げ、大正時代にかけて発展してきた養蚕・蚕種業であったが、第二次世界大戦が激しくなる中、昭和14年（1939）の日米通商条約の破棄に始まり、戦後の食料不足の深刻化や輸出・内需不振により、受難の時代を迎えることになる。東御市周辺の養蚕・蚕種業は、廃業するものが多く出の中で続けられていったが、昭和40年代より外国産生糸が輸入されるようになると、さらに減少の一途をたどることになった。

養蚕・蚕種業が衰退していく一方で、産業の近代化が進み、農業については桑畑整理を通じてサツマイモやジャガイモの増産が進められ、戦後は開拓事業の推進や農地改革により自立農業が確立され、その後の農業生産の向上に大きく役立ってくることとなった。

東部地域においては、昭和23年（1948）の作付統制令の撤廃によりリンゴ栽培が急速に発展していった。また、養蚕に代わるものとして始められたクルミ栽培は、全国的な主産地として桑畑跡地に増殖されその栽培面積を伸ばし、多くの優良品種を生み出すとともに、現在ではクルミの生産量が日本一となっている。なお、昭和31年（1956）から巨峰の栽培も行われるようになり、特に昭和37年（1962）から栽培技術の研究や共同出荷体制の推進等により、現在では全国有数の巨峰ブドウ産地となっており、秋には「巨峰の王国まつり」が開かれている。北御牧地域においては、稲作と養蚕を中心とした農業から、園芸作物や畜産、果樹栽培など農業経営が多様化し、現在は八重原米や白土馬鈴薯（はくどばれいしょ）などが特産品となっている。

商工業については、特に工業を中心に、昭和40年代以降、農業にかわる中心産業として発展していった。

工業については、戦前は製糸工場が主になっていたが、戦後に入ると繊維、電気機械等の工場が順次市内に進出した。昭和50年代からは工業団地の造成が始まり、「羽毛田工業団地」や「上川原工業団地」、「羽毛山工業団地」が整備され、機械金属、自動車部品等の生産拠点として多くの企業が立地している。

また、商業については、戦前・戦後において賑わいの見られた商店街に加え、徐々に国道18号を中心とした主要道路沿線へも商業機能が拡大し、ガソリンスタンドや飲食店等が増加してきた。



写真：クルミ（シナノグルミ）



写真：巨峰



写真：羽毛田工業団地



写真：上川原工業団地



写真：インター東部流通団地

昭和59年(1984)に大中型店の出店凍結が解除されると、市内各地で大中型店の進出が始まり、平成10年(1998)には東部湯の丸IC周辺に「インター流通業務団地」が造成され、大型店の進出が著しくなった。

観光業について、東部地域においては、昭和34年(1959)に湯の丸観光事業の着手及び東部町観光協会が設立され、湯の丸の自然環境を活かした観光振興が進められていった。北御牧地域においては、公共福祉の湯として「御牧乃湯」が整備され、また、平成6年(1994)に黒沢加兵衛によって開拓され地域のシンボルとなっていた明神池一帯が「芸術むら公園」として整備された。その他、巨峰やクルミに代表される果樹農業や海野宿等の歴史的資源を見に多くの人々が訪れるようになっている。



写真：湯の丸高原



写真：御牧之湯

③町村合併

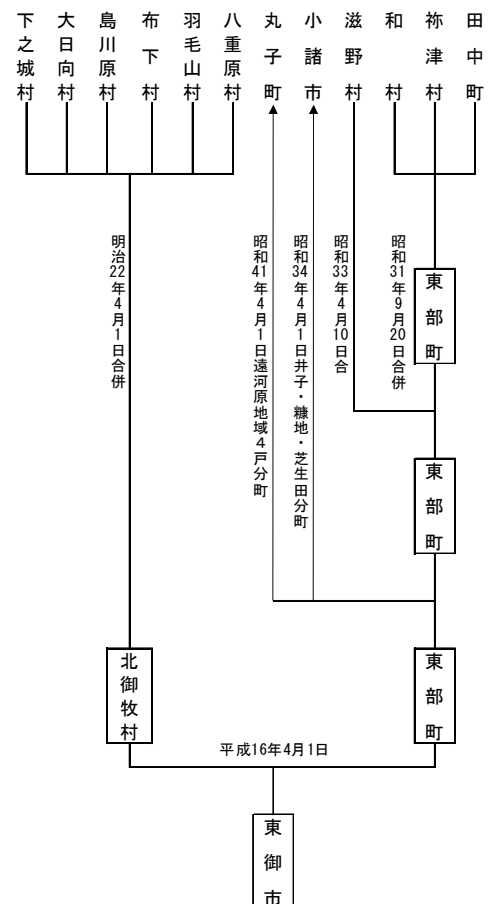
東部地域については、昭和31年(1956)9月に、田中町・祢津村・和村の1町2か村が合併して東部町が発足し、続いて昭和33年(1958)4月に滋野村が編入となった。また、昭和34年(1959)4月に、芝生田・糠地・井子の3区が小諸市へ分町し、昭和41年(1966)4月には千曲川南にあった遠河原地域の4戸が丸子町へ分町するなどの経緯を経てきた。

北御牧地域については、江戸時代から続いてきた下之城・大日向・島川原・布下・羽毛山・八重原の6つの自然村が、明治22年(1889)4月に北御牧村となった。

そして、平成16年(2004)4月に、東部町と北御牧村が合併し東御市となり、今日に至っている。



写真：芸術むら公園



図：町村合併の流れ

④まちなみ保存の機運の高まり

海野宿の北側を通る国鉄信越本線の駅が、海野宿から離れた大屋と田中の地に設置されたことや、北国街道に代わる道路として国道18号線が海野宿北方の段丘上を通ったことなどにより、海野宿は宿場町としての風情を改変することなく、さらに、ここに住む住民の建物や郷土に対する深い愛着により、町並み景観が維持されてきた。

周辺のまちなみが大きく変化していく中で、昔からの面影を色濃く残す海野宿のまちなみに対する保存の機運が高まっていき、国・県による家屋調査の後、昭和48年（1973）に町の文化財に指定されると、町によるまちなみ調査が行われ、地元では昭和55年（1980）に歴史研究会として海野宿（保存）研究会が発足し、昭和60年（1985）には海野宿審議会委員会が発足した。

さらに昭和61年（1986）には建設省により「日本の道百選」に、翌昭和62年（1987）4月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。その他、平成4年（1992）には「第1回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国農業協同組合中央会長賞を受賞した。

このように、住民による積極的なまちなみ保存活動と行政の積極的な援助・助成により、まちなみの保全・修復、資料館の整備等が進められてきた。



写真：昭和時代前期の本海野



写真：「日本の道百選」記念碑

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

1. 文化財の状況

文化財の指定状況（平成30年12月現在）の内訳は、国指定等文化財が4件、県指定等文化財が10件、市指定等文化財が69件の合計83件の文化財が分布している。

（1）国指定等文化財の状況

4件ある国指定等文化財のうち、重要文化財（建造物）が1件、重要伝統的建造物群保存地区が1件、登録有形文化財が1件、史跡が1件である。

春原家住宅：江戸時代前期に建てられた大きな農家として復元された。土間を中心として生活していたと思われる、各部屋の広さに比べて土間の割合が広いなど、長野県東南部に見られる農家建築の特色が表れていると考えられている。

重要文化財
建造物



写真：春原家住宅

海野宿：北国街道の宿駅として開設され、江戸時代は佐渡で取れた金の輸送や北陸諸大名の参勤交代の道として栄えた。明治時代からは、広い部屋を利用した養蚕・蚕種業が盛んになり、出桁造りの旅籠屋や、卯建の付けられた家などからは、江戸から明治にかけての風情が伺える町並みである。

重要伝統的
建造物群
保存地区



写真：海野宿

児玉家住宅：児玉家は東上田の地に古くから住み、明治時代初期からは味噌・醤油の醸造業を行っていた。明治26年（1893）に隠居分家のために建てられた住宅と、明治43年（1910）にかけて建てられた主屋、土蔵、蚕室、馬屋など計13棟で構成されている。

登録有形
文化財



写真：児玉家住宅

戌立石器時代住居跡：縄文時代中期から後期中頃までの集落遺跡である。敷石住居跡や獣骨片・土器類・磨製石斧・石鏃など多数の遺物が出土している。

史跡



写真：戌立石器時代住居跡

(2) 県指定文化財の状況

10件ある県指定等文化財のうち、史跡が2件、天然記念物が2件、県宝が3件、有形民俗文化財が2件、無形民俗文化財が1件である。

中曽根親王塚古墳：5世紀後半に築造されたとみられ、墳丘
県史跡の基底部各辺が52m前後、墳頂部各辺が約11m、高さ約11mである。方墳としては県下最大である。



写真：中曽根親王塚古墳

宮の入のカヤ：中世祢津氏の館の庭園木であったと言い伝え
県天然記念物られており、推定樹齢は400年以上である。幹の胸高周囲が約6.5mで、県下で最も太いといわれている。



写真：宮の入のカヤ

石造龕：県宝
石造文化財基礎に刻まれた銘文より、鎌倉幕府滅亡の年である正慶2年（1333）に、当地方で栄えた海野・望月両家が、争乱にあたっての出陣に際して武運を祈った石祠であるとみられている。



写真：石造龕

西宮・東町の歌舞伎舞台：それぞれ文化13年・14年
県有形民俗
文化財（1816・1817）とほぼ同時期に造られた舞台で、回しのある舞台は日本で最も古い舞台であるといわれる。地元では昔から「舞台見るなら西宮へ、芝居見るなら東町へ」と言い伝えられており、現在も、保存会による舞台の管理や地芝居の公演、さらには地元の子供たちによる伝統芸能の継承が行われている。



写真：東町の歌舞伎舞台



写真：西宮の歌舞伎舞台

(3) 市指定文化財の状況

69 件ある市指定等文化財のうち、史跡が 21 件、石造文化財が 9 件、天然記念物が 10 件、無形民俗文化財が 4 件、名勝が 2 件、有形文化財が 20 件、有形民俗文化財が 3 件である。

野馬除跡：平安時代初頭に設置された“望月牧”の周囲全体を囲んでいた溝と土塁の跡である。牧場外から野馬が入り込まないように、旧北御牧村の広い地域に設置された。野馬除跡は長倉牧（軽井沢町）や塩野牧（御代田町）、埴原牧（松本市）などにも残されているが、牧場の規模が分かるまでに現存しているのは、全国でも望月牧のみである。

市史跡



写真：野馬除跡

百体観音石造町石：祇津の新張から地蔵峠を越えて、旧鹿沢温泉に行く間の山道（約 12km）の脇に、1 町（約 110m）ごとに祀られている百体の観音像で、江戸時代末期から明治初期にかけて、湯道を通る人々の健康を願って造られた。

市指定
石造文化財



写真：百体観音石造町石

白鳥神社社叢：社は海野宿の東端に位置する神社で、中世は豪族海野氏の氏神として、現在は本海野区の産土神として祀られている。ケヤキや杉等の大木が、拝殿前の境内を縁どるように植えられており、境内を荘厳なものにしている。

市指定
天然記念物



写真：白鳥神社社叢

金井の火まつり：雨ごいや虫送りの民俗行事の火まつりと、寛保 2 年（1742）に起きた「戌年の満水」と呼ばれる水害で亡くなった人々の霊を弔う供養とが重複したまつりであると言われている。まつりは、毎年 7 月 27 日、日没とともに石尊大権現の前の辻まで続く 108 個の松明に順に点火し、麦ワラや稲ワラ、アカシヤなどで作られた三角錐状の塔を前に、10～15 歳の男児のみで、火をかざす側と点火を拒む側の攻防が繰り広げられ、塔の火が燃え尽きた時点でまつりが終わるという流れになっている。7 月 27 日が石尊大権現の本山である神奈川県の大山石尊大権現の山開きに当たることから、「石尊様の火まつり」とも呼ばれている。

市指定
無形民俗
文化財



写真：金井の火まつり

布岩 : 布下地域の千曲川左岸に見られる断崖の中腹にある凝灰角礫岩層中の灰白色の凝灰岩を指す。白い布のように見えることから、「牛に引かれて善光寺まいり」という伝説の中に登場する布岩として、江戸時代後期の浮世絵師東都錦朝楼芳虎もその様子を描いている。

市指定
名勝



写真：布岩

大日堂 : 上田・小県地方の中でも屈指の大きさのお堂であり、本尊の大日如来像は藤原期（平安中～後期）の制作とみられ、現在は秘仏になっている。江戸時代に焼失・再建されたが、堂内には算額や絵馬などが奉納されており、境内一帯には芭蕉の句碑をはじめ、善光寺六地藏尊や庚申塔などの石造文化財なども多く残されている。

市指定
有形文化財
建造物



写真：大日堂

石尊さまの納め刀 : 大日堂境内にある石尊大権現の拝殿内に、農耕豊作の雨ごいの祈願をするため、天明元年（1781）から今日に及ぶまで納められてきた、約160本の大きささまざまな木刀である。

市指定
有形文化財
建造物



写真：石尊さまの納め刀

祢津城山 : 滋野一族・祢津氏の山城で、「上の城」と「下の城」から構成される。頂上は南北約60m、東西約20mの平坦地で、周りには土塁が築かれており、郭内には井戸跡があったと伝えられている。本城の東南側と西側の急斜面には帯曲輪がつくられている。本城の北側は尾根続きで「上の城」に通じているが、山裾までに2本の空堀が掘られ、その北方には池跡や堰跡も残されている。

市指定
史跡



写真：祢津城山

鍋蓋砦跡 : 円形の微高地で、「長野県町村誌」「北佐久郡志」には、「徳川軍が鍋蓋を中心とする八重原に兵を終結して陣営を張った」や「海野合戦の際、武田信玄がここに陣を張って、戦役に備えた」という伝承が残されている。周辺地域を含め土地利用の形状をみると、周回する道路が存在し、そこを起点にして農道が放射状に展開している。

市指定
史跡



写真：鍋蓋砦跡

両羽神社神像：本殿内に祀られている三体の小神像のうち二体の底部に書かれた墨書には、中世の年号（応長または永享三年）があり、神像制作年代と考えられる。大きな二体の寄木造の座像は、貞保親王像・船代像であり伝えられている。いずれも同時期の制作と考えられ、他に例の少ない貴重な神像である。

市指定
有形文化財
彫刻



写真：両羽神社神像

両羽神社太鼓：「胴長の太鼓」と呼ばれるつづみ状の太鼓。胴は円筒状で、内部に「八葉山大明神大玉郷大宮 雅義（花押） 千時天正十二年甲申七月廿二日はおかく也 望月大宮社鬘神六郎 議佐」と墨書されている。天正十二年（1584）という制作年代が確認できる大変古い太鼓として貴重である。

市指定
有形文化財
彫刻



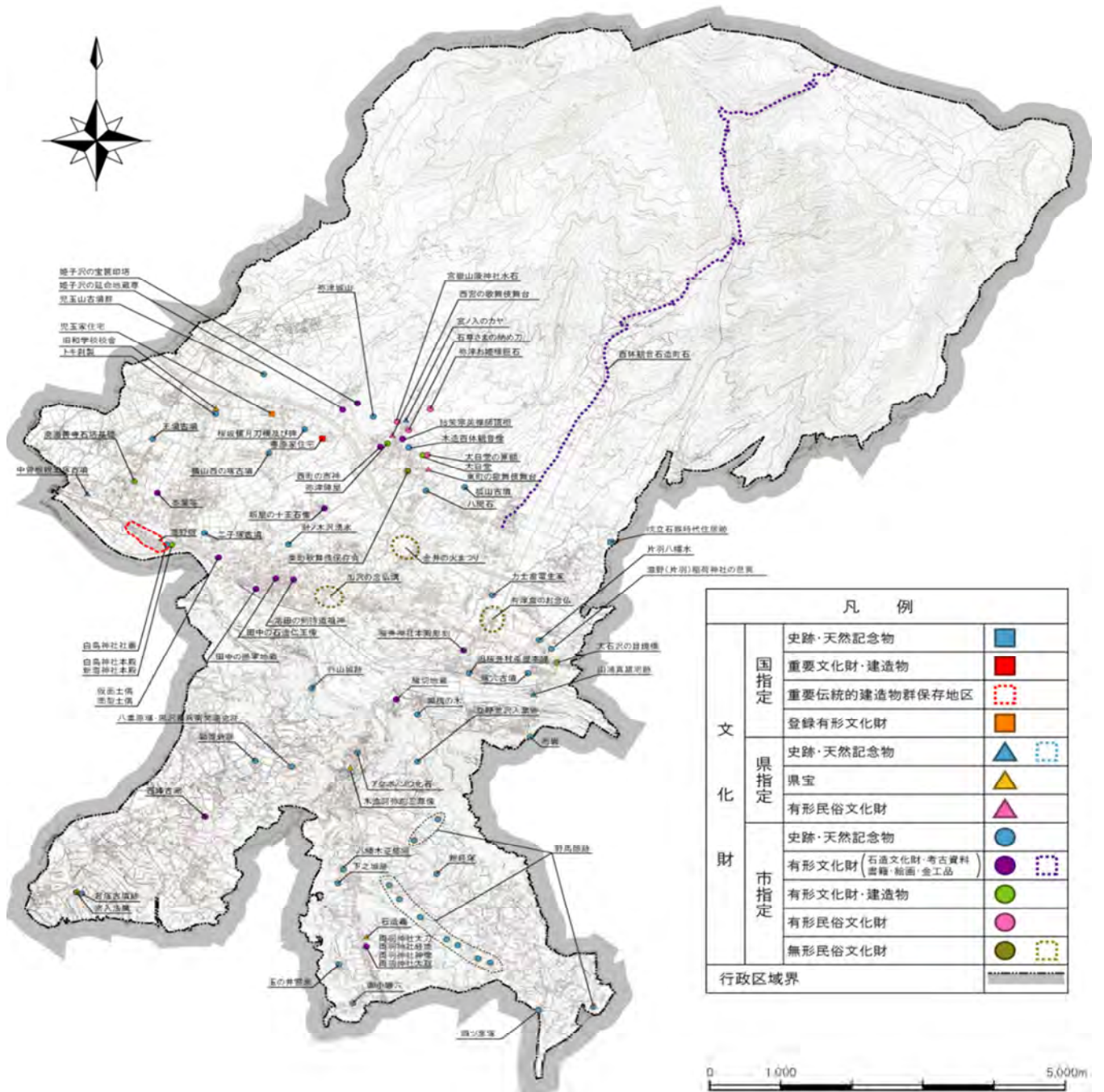
写真：両羽神社太鼓

白鳥神社本殿：建築は、寛政3年（1791）で、大工は祖先が田中宿出身の房山（上田市）の末野源三郎である。間口柱間6尺（1,870mm）規模の間社流造り、銅板葺（元こけら葺）の建物で棟に置^{おき}千木^{ちぎ}と堅魚木^{かつおぎ}5本を飾る。柱は円柱で、反長押、内法長押を打ち、頭貫^{かしらぬき}（拳鼻^{こぶし}付き）を通し、組物は出組である。向拝は、几帳面取り角柱を立て、母屋とは海老虹^{えびこうりょう}梁^{たばさみ}で繋ぎ手挟をつける。縁は切目縁を腰組で支え、四方に組高欄をめぐらしている。内法長押に沙綾形の地紋彫り、壁板の七宝つなぎ（輪違い）彫り、手挟の菊の透け彫り等見事な彫刻である。

市指定
有形文化財
建造物



写真：白鳥神社本殿



図：国・県・市指定文化財の分布状況

(4) 指定文化財以外の歴史資源等の分布状況

①遺跡

市北部から流れ出す川により形成された扇状地上には、旧石器時代から縄文・弥生時代にかけての遺跡群が点在している。また、海野地域一帯には、文化財に指定されていないものの、心光寺や居館跡、矢立城跡、海野古城など、滋野一族・海野氏に関連する遺跡が数多く残されている。



写真：心光寺

②社寺

海野宿東端にある白鳥神社は、海野氏の氏神であり、現在は本海野を中心とする産土神として祀られている。寛正2年（1461）に海野氏幸により再建されたともいわれ、慶長5年（1600）には真田信之より社領三十貫五百文の地が寄進されている。なお、白鳥神社に隣接する新海神社は、もともとは段丘上にあった大平寺村の産土神であったが、白鳥神社とともに本海野の産土神となっており、明治40年（1907）に白鳥神社境内へ移動された。



写真：白鳥神社

曾根にある興善寺は、海野氏の地が武田・村上・諏訪連合軍により圧迫された時に武運長久と領地の安泰を祈願して建立されたといわれ、度重なる火災により、重要文献やその他の貴重品の大部分が焼失してしまったものの、多くの名僧を出してきた。



写真：興善寺

西海野にある住吉神社は、寛永8年（1631）千曲川の洪水で流された下深井村の氏子らにより大阪住吉神社から分祀を乞い建立したものである。

同じく西海野にある、大杉の木に囲まれた足穂神社は、元飯縄権現と称し、下吉田村の産土神である。



写真：定津院

祢津にある定津院は宝徳元年（1449）創建で、東信濃に曹洞禅の信仰を広めた最初の寺院である。定津院の北東山裾には、室町末期から戦国期にかけての祢津氏歴代の墓とみられる宝篋印塔や五輪塔がある。

祢津にある長命寺は、寺伝では天延3年（975）に創建されたという。現在でも、本堂の脇に護摩堂が建ち、不動明王が安置されて護摩の火が焚かれている。長命寺の東方山麓に大日堂が建っている。字古大日にあった大日如来を延宝7年に今の地へ移したという。なお、長命寺が別当している大日堂の鐘楼は時鐘と言われ、田に引く用水の堰止めの合図をするために鳴らされていた。



写真：長命寺

③地域に伝わる祭り・行事

ア：どんと焼き

1月15日に、正月様に飾った松や注連を集めて、道祖神の前で焼く。新年の神聖な火を祀ることが中心で、その火の霊力による年初めの厄払いなどをした。なお、養蚕・蚕種業が盛んだったことから、繭玉状の団子を柳の枝にさし、火にあぶって食べる。



写真：どんと焼き

イ：初午・わら馬引き

立春後の最初の午の日を初午と呼び、稲荷神社の祭りをして養蚕の豊作を祈願したり、わら馬を作って道祖神に引いて行ったりした。本来、わら馬は厄神が訪れると考えられた事八日に道祖神を祀って災いを断ち、幸せな1年を送ることを祈願したものであったが、初午の日と近いため、行事が習合されたものとなっている。



写真：祇園祭

ウ：祇園祭

7月中旬に、祢津東町・西宮で祇園祭が行われる。両町の境で2つの神輿が激しくぶつかり合う喧嘩神輿が有名であったが、けが人が出るため、近年は喧嘩神輿から見せる神輿へと変わっている。

エ：火祭り

金井の火まつりの他に、「出場の火祭り」「四ノ宮様の火祭り」が行われている。

出場の火祭りは、お宮の広場で紐のついた棒を回転させる、昔ながらの方法で火を起こし、松明へ移すと、区内約1キロを練り歩き、上金山地域の高台の火祭り広場へ向かう。ここで太鼓に合わせて子どもたちの間で火振りや火付けの攻防戦などを行う。

四之宮様の火祭りでは、松明の明かりを頼りに四之宮様（宮嶽山陵神社）の石段を上り、合図とともに頂上の社殿前の広場に積み上げられた松枝などに火を移す。見ている人たちは、その日が燃え盛るのを見て声をあげ、炎が高く燃えたと、今年は豊作だ、景気が良くなるぞという。また、背中を火に焙ると風邪をひかない丈夫な子になるといって火に近づき、火の粉を浴びたりする。



写真：火祭り（出場）

才：御柱祭

和の田沢にある美都穂神社と西宮にある健事神社で行われている。美都穂神社の御柱祭は、1月下旬から2月上旬の間に赤松一本を見立て、伐採には神官が立ち会い、木の道に通じるものが交代で斧を入れ、全員で枝を払う。根の一部に穴をあけ檣棒を指して輪をつくり、これに引き綱を結ぶ。戸別にわら縄を出し合い、神社の前の道路で太縄2本により上げ、1本を引き綱、もう1本はセミ棹の引き綱とした。木遣りが竹の先に切り下げを結んだ幣を振り「サアサアタノムゾサー」と、向こう鉢巻きの引き子が「ヨイトヨイト」の掛け声をかけて引き始め、村の上お旅屋まで引き付けて山出しの行事は終わる。4月上旬には総動員で大平石に御旅屋を造営し、神輿安置の場所を作る。中旬の里引きでは、行列を整えて引き出し、木遣りと御幣のにぎやかなねりで御柱を神社へと引き付ける。

健事神社の御柱祭では、2月に赤松2本を区有林から伐採し、「西の窪」まで山出しを済ませておく。4月20日が本引きで、常会ごとに大きな幟旗や御幣を持ち、揃いの袴纏で身を整え、引き衆は念入りに工夫された化粧で仮装する。常会ごとに木遣りが出て、にぎやかな音頭を取る。一の柱から順に本引きが開始され、各常会を引きまわした後、西宮地区の氏神である祢津健事神社境内へ引き上げ「建御柱」となる。東へ一の柱、西へ二の柱が建て終るとき、祭が最高に盛り上がり、拍手喝さいの中で祭は終了する。



写真：美都穂神社御柱祭



写真：健事神社御柱祭

力：灯籠回し

海野宿内の家々の間で、宿場と家の安全を祈って、三峯の灯籠を付け、毎晩各家に回している。

圭：白鳥神社例祭

海野宿の東端に位置する白鳥神社では、現在は4月12日に近い日曜日に春の例祭が、11月23日に秋の例祭が開かれる。

例祭時になると、旧街道に沿って12本の幟が立てられ、神社拝殿では、神事の後に舞姫による浦安の舞が奉納される。なお、秋の例祭時には、「海野宿ふれあい祭」も併せて開催され、通りには店が立ち並び、仮装行列などが行われて大いに賑わう。



写真：灯籠回し



写真：海野宿のまちなみと大幟

④棚田・ため池・用水路

東御市北西山間部にある姫子沢・滝の沢の棚田は、その良好な景観と伝統的な石積みが評価され、平成11年（1999）に農林水産省の「日本の棚田百選」に認定された。

また、東御市は、年間降水量が少なく、用水路やため池を利用した農業が行われていた。特に、北御牧地域では、八重原台地において、江戸時代に関与された八重原用水を利用した農業が行われるとともに、御牧原台地においては、ため池を利用した農業が行なわれ、大小含め約450のため池が存在している。

また、東御市はクルミの栽培が盛んに行われている。

長野県下でクルミの栽培が始まったのは、明治初期であり、中でも東信地方、現在の東御市和地域が栽培の中心であった。和地域では、大正4年（1915）大正天皇の即位御大典記念として全戸に苗木を配布して栽培を奨励し、このことがクルミの集団栽培発祥地となる契機となった。



写真：姫子沢の棚田



写真：滝の沢の棚田

コラム ～クルミについて～

明治40年（1907）、北佐久郡小沼村三谷（現在の御代田町）の中山丈平という、当時25歳の青年が、アメリカの生糸貿易商で、軽井沢に別荘を持っていたボアンカレー氏から、菓子ぐるみを集めて、軽井沢の外人組合に納めてくれるようにと依頼された。そこで、中山氏は佐久地方でクルミを買い集めたが、丸型の小粒在来種がわずかに集まったにすぎなかった。

翌41年（1908）、中山氏は小県郡に足を運び、クルミの木のある家々を訪ねて買い歩いた。その際、当時白米1升が12銭の時代にあって、クルミ1升が18銭で買われたことで、クルミが現金収入の手段となってからは、その栽培が盛んに行われることになった。

現在、和・滋野・祢津など烏帽子山麓地域は、日本におけるクルミの一大生産地である。

これらの地域は、標高500～1,000mの高台にあり、土質の大部分は火山灰土を主とした混合土である。地形は、いずれも南又は西に傾斜し、地下水が常に流動し、しかも、長続きの干ばつにも保水力に富んでいる。

こうしたクルミ栽培に適した環境が整っていたことに加え、雄花と雌花の区別があり、風に流され花粉が運ばれるため、各樹の開花期に若干の差異があるというクルミの特性を踏まえ、集団栽培を行ったことで、より一層クルミ栽培が発展して今日に及んでいる。



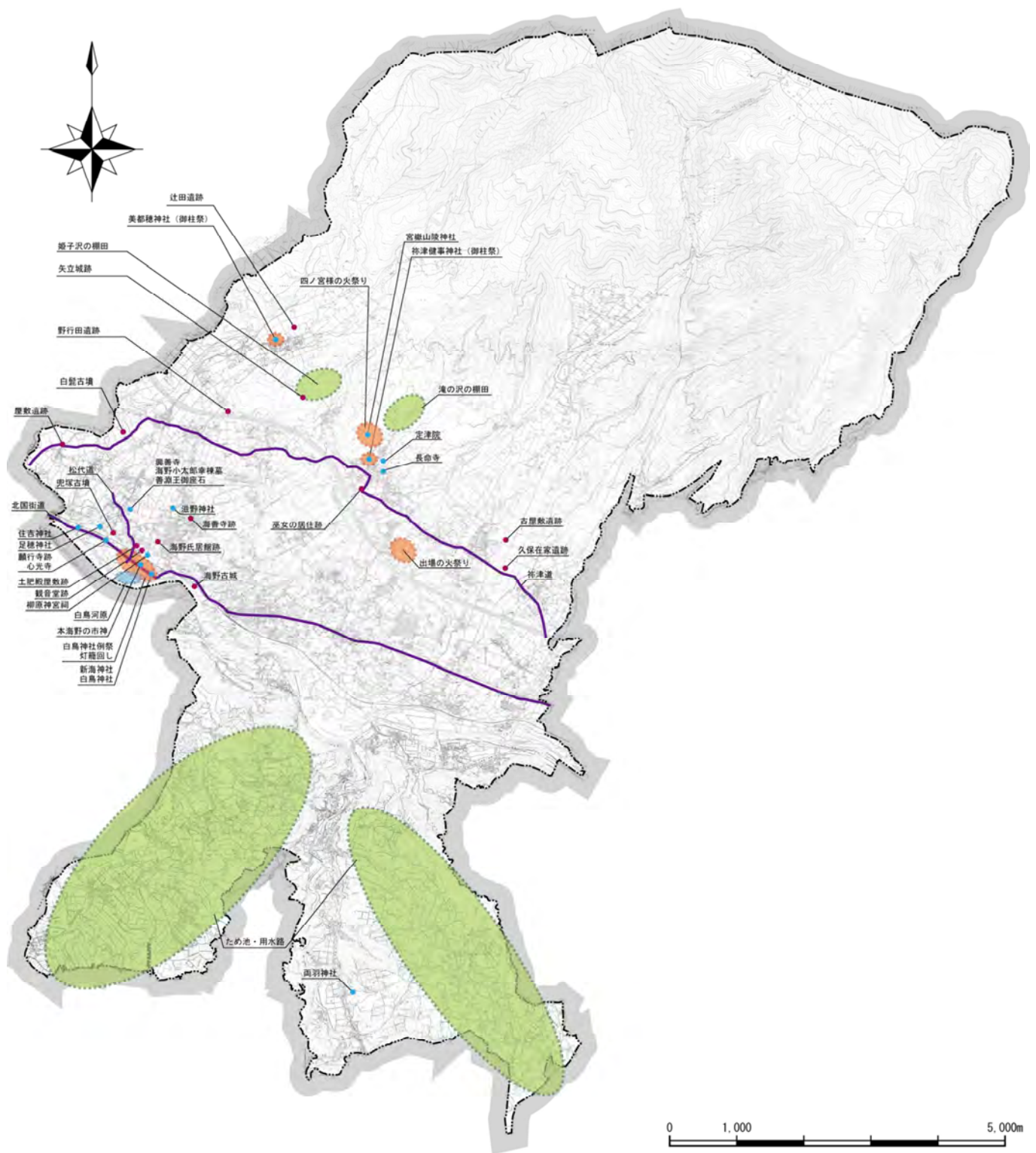
写真：八重原用水中八分水柵



写真：明神池



写真：クルミ



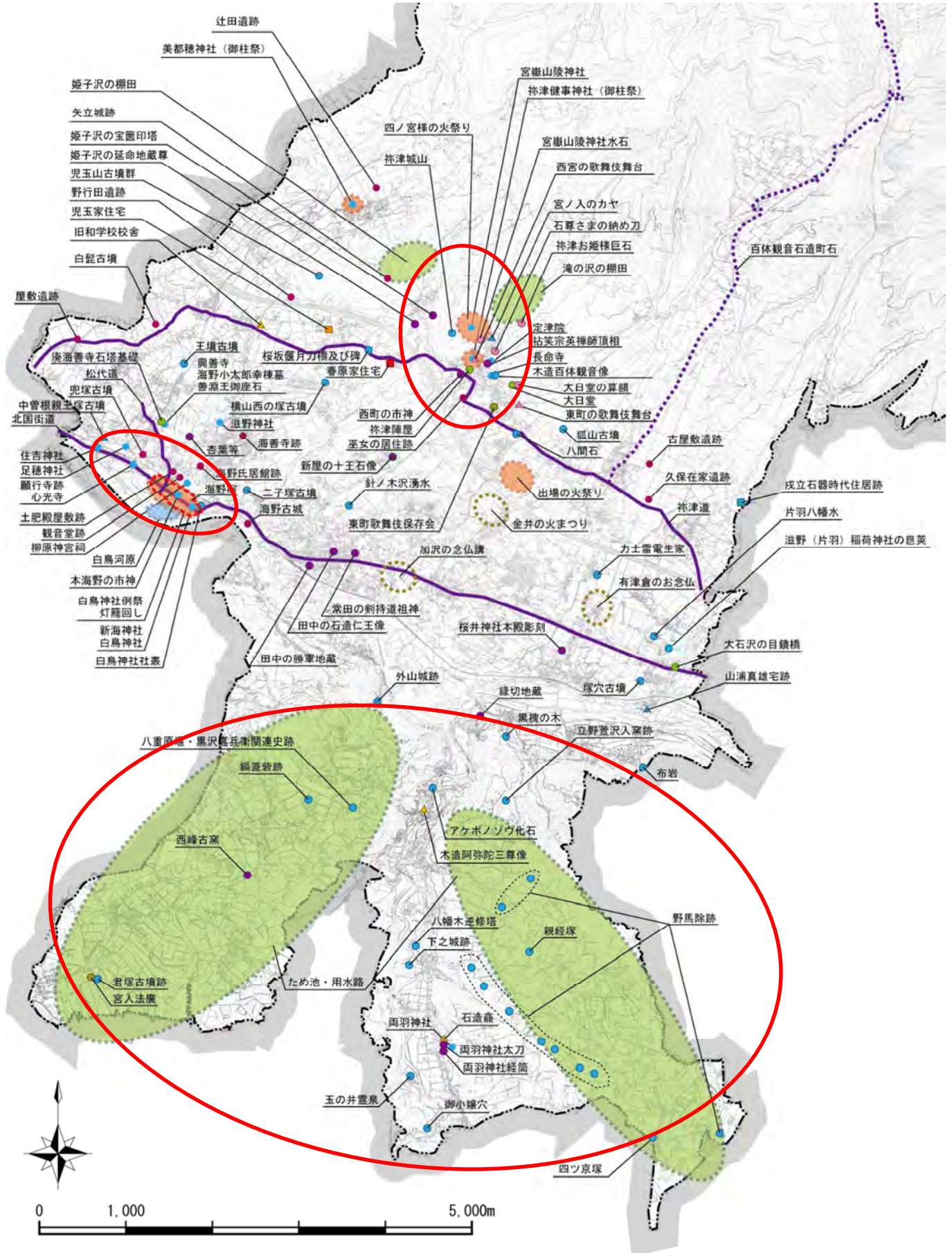
図：指定文化財以外の歴史資源等の分布状況

2. 東御市における歴史資源の分布状況

東御市は、古代、勅旨牧として馬の飼育が行われていたことに始まり、滋野一族の盛衰、江戸各藩による統治など、様々な歴史要素が重層的に積み重なった地域であると言える。このことは、市内にある歴史資源（文化財・文化財以外）の多さからも見て取ることができる。

その中でも、江戸時代から明治時代にかけて、上田領・祢津旗本領・小諸領として統治が行われていた際の、異なる体制・歴史・社会情勢を背景とした建物や人々の活動、まちなみ環境が、良好な状態で現在にまで残されている。

- ①海野地域には、江戸時代に始まり明治時代に大きく発展した「海野宿」のまちなみに加え、「白鳥神社例祭」や「灯籠回し」に見られるような、“宿場町、養蚕・蚕種業”に関連した歴史資源が残されている。
- ②祢津東町・西宮地域には、旗本領として、周辺地域に比べ恵まれた生活環境にあった中で、東町・西宮にそれぞれ設置されている「八坂神社」を舞台に「祇園祭」が行われ、加えて、両町にある「歌舞伎舞台」では、地芝居が行われているなど、“江戸大衆文化”に関連した歴史資源が残されている。
- ③北御牧地域には「八重原用水」や「ため池」が各地に点在する中で、江戸時代から続く水利慣行が現在まで行われており、厳しい気候条件の中で人々の生活が営まれてきたことを示す“北御牧地域の営農環境”に関連した歴史資源が残されている。



図：東御市の歴史資源の傾向

3. 維持・向上すべき歴史的風致

(1) 海野地域の歴史的風致

市域の北部に連なる山々から伸びる丘陵地と小河川によって形成された複合扇状地は、千曲川に差し掛かるとその大きな流れによって河岸段丘へと変わっていく。

そこは古来より、街道や在地有力者の拠点が築かれ、発展していった地域であった。千曲川に沿うように、江戸時代に整備された北国街道が残り、宿場町から養蚕・蚕種業への転換を遂げ大きく発展した海野宿のまちなみが、今日まで良好な状態で保たれている。



写真：海野宿鳥瞰図



写真：「気抜き」の付いた海野宿のまちなみ

海野地域は大きく「本海野」と「西海野」によって構成されている。「本海野」という地名は、真田昌幸が天正11年（1583）に上田城を築き、その城下町を形成するにあたって、真田氏にゆかりのある東部町の海野郷から住民を招きよせ、上田に海野町を形成してから、そのもとの地を本海野と称したことに始まる。

一方「西海野」は、江戸時代に入り、全国的な街道整備が進められる中で、元和2年（1616）、初代上田藩主の真田信之が、周辺集落の住民を移住させ、物流拠点として新たに興した「海野新田」がその原型である。その後、寛永2年（1625）に本海野に海野宿が開設され、宿場町に隣接する地域となるが、寛永8年（1631）に起きた洪水により西海野は跡形もなく流されてしまった。その後、復興にあたって、隣接する海野宿と同様に宿場の体裁でまちなみや水路が形成されたことで、今日のような連続したまちなみとなった。

「海野」という名称が資料に初見されるのは非常に古く、「海野郷」として天平頃（740年前後）の正倉院御物・紐心麻綱墨書に見えている。その後、「童女郷」（『和名類聚抄』）と称した時期もあるが、古代には「海野荘」として近衛家領となっており、これは南北朝期に山城国（現京都府）の楞伽寺領となるまで続いた。

こうした海野郷・海野荘を在地領主として、実質的に支配してきたのは、海野氏であった。海野氏は、木曾義仲の拳兵にあって重要な働きをしているが、鎌倉幕府になっても武勇をもって仕え、弓の名人といわれた海野幸氏をはじめ、何代にもわたり鎌倉八幡宮の流鏑馬の射手を勤めている。海野氏の領有していた範囲は判然としないが、天文10年（1541）に武田・村上・諏訪氏の連合軍に攻め入られて衰退するまで、祢津氏・望月氏などの有力同族の中心となって、非常に大きな勢力を誇る東信濃さっての名族であったことは間違いない。

こうした海野氏の居館が、海野宿北方の段丘上にあり、海野氏の氏神である白鳥神社が、海野宿の東端に位置していることから、この地は、海野氏の城下町的性格の集落として形成されていたと考えられている。

このことは、文永11年（1274）の高崎市円性寺所蔵の銅製地藏菩薩背銘に「小方（県）郡白鳥宿住人」とあり、天正10年（1582）以前のものである武田氏の伝馬文書に「海野町」とあることから裏付けられる。また『宿方色々扣』に「当町先規市日毎月二日、十二日、十八日、廿二日、廿八日、右ハ永禄巳前之例ヲ以、寛永弐年丑年奉願上、市近年迄相立申候」とあるほか、宝永3年（1706）の『本海野村差出帳』に「當村之儀、馬市立申候、但春ハ三月ヨリ四月迄、秋ハ十月ヨリ十一月迄、但乗馬・小荷駄馬共ニ売買仕候」とあるところから、室町から戦国期にかけて、当地に六斉市が立っていたことが推定されている。海野宿の御蔵小路にあった市神も、この市に関わるものと考えられている。



写真：白鳥神社



写真：市神

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

以上のことから、海野宿の地はかなり古くから海野氏の本拠として、またこの近辺の交通・交易上の中心地として栄えており、そうした背景から、真田氏の上田城下形成時に招致され、また北国街道が開通した慶長年間に田中宿が開設された後、それを補完する宿場として開設されたものと考えられている。

海野地域の地形は、南北方向に特色があり、北の国道18号の走る段丘は、古墳や古社寺等の遺跡、新海神社や少数の民家があった地域で、下の段丘は、しなの鉄道ならびに南面傾斜の畑が展開し、白鳥神社や海野宿のまちなみを始め、中世末期から江戸・明治・大正時代の歴史が色濃く残されている。

さらに南に隣接して水田を主体とする低地が展開して千曲川に至る。



図：海野地域断面図



写真：海野地域南側の農地



写真：海野宿北側の段丘（しなの鉄道から北を見上げる）

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

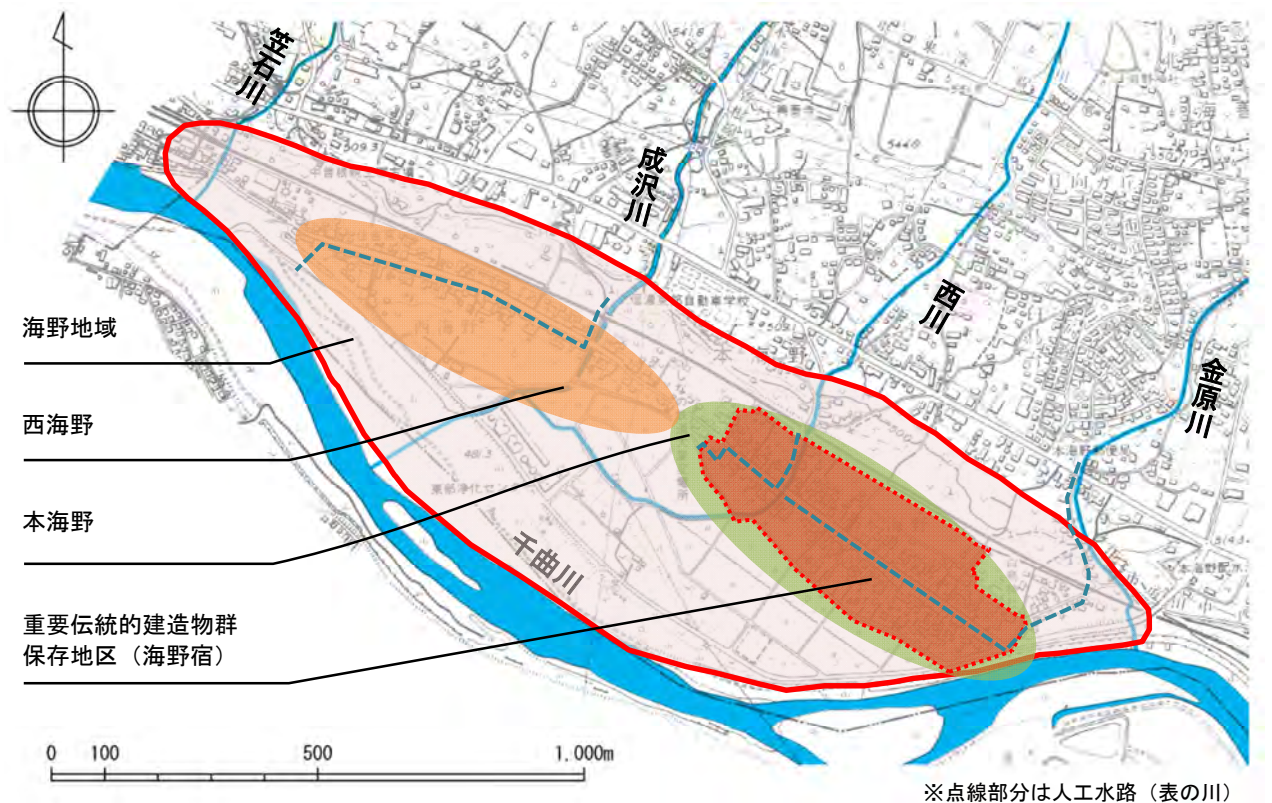
次に水系を見ていくと、本海野には金原川と西川（盲橋川、盲川、瞽川ともいう）が流れ、西海野には成沢川が流れている。いずれも標高 2,065m の鳥帽子岳に発し、現在は主として灌漑用水として利用され千曲川に合流する。

金原川から分かれた人工水路は、海野宿の東端にある白鳥神社の境内を経て旧北国街道の中心部を西方面へ流れ、その水は西川に落とされ、西川以西については西川から分流された水路が同じく旧北国街道中央部に配されている。この旧北国街道中央部を流れる水路は「表の川」と呼ばれ、かつては上水路・防災用に利用されていた。

海野宿と同様に宿場の体裁で町並みが形成された西海野においては、成沢川から分かれた人工水路は旧北国街道の中心部を西方面に流れ、千曲川に落とされる。かつては上水路・防災用に利用されていた。

近代的水道が敷設された現代では、かつての機能はなくなったが、依然として道路中央を開渠で流れ、海野宿の歴史的景観をとどめる上で重要な役割を果たしている。また、白鳥神社の林や街道沿いの並木の育成を支えている。

このように、海野宿を含む海野地域は、歴史的な位置づけに加え、自然条件が深く関わりあって形成されているのである。



図：海野地域と周辺の水系

今日の海野宿のまちなみは、旧北国街道沿いを、全長約1 km にわたり続いている。幅約 10m の街道中央部には、かつて生活・防火用水として使われていた水路（表の川）が流れ、各所に水洗い場が設置され、街道の様子をとどめている。そして、その両側には南北に細長い短冊形の切妻造の建物が立ち並び、茅葺の建物や塗屋造の建物、うだつや棟飾、海野格子のように細部にまで意匠を凝らした建物など、長い年月を経る中で変化していった海野宿の歴史を見て取ることができる。

また、海野宿の町家の玄関は、建物の東側に寄るように、街道の北側・南側でそれぞれ位置を合わせていることから、宿の東端にある白鳥神社との間に関わりがあると考えられている。



写真：表の川に設置されている水洗い場



写真：海野宿のまちなみ

江戸時代、海野宿が設置された当初は、隣接する田中宿が本宿であり、海野宿は補助的な役割を担っていた。しかし、寛保2年（1742）の洪水により、田中宿が壊滅的な被害を受けたことを機に、海野宿にも本陣が置かれるようになった。

その後、海野宿は、大名行列や佐渡路からの物資、善光寺を目指す参拝客など、多くの物や人が行き交う宿場町として栄えるとともに、江戸時代後期には地場産業としての養蚕業が始められた。

海野地域を含めた当地における養蚕業の始まりは、「宝永差出帳」によると、明暦年間（1655～1658）に依田川岸で始められ、17世紀後半には小県地方全域に広がったと伝えられている（東部町誌より）。

雨の少ない傾斜地は桑の栽培に適した環境にあり、加えて千曲川に吹く強い風が、蚕の天敵である「カイコノウジバエ」の発生を抑えていたことにより、海野地域を始め千曲川沿岸で栽培した桑は「歩桑（ぶぐわ）」と呼ばれ、乾燥に強く、他の地域よりも高値で取引された。

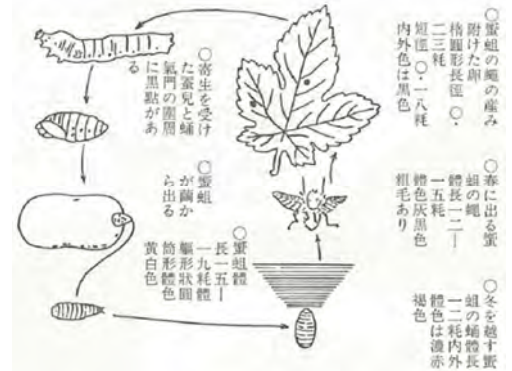
街道沿いの南北一帯には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地として同様な景観が保たれている。

養蚕業が広く普及・発展してくのに合わせて、蚕種業も盛んになり、寛政頃には信州原産の蚕種が普及するようになった。中でも弘化2年（1845）に生み出された「掛合（別名：信州かなす）」という蚕種は、カイコノウジバエの害にかかりにくい優良蚕種として評判が高く、明治時代に入ってから、蚕種の生産過剰と品質不良により価格が暴落する中であって、黄金種として外国商人に高く信用されていた。さらに、領内では蚕種を販売する商人（蚕種商）も増え始め、特に塩尻組は蚕種商の全国的な中心地となった。海野地域と周辺の村々によって構成される田中組にも蚕種商の集団がいた。

その後、安政6年（1859）に横浜が開港されると、上田藩領の良質な蚕種は国内外で売れ行きが盛んになり、明治時代の養蚕隆盛期へと移っていった。これに並行して、海野地域は、宿場町から養蚕・蚕種の町へと発展していったのである。



写真：千曲川



図：カイコノウジバエ発生仕組み



写真：養蚕風景



写真：種屋風景



写真：地域の発展を支えてきた農地の景観

明治時代に入ると、養蚕・蚕種業の合理化・効率化が進められていった。

明治10年（1877）頃から、部屋の中に桑の株（とっこ）に火をつけた火鉢を置き、その煙で部屋を暖め蚕を育てる温室飼育がはじめられ、海野宿では旅籠屋等、宿場町からの建物を利用した飼育が行われていた。

その時、煙だし用の窓として、大屋根の上に「気抜き」と呼ばれる小屋根をかけ、下から紐で引っ張ると開閉できる仕組みが作られた。

なお、「気抜き」を取り付けて蚕を飼っていたように、各家々では部屋中が蚕棚で埋まり、棚の間で人が寝るほどの状態であった。また催青（蚕種を孵化させること）のために夜抱いて寝たり、蚕が成長するにつれて食べる桑の葉の量が増え、千曲川沿いを始めとした周辺の桑畑から切った桑の枝を背負子で担ぎ下ろしては1日に何回も桑くれ（桑を与えること）を行っていた。繭かき（できあがった繭を取り出すこと。現金が入る時）の時には家中がにぎやかになるが、およそ1か月余に及ぶ重労働をこなす必要があったのである。

そうした苦勞に対し、明治20年（1887）頃、栗林の竹内茂市は繭の折巢をつくるための「蚕巢折り機」を発明し、小県蚕業学校では明治28年（1895）より催青に関する研究を行い、催青器を完成させ、合理的な掃き立て（孵化した蚕を桑に移すこと）ができるようになった。さらに、明治40年（1907）頃になると、本海野の宮坂友作は桑の葉を機械の力で刻む「桑切機」を発明し、県内にとどまらず、群馬県をはじめ関東一帯に広く販売された。



写真：昭和時代前期の本海野



写真：気抜き



写真：棚飼いの風景



写真：蚕巢折り機



写真：催青器



写真：桑切機

このように、海野宿の養蚕・蚕種業は、農民の現金収入の手段として始まり、養蚕・蚕種に適した自然条件を背景に、宿場町からの建物を利用して養蚕・蚕種業の合理化と効率化を図りながら発展したが、そこには、自らも蚕種製造に力を注ぎつつ政府に意見を具申し、国家的立場から養蚕業の振興を図った矢島行康の尽力があった。

矢島行康は、天保7年（1836）に本海野村に生まれ、16歳の時に上田の成沢寛経に国学を学び、さらに平田鉄胤（平田篤胤の養子）の門に入り国学を修めた。その後、明治7年（1874）に岩倉具視一行による欧米視察後、その邸を訪ねて西洋諸国の事情を聞き、岩倉具視の富国産業政策に共鳴して、国家のために養蚕を盛んにし、生糸の輸出を増大して国力の充実をはかることを決意し、自ら蚕種の製造に力を注いだのである。

さらに矢島行康は、明治24年（1891）にこの地方の蚕種業者を集め、養蚕が治国の大業であることを説き、その後、農商務大臣陸奥宗光を訪ね「蚕業御参考書」という意見書を提出し、蚕種法案の是非や日本の養蚕の振興と養蚕家の保護育成について大いに論じたのであった。

これほど養蚕業の発展に力を注いできた矢島行康の姿勢は、現在の海野宿にある矢島行康記念館（矢島憲三郎家別邸）からも見て取ることができる。

海野宿内にある矢島行康記念館（矢島憲三郎家別邸）は、第1から第4に及び蚕室が建てられており、そのうち第1の蚕室は明治7年（1874）建築と、この地方での蚕室の先駆であった。第3・4の蚕室は明治20年（1887）になって完成したが、いずれも堅牢な造りで、中には総檜造りの蚕室もある。これらの蚕室で矢島行康は、毎年500貫（約1.9t）の収量を得たのである。



写真：矢島行康肖像

（岩倉具視より贈られた羽織を着用した姿）



写真：矢島行康記念館

こうして、養蚕・蚕種業が発展し、地域が豊かになると、海野宿内では養蚕・蚕種の作業に適した建物に改造・新築したり、彫刻や棟飾りなどの細かい意匠を施す建物が見られるようになった。

現存する建物をみると、宿場町のころの建物の多くは、板葺切妻造厨子二階建て家屋で、ほかに茅葺寄棟造平屋建ての家屋がわずかに残っている。背の低い厨子二階造の建物は、宿場で良く見られる旅籠屋形式で、二階部分は物置や奉公人の居室として使用されていたことが多い。また、今は瓦葺屋根に変わっているが、本来は笹板で葺かれ、上に石が置かれていたものであった。そのため、屋根のこう配がゆるやかで、二階の高さが表側で1メートル余と低い。いくつかは出梁造となっており、二階が表側に張り出している。

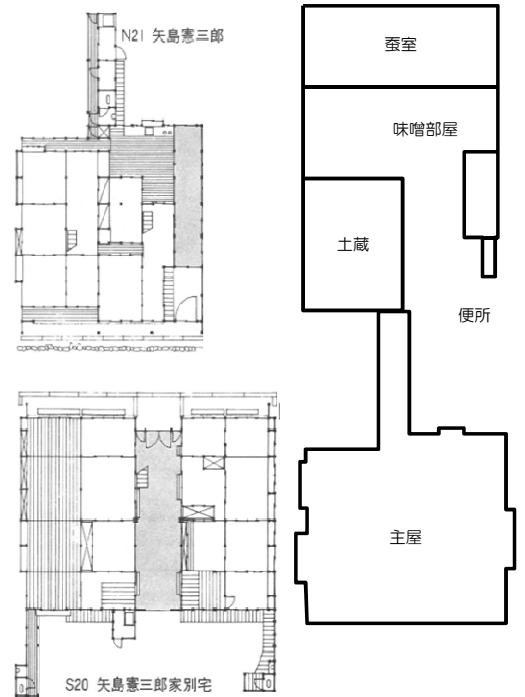
養蚕・蚕種業の町として発展した頃の建物は、瓦葺、切妻造、二階建てで、棟高が高く、大棟の上に「気抜き」の小屋根を上げているものが多い。また、二階部分は蚕室として使うため、天井高は従来に比べて高くなり、屋根に小屋根を付け、「気抜き」が設けられている。

主屋の平面と構造について、「矢島憲三郎家」と「矢島行康記念館（矢島憲三郎家別宅）」を例に見ていくと、「矢島憲三郎家」の主屋は、詳細は不明だが、江戸時代創建で、土間形式で畳間の組み合わせ（中廊下式）で、客を宿泊させていた家であることから、その利便性を考えた配置となっている。

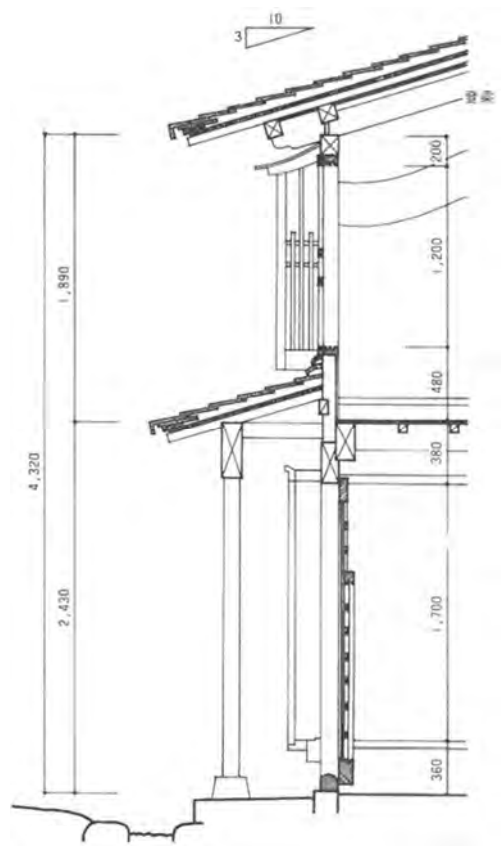
一方、「矢島行康記念館（矢島憲三郎家別宅）」は、明治20年（1887）創建で、明治の養蚕興隆を背景に建てられた。主屋の1階は座敷並びに居室とし、中央に大扉を付け、通り土間を配置し、2階は養蚕専用の部屋となっている。

なお、土間出入り口も時代によって変化している。現在多くの家ではガラス戸となっているが、石和曾平家（文化5年かそれ以前に創建）の紙張り腰つき引込み大戸、矢島憲三郎家と上原正美家（江戸時代創建）等の片開き大戸は江戸時代からの特徴を良く残している。明治時代になると、武家長屋門の形式を取り入れた両開き扉も造られるようになり、矢島敬五家（明治23年（1890）創建）と矢島憲三郎家別宅は建設当初の形態を残しているとみなされている。

このように、海野宿の建物は、それぞれの時代の特徴を持ちながらもそれらが良く調和し、趣のある町並みを形成している。



図：平面配置図
(矢島憲三郎家、矢島憲三郎家別邸)



図：矢島憲三郎家主屋断面図

①

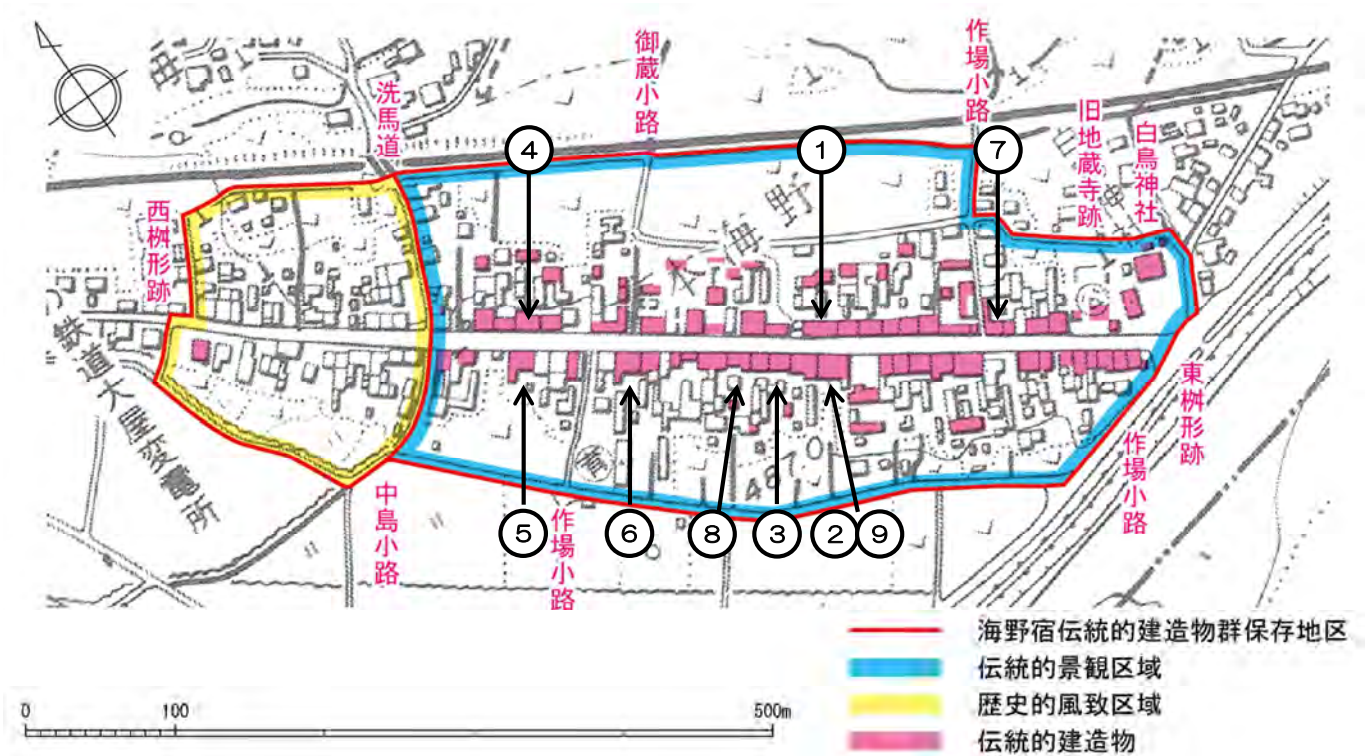


写真：矢島憲三郎家

②



写真：矢島行康記念館（矢島憲三郎家別宅）



写真：板葺切妻造厨子
二階建ての家屋



写真：茅葺寄棟造平屋建ての家屋



写真：明治時代の町家・真壁造り



写真：明治時代の町家・塗家造り



写真：紙張り腰つき引込み大戸



写真：片開き大戸



写真：両開き扉

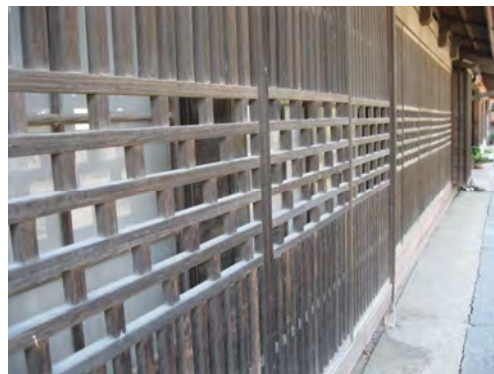
また、養蚕・蚕種業で栄える中で、建物の装飾にも変化が見られるようになる。

海野宿のほとんどの建物に格子がはめられているが、二階の格子の多くは「海野格子」と呼ばれ、上下に通る2本の親豎子と上端を切り詰めた短い子を2本交互にならべ、2本の貫を通して豎子を固定した造りになっており、江戸時代からのものが多い。

一方、一階の格子は、多くが明治中期以降に新築した際に設けたもので、江戸時代からの建物については、街道に面して濡れ縁と障子戸があり、旅人が休んだり、すぐに部屋に入れるような造りであったが、旅籠屋などが廃業した後に、表縁側からの客の出入りがなくなったために格子がはめられるようになった。

海野宿の建物の外に張り出している卯建は、延焼防止の役割を果たすために設けられたものであるが、防火壁というよりは家の格式を示す意味が強いものと考えられている。海野宿においては、妻壁の側壁面に建てる小屋束を屋根より高く立て、そこに瓦を乗せて本屋根との間に壁を作り出している「本うだつ」と、二階本屋根の軒下に三角形の壁を作る「軒うだつ」の2種類が江戸時代の卯建である。これが明治に入ると、養蚕・蚕種業で栄えた家々の間で、防火・格式としてのそれぞれの意味合いがさらに強調されることになり、江戸時代の本うだつの様式をさらに豪華に造り上げた「袖うだつ」と、2軒の間に長方形の壁を造りだした「脇うだつ」が見られるようになる。

その他、彫刻の施された家や、家紋を入れた鬼瓦、城郭建築を真似て鯨や獅子をかたどった棟飾りを取り付けるなど、細かい意匠を施す建物も見られる。



写真：一階表側の連子格子



写真：二階の海野格子



写真：鯨の棟飾



写真：本うだつ



写真：軒うだつ



写真：袖うだつ



写真：脇うだつ



写真：家紋の入った鬼瓦

明治時代から大正時代にわたって養蚕・蚕種業で大いに栄えた海野地域は、昭和14年（1939）7月の日米通商条約の破棄により、今まで外需に依存していたことで大きな打撃を受けることとなった。

さらに終戦後には、連合軍が放出した食糧に対する見返り物資の主要品として生糸が指定され、養蚕・蚕種業は一時活況を見せるが、食糧不足が深刻であった中では、食べ物となる芋を作る農家が多く、長くは続かなかった。

本海野においては、養蚕実行組合を結成し、蚕種の共同購入、共同催青、稚蚕共同飼育の方向を取っていった。

そうした中、昭和22年（1947）10月、昭和天皇が長野県を巡幸された時、本海野では、稚蚕共同飼育法について御前講演を行うことになった。また、昭和23年（1948）6月、貞明皇太后が養蚕飼育視察のため海野宿へ御来訪された。

その後、数年間は安定していた生糸価格であったが、輸出の不振と内需不振により次第に下落を続け、さらに化学繊維や合成繊維の発達、中国産の生糸の進出などにより、養蚕・蚕種業は衰退の傾向をたどっていった。

一方で、交通網の整備が進み、明治21年（1888）に信越線が、また国道18号が海野宿北側の段丘上に開通し、まちなみは海野宿から北へと大きく広がっていった。また、海野宿においても、道路・水路整備が進められ、千曲川による度重なる災害被害を乗り越えながら、まちなみが保たれてきた。

その後、昭和48年（1973）に東部町の文化財に指定され、地元における保存活動や海野宿保存審議会等を通じて、街道の中心を流れる水路と江戸時代の旅籠屋造りの建物、養蚕最盛期の明治・大正時代に建てられた堅牢な蚕室造りの建物がよく調和して現在まで残されていることが評価され、昭和61年（1986）には歴史的な家並みであるとして、「日本の道100選」のひとつに選ばれ、続いて、昭和62年（1987）4月には重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けるに至った。

このように、北国街道の宿駅として開設された海野宿は、明治時代には、宿場時代の広い部屋を利用した養蚕・蚕種業で栄え、現在もそれぞれの時代の特徴を持つ建造物群が一体となって、歴史の香り高い街並みが美しく残されている。



写真：昭和時代の本海野



写真：稚蚕共同飼育の様子



写真：養蚕状況を視察される貞明皇太后

江戸時代から、宿場町として、また養蚕・蚕種業の町として発展した海野宿において、海野宿東端にある「白鳥神社」は、在地の豪族であった滋野一族・海野氏の時代までさかのぼり、今日は本海野の住民の産土神として崇敬を集めている。

中世から近世にかけては白鳥大明神と称された。鎌倉時代に海野氏の支配していた海野庄に「海野白鳥」という郷があったことなどから、中世以前から鎮座していたと考えられている。

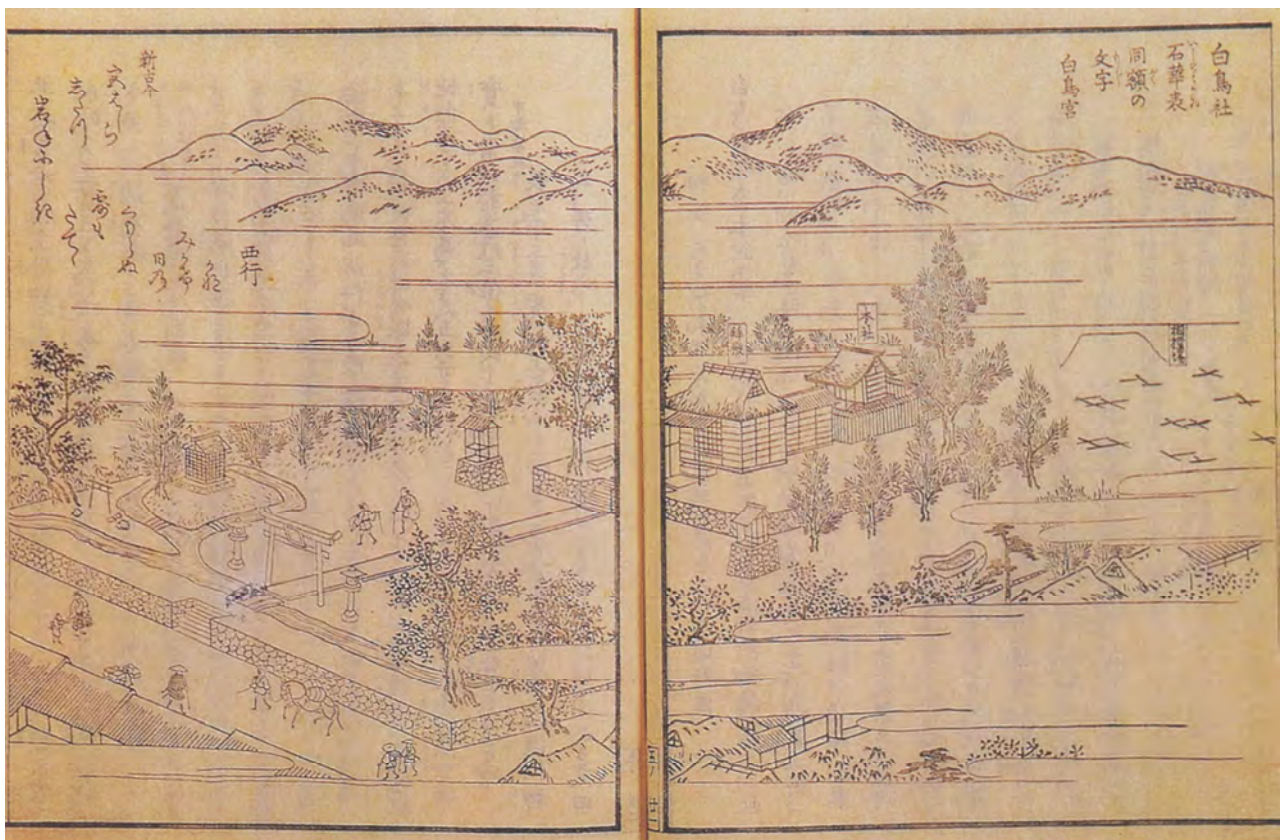
江戸時代には、上田藩主真田信之により社領として三十貫五百文の地を寄進され、真田氏が松代に転封された後は松代城の鬼門にも祀られ、さらに松代藩主真田幸貫より永代10石が寄進されるなど、真田氏の崇敬も非常に厚かった。その広さは、江戸時代中期の差出帳からは、東西二十一間（約38メートル）・南北十八間（約33メートル）の規模であった。

元和9年（1623）に行われた「上田領内の社寺改め」の後、寛永2年（1625）に海野宿が開設され、表の川が白鳥神社の境内を通り海野宿へと流れるように改修された。

その後、白鳥大明神は、安政5年（1858）に海野神社と改称し、明治13年（1880）には白鳥神社と改称され郷社となっている。



写真：白鳥神社社叢



図：江戸時代の白鳥大明神（善光寺道名所図会より）

白鳥神社本殿は寛政三年（1791）、拝殿は明治14年（1881）に建立されたもので、祭神は日本武尊・須佐之男命・貞元親王・善淵王・海野広道の5柱を合祀している。白鳥神社の建築様式には、以下の特徴が見られる。

- 本殿は一間社流造り、銅板葺（元こけら葺）で棟に置き千木と堅魚木を載せる。
- 向拝は几帳面取り角柱を立て、水引虹梁を入れ、木鼻（象・唐獅子）をつける。組物は連三斗・実肘木とする。母屋とは海老虹梁で繋ぎ、手挟（菊の丸彫り）をつける。
- 母屋は、円柱を立て、縁長押・内法長押を打ち地紋彫りの施された頭貫（木鼻付き）を通す。組物は出組とし、中備えは墓股（内部に松・鶴などを施す）とする。支輪は彫刻支輪（菊水）とする。妻飾りは二重虹梁とし、妻壁には彫刻を施す。軒は二軒繁垂木、懸魚は三ッ花懸魚とする。縁は切目縁とし腰組で支え、組高欄を付ける。母屋の側壁にも輪違の地紋彫りを施している。
- 大工は房山（上田市）の末野源三郎で、末野の末裔の水野家に白鳥神社神主が花押を伝授した文書が残されている。



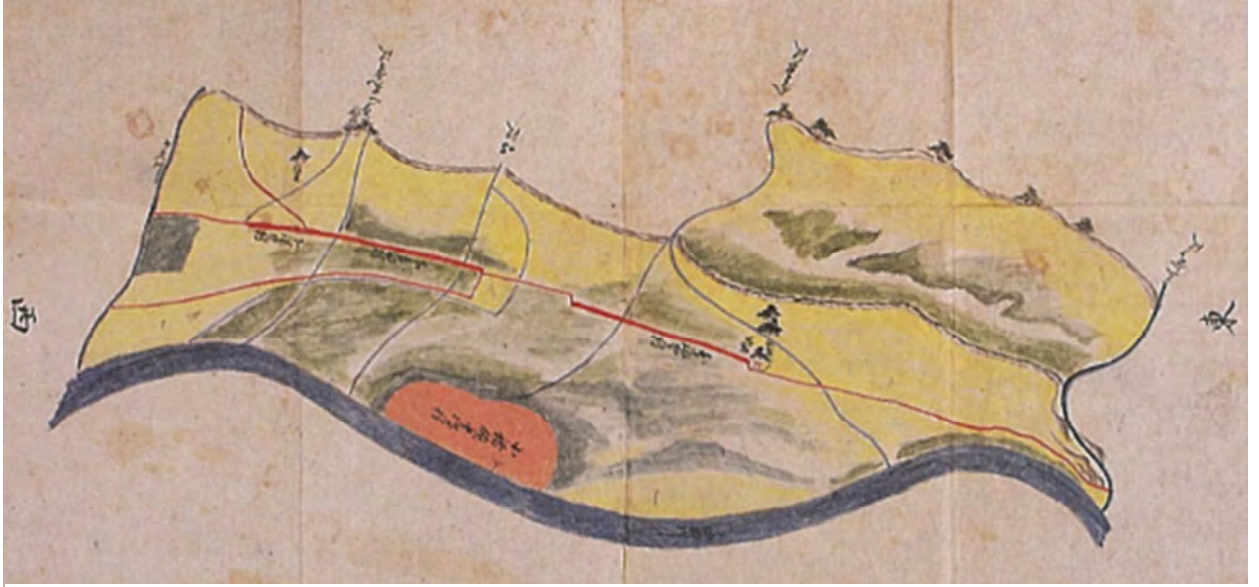
写真：白鳥神社（拝殿）



写真：白鳥神社（本殿）

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

江戸時代に上田領・祢津旗本領・小諸領に分かれていた東御市周辺の地域は、千曲川の氾濫を始め、多くの災害を経験した地域であった。特に海野地域においては、「洪水」と「火災」による被害が多く、寛永8年（1631）の洪水では、海野新田（現在の西海野）が流され、寛保2年（1742）年に起きた大洪水（戌年の満水）では、祢津旗本領の村々を押し流すにとどまらず、本宿を勤めていた「田中宿」が壊滅的な被害を受け、さらに田中宿から海野宿までまっすぐに通じていた街道が、千曲川の氾濫によって、白鳥神社に達する直前で大きくえぐりとられ、今日のように折れ曲がって宿場に入るように街道をつくりかえねばならなかった程であった。



図：寛保2年（1742）以前の図



図：寛保2年（1742）以後の図

この2回の大洪水を経験した海野宿では、まちの川上に位置する白鳥神社を大洪水から地域を守った鎮守様として、人々は崇敬して祀るようになり、以後、毎年8月12日に鎮守祭が行われることになった。

鎮守祭では奉納相撲が行われる。滋野村大石生まれで、天下の相撲取りとしてその名を広く知られていた雷電為右衛門は、弘化3年（1846）の信州巡業で海野宿へ立ち寄った際に四本柱土俵を奉納し、今後滞りなく奉納相撲が行われることを保証した文章を残している。なお、この奉納相撲は昭和の時代まで続けられていた。

この鎮守祭は、現在は「白鳥神社例祭」として行われているが、その祭礼は、新海神社を含む無格社が白鳥神社境内に移転（明治40年12月）されたことを機に10月12日に変更され、さらに白鳥神社拝殿屋根葺替上棟祭（大正12）が執り行われた後、稻荷社のお祭り（4月3日）とともに、4月12日に行われることとなった。そして昭和60年（1985）以降は、この4月12日にもっとも近い土・日曜の休日に行われることになった。

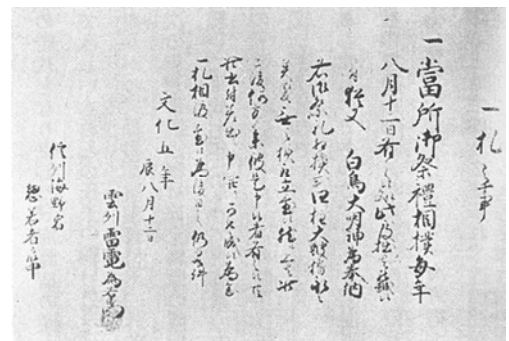
例祭時には海野宿内に、「白鳥神社」や「鎮守神勝会」などと書かれた幟が12本立てられる。海野宿保存会の調査では、古くは天保13年（1842）からの幟が見られる。

なお、白鳥神社境内では昭和15年（1940）に催された皇紀2600年祝典のために作曲作舞された「浦安の舞」が、以来毎年披露されるようになった。

また、近年は毎年11月23日の新嘗祭と併せて開かれる「海野宿ふれあい祭」時にも、白鳥神社例祭が開かれるようになっている。この「海野宿ふれあい祭」は、海野宿に残る民話「かぼちゃぼうとう」にちなんで平成2年（1990）より始められた「海野宿ほうとう祭」が、平成3年（1991）より現在の名称になったものである。そして平成29年（2017）より、11月第1日曜日に行われることになった。



写真：雷電為右衛門



写真：祭礼相撲を保証した文章



写真：白鳥神社境内の相撲大会（昭和時代前期）



写真：白鳥神社境内にある土俵

年2回開かれる「白鳥神社例祭」では、例祭前日から、海野宿内の通りに地区単位で幟が立てられることから始まる。

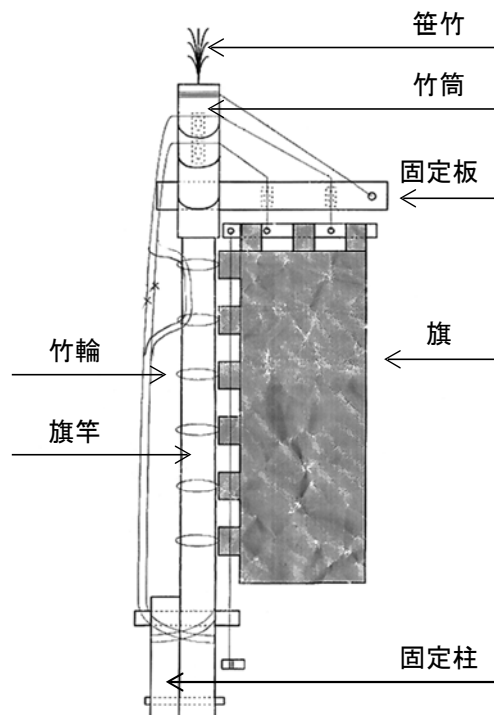
約6mの長さの旗竿は、普段は地区ごとに決められた場所に保管されている。幟を立てるに当たっては、旗竿に竹輪と固定板を通し紐で結び付け、その後、梯子を使いながら、固定柱と共に旗竿を地面にある土台（くつ石）に通す。土台に固定されると、竹輪と旗とを結び付け、完成となる。

海野宿内の通りに立ち並ぶ12本の幟は風にはためき、幟を支える柱はギンギシと音を立て、荘厳な雰囲気包まれた中で、神官・氏子総代・本海野区の役員により、神事が厳かに執り行われる。そして、豎琴や笛の演奏などに合わせ、地元の児童による浦安の舞が奉納される。

なお、11月の例祭では、新嘗祭と「海野宿ふれあい祭」が併せて行われ、海野宿内の家々の前に店が立ち並び、建物の軒先や座敷・庭などが、訪れた人々の休憩場所として解放される。さらに江戸時代中期の海野宿を再現した時代仮装行列が始まると賑わいはさらに増す。

このように、鎮守祭から始まった「白鳥神社例祭」は、12本の幟を立てるという昔から続く風習と、神事の後に奉納される「浦安の舞」や、新たな行事として始められた「海野宿ふれあい祭」とが合わさって、地域の祭りとして続けられている。

多くの人々が訪れるようになった現在でも、まちなみと幟とが一体となった壮観な風景の中を多くの人々が行き交う様子からは、宿場町として賑わっていた頃の様子が偲ばれる。



図：幟完成図



写真：くつ石



写真：固定柱



写真：浦安の舞



写真：時代仮装行列

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

※56 ページ、58 ページの幟の番号は、下の表の「番号」に合わせたもの。

幟番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
幟文字	白鳥神社	白鳥神社	風露無聲月滿楼	盛徳護郷閭	盛徳護郷閭	白鳥神社	白鳥神社	●澤●蒼生	鎮守神勝会	鎮守神勝会	鎮守神勝会	盛徳廣大護郷閭
揮毫者	—	—	西沢権一郎	—	六十八琅玕居老人	—	五峰高林寛	五峰高林寛	—	—	—	関東鳴斉●興薫香
年月日	—	—	昭和五十二年 四月吉日	—	文久二壬戌年 八月吉日	—	—	—	—	天保十三年 歳次壬寅	天保十三年 歳次壬寅	—
備考	昭和三十三年 四五隣組	昭和三十三年 六隣組	—	—	昭和四十九年複製	昭和五十一年改調	昭和五十一年改調	平成四年複製	平成四年複製	—	—	—

表：海野宿幟の詳細（海野宿保存会調査 平成 23 年 4 月 9 日）



写真：海野宿のまちなみと幟

幟①



幟②



幟③



幟④



幟⑤



幟⑥



幟⑦



幟⑧



幟⑨



幟⑩



幟⑪



幟⑫



写真：幟

一方火災は、家々が連なる宿場町においては深刻な被害をもたらす。海野宿では天明4年（1784）11月に発生した大火により、宿場の西半分52軒が焼失した。また、田中宿では幕末も押し詰まった慶応3年（1867）2月の正午過ぎに火災が発生し、宿中央の家から出た火が、おりからの強風にあおられて、87軒が焼失する大火災となった。

今日、海野宿で行われている「灯籠回し」は、天明4年（1784）11月の大火を機に、本海野の中宿と下宿で、防火・盗難除けの神として信仰されていた埼玉県秩父の三峯神社への参詣・祈願を目的とする講を結成したことを起源としている。（東部町誌より）

結成当初は、三峯神社への代参が行われていたが、いつしか家庭ごとに毎晩三峯の灯籠をつけ、宿場と家の安全を祈るようになった。しかし、個人の負担が大きいことから、講中で灯籠を1つ付けて、一晩ずつ留めて翌朝に隣の家へと廻すという「灯籠回し」が行われるようになった。

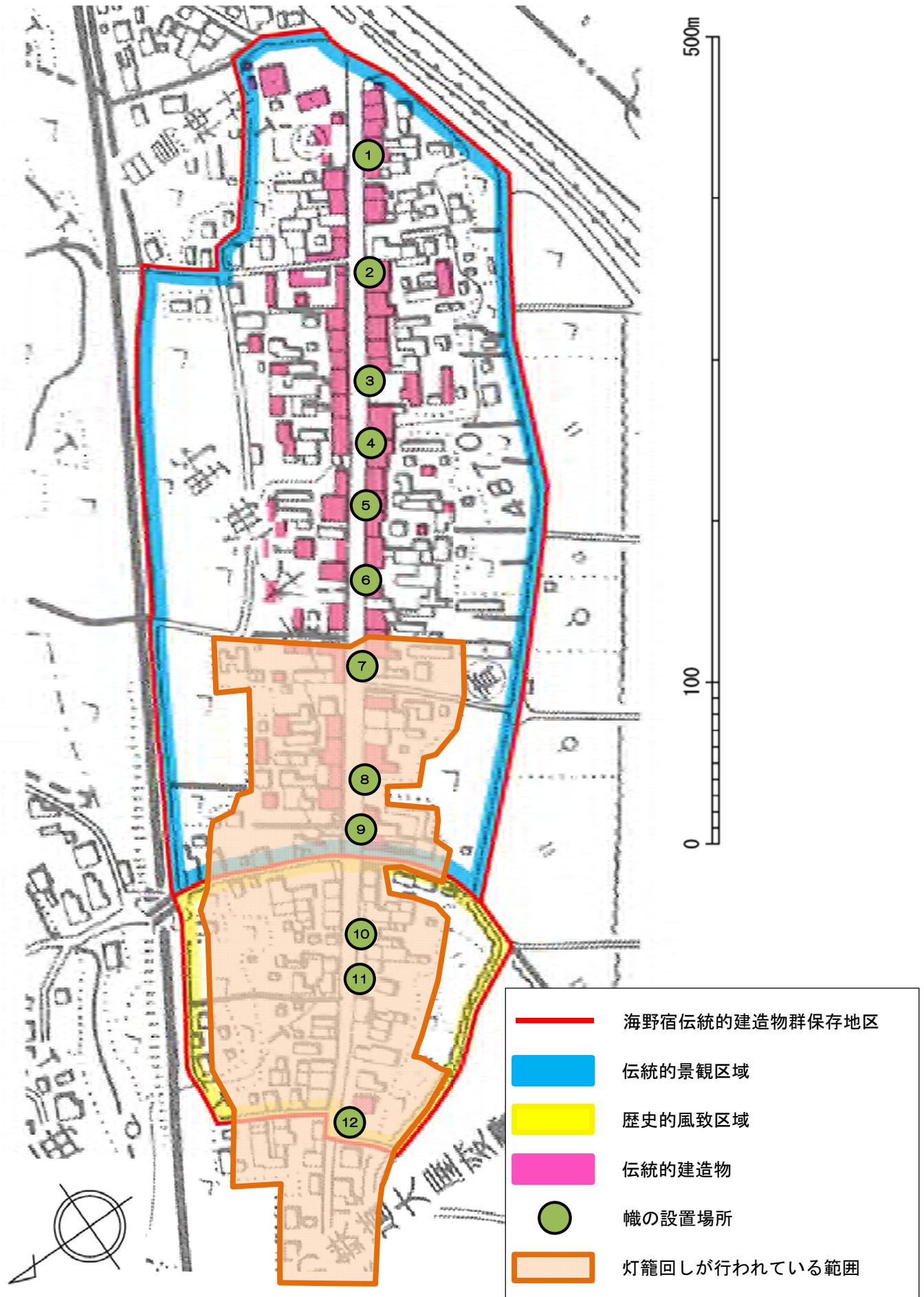
この「灯籠回し」は、海野宿の西側一部の家々の間で、現在も続けられている。隣の家へ「三峯さんが廻ってきやした」といって、灯籠を持って行き、隣の家ではその日の夕方に家の門口で灯籠にロウソクを一本ともす。火事にならないように念じながら、ほかの家の人たちにも注意する気持ちを持たせるのだという。次の日に隣の家へ廻す。



写真：三峯神社灯籠



写真：灯籠回し



図：白鳥神社例祭時の幟の設置個所、灯笼回し範囲図

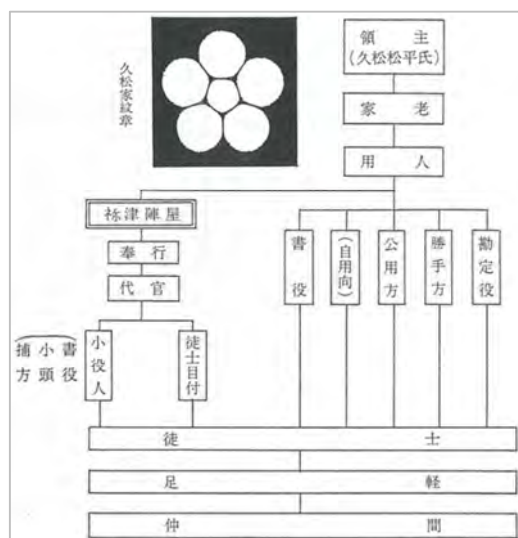
海野地域には、宿場町と養蚕・蚕種業で発展した海野宿のまちなみに加え、街道沿いの南北一帯には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地として同様な景観が保たれている。こうした中で行われる白鳥神社例祭では、かつて経験した大洪水から地域を守った鎮守様として、白鳥神社を祀る意味が込められた幟が旧街道に沿って立てられる。また、火災で受けた被害を忘れないよう、海野宿内の一部の家々の間では、現在も灯籠回しが続けられている。

こうした、まちなみと昔ながらの地域の活動が一体となった環境を、今日では、多くの人々が見に訪れるようになったが、そこには、海野宿と白鳥神社との深い関わりに加え、度重なる災害を経験するも、地域の結束により乗り越え発展してきたという、人々の郷土に対する想いの深さをうかがうことができる。

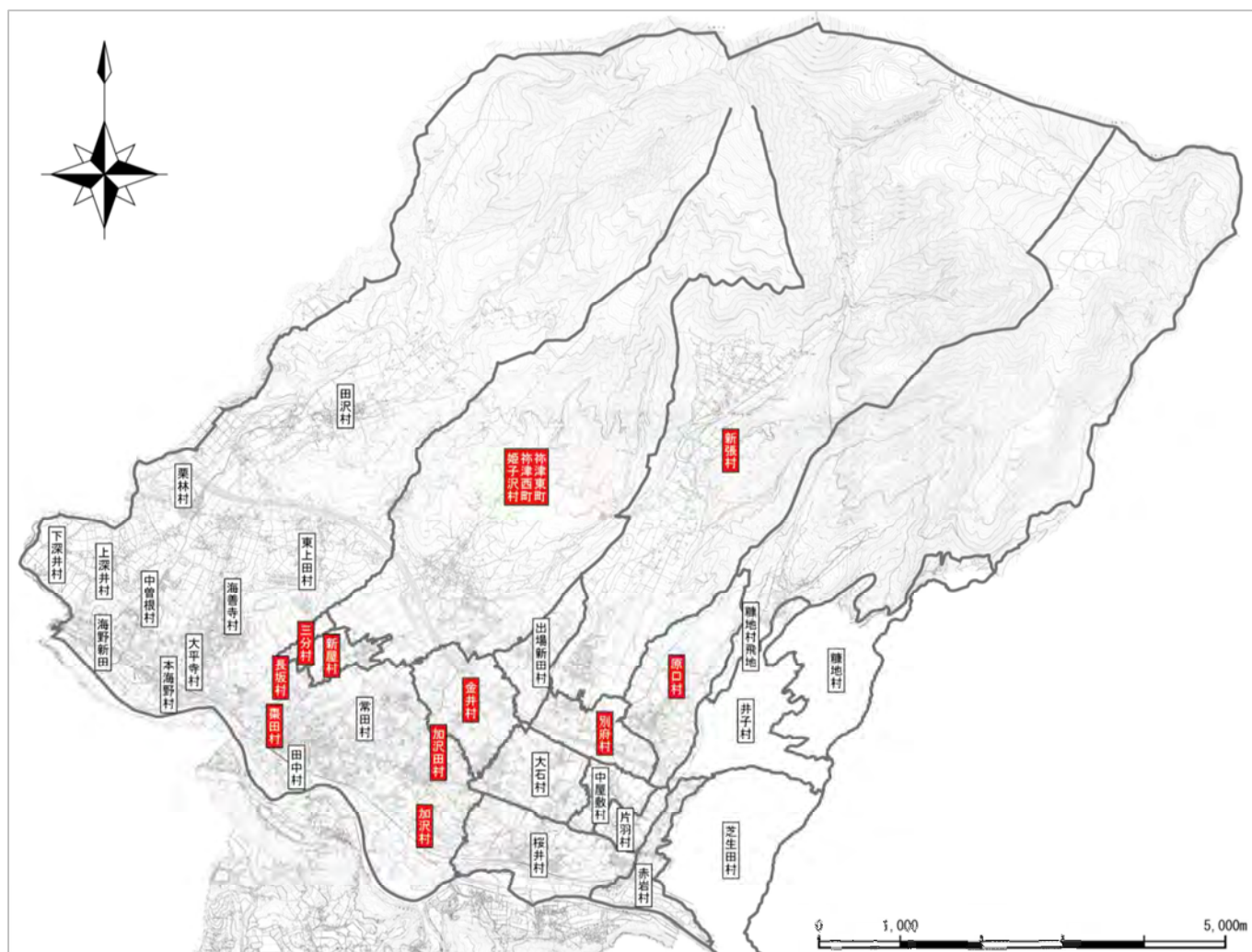
（２）大衆文化の歴史的風致

祢津旗本領は、久松松平氏が小諸藩主として移封された際に、藩主久松忠憲が、庶兄の忠節に、小県郡の祢津地域と佐久郡の一部の合計 5,000 石を分地(知行分け)したことで成立した。

久松松平氏とは、徳川家康の父松平広忠から離縁された母於大（伝通院）が、久松俊勝と再婚したことで、松平姓が与えられた家系であり、久松松平氏の嫡流が小諸藩主となった。つまり、祢津旗本領は、徳川家康の異父弟にあたる久松松平氏嫡流から分家して成立した所領であった。なお、小諸藩主となった忠憲の家系は、その後、無嗣断絶や無城大名を経ながら旗本として存続したが、祢津旗本領の領主となった忠節の家系は、5,000石の知行高で幕末まで存続した。



図：久松松平家の職制



図：祢津領の範囲（赤色）

出典：東部町字名地図（明治元年）、東部町誌歴史編下 近世郷村一覽表を基に作成）

通常、旗本領は領地内に設置された陣屋の奉行・代官によって統治が進められ、領主は江戸屋敷に居住していた。

祢津旗本領においても、領主は江戸湯島天神などに屋敷を持ち、領地は祢津陣屋が統治した。祢津陣屋は、奉行所を中心に内門・門長屋・文書倉があり、さらに会所・稽古場・馬屋・牢屋・稲荷社・家中屋敷・馬場が設置され、大手門の横には番所があり、これとは別に不浄門も設けられていた。また陣屋囲いの外に家中屋敷・倉・水車場などがあった。

村方役人としては、村ごとに名主・組頭・百姓代の三役が置かれ、祢津東町と西宮（当初は“西町”と呼ばれ、昭和40年（1965）に“宮の入区”と統合し“西宮”となった）の両名主は、領内各村に陣屋から出される諸連絡を通達する廻状を発行する触元の役割を果たしていた。その他にも、火の番や使用人、山林番など様々な役割を担っていた。このように祢津旗本領は、祢津陣屋に加え、東町・西宮を中心に統治が進められた。

町には、滋野一族・祢津氏の時代に建てられた長命寺と定津院に加え、旗本領になると、東町・西宮が互いに競い合うように神社等を建てていった。

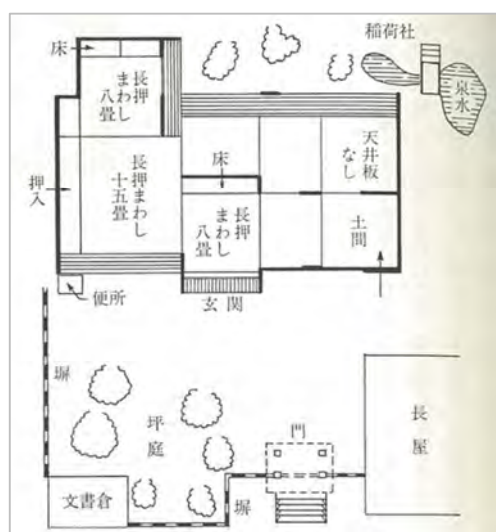
例えば、東町には祢津日吉神社・東町歌舞伎舞台があるのに対し、西宮には祢津健事神社・西宮歌舞伎舞台が置かれている。また、行事についても、東町・西宮で行われる祇園祭や地芝居の様子から、互いに競い合っていた様子がうかがえる。

このように、神社等の建立や祇園祭等が行われていた背景には、旗本領のため、領内支配が比較的厳しくなったことに加え、共有林や草刈り場を多く持っていたことで、比較的豊かな経済基盤が成り立っていたことが挙げられる。

こうして、祢津東町・西宮地域は、江戸との往来の中で、人々が出府の折に見た「江戸風」を持ち帰り普及させて、周辺の地域とは異なる、ひととき華やかな文化を形成していった。



写真：祢津陣屋跡



図：祢津陣屋奉行所の平面図

田植えが片付く夏の最盛期、疫病をもたらす神をなだめて送り出し、自分たちの無病息災を願って行われるようになった祇園祭は、京都八坂神社に始まり全国各地に伝わっていった。祢津東町・西宮地域の祇園祭は、祢津領が分知された寛永元年（1624）より行われ、当初は7月22日であったが、その後7月15日となり、現在は7月第2土曜に催される。（東部町誌より）

祇園祭の中心となる八坂神社のうち、西宮の八坂神社は寛永年間（1624～1643）の創建で、古くは石垣上に仮宮を建てたのみであったが、天明元年（1781）頃に本殿が建てられ、現在は祢津健事神社に隣接した場所に移築されている。

当初は西宮八坂神社の前庭で祭典が行われ、竹飾り・山車・屋台及び花笠童子の行列が出て「御門の脇ゴン桜云々…」の古歌を詠いながら祢津陣屋内に練り込み、神主の祭式が行われた後に、市中渡御が行われていた。しかし、明治維新の中で、神輿の市中渡御は続けられることとなったが、陣屋内での祭式は廃止となった。

一方、東町の八坂神社の社殿は、明治15年（1882）年の創建である。

祢津地域の祇園祭の特色は、その古い宮型神輿の造型とその市中渡御の仕方にある。西宮の神輿は領主より拝領したものと伝えられ、東町の神輿は明治10年（1877）頃に新調したものである。

神輿の造型は東町・西宮ともに六角で、台輪の上に六角の高欄と胴が座り、見事な細工の斗組の上に屋根が乗る。その頂上には露盤にのった葱花（ギボシ）が輝く。台輪の縁に沿って井垣をめぐらし、正面と真後ろに鳥居をつける。東町の井垣と鳥居は黒塗りで、西宮は赤い。正面の唐戸は開かれて幕を下げる。斗組の下と上長押の間に昇龍の彫り物をはめこんだものもある。台輪から屋根にいたる要所は飾り金具をつけ、露盤から六方へ下るノシズの先のワラビは、渦巻き状の曲線をつくり、屋根と胴とのバランスの上に一層の風格を添えている。

また、両町の神輿の台輪に棒穴はなく、台輪の下についた鉄枠に担ぎ棒を通して縄で固定し、棒の長さも前部を丈長にとり、衝突時に本体を防備するためと考えられている。



写真：西宮八坂神社（祢津健事神社横）



写真：東町八坂神社



写真：西宮の神輿



写真：東町の神輿

なお、東町の台座は四角である一方、西宮の大神輿は台輪も六角で、高さ5尺5寸（約168cm）とひととき大きく、反りの少ない唐破風の屋根に、領主久松松平氏の家紋である梅鉢紋が付けられている。また、神輿の厨子的な形体に加えて、仏教の六道輪廻を想起させるような六角構造からは、仏教色の強さがうかがえ、鳥居だけが神祭具の形をとどめているが、神仏混交時代の名残であると考えられている。

祇園祭は、前日の宵祭りに行われる神輿の市中渡御から始まる。東町・西宮関係者がそれぞれの八坂神社に参拝した後、神輿の飾り付けが行なわれ、露盤から六方へおろした化粧たすきの紐を、わらび手に一巻きして井垣の支柱に結び、「御祭礼」と字の入った弓張提灯数個が胴の周りに飾られる。

東町・西宮の神輿は、普段納められている東町公民館・西宮公民館を出た後、順次町中へ繰り出す。両町の神輿とも、かつては宵祭りの市中渡御と祇園祭当日の「ぶつかり」を含めて1つの神輿で行われていたが、近年は神輿の老朽化や修繕の負担増などから、市中渡御用（大神輿）の神輿と、ぶつかり用の神輿（中神輿）に分けて担がれるようになった。西宮の神輿については、領主から拝領したという神輿は担ぎ出さず、現在は飾るだけとなっている。なお、この宵祭りに合わせて、地域の児童による子ども神輿も行われるようになった。

祇園祭当日は、神主による神事に始まり、それが済む夜8時ころから、ぶつかり用の中神輿が、祭典委員によって事前に決められた巡行順路に従って回る。

神輿の担ぎ手は、支区ごとに各戸1人が出て支区内を担ぎ、次の支区に渡して区内を一巡する。その後、区内の青年たちが主となり、祢津街道のメインストリートを練り歩く。通りには出店が立ち並び、担ぎ手はお酒などの差し入れを食べながら、徐々に掛け声を強めていく。担ぎ手の装束は、西宮は統一したはんてんを、東町ではゆかた風のものを、帯を使わずに羽織る。

夜10時半をまわるところ、東町と西宮の境界辺（求女沢川）にまで互いの神輿が来ると、神輿の担ぎ手の間に緊張感が漂い始め、そこに周辺地域の人も見物に加わることで、人の渦が波を打つほどの状況となり、熱気がさらに高まる中、祭りの佳境を迎える。両町の神輿は、互いの距離を徐々に詰めながら向き合うまでなると、片方の神輿が追いかけては、もう片方の神輿は引きさがりとなり、境界辺を中心にせめぎ合いを繰り広げる。



写真：公民館前に並べられた神輿（東町）



写真：市中渡御の様子（東町）



写真：市中渡御の様子（東町）



写真：市中渡御の様子（西宮）

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

そして、周辺の雰囲気が大きく盛り上がる中、両町の区長の音頭により、それぞれの神輿は担ぎ棒の後方を下げ、前方を高く持ち上げるように態勢を変え、掛け声を掛け合いながらタイミングを合わせ、交差させるようにして神輿をぶつけ合う。

かつては、ぶつけ合った際に互いの神輿の鳥居や飾りなどを奪い合うような激しい様子から、「けんか神輿」と呼ばれていたが、現在は神輿を回転させたり、きれいに交差させることに重きが置かれるようになった。



写真：ぶつかりの様子



図：祇園祭 神輿の巡行順路

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

東町・西宮が互いに競い合う様子は、祇園祭に限らず、両町にある歌舞伎舞台と地芝居にも見ることができる。かつては、舞台飾りに意匠を凝らす西宮と、芝居の芸に重点を置く東町とで競い合う様子から、「舞台見るなら西宮、芝居見るなら東町」と語り伝えられていた。

上田小県地方に、江戸末期の化政時代から明治にかけて奉納芸能を演じるための神社施設として歌舞伎の常設舞台が建造されていることから、娯楽としての歌舞伎が地域に持ち込まれたのは、舞台の建造に先行する18世紀の終わりごろと考えられている。

祢津東町は、江戸中期後半の寛政年間（1789～1801）から十二平の山の神地域の仮設舞台で若衆踊りが行われていたと伝えられている。この場所を演技場と呼び、芝居が打たれ、娯楽の場としての役割を果たしていた。そして、西宮の舞台が建造された翌年の文化14年（1817）に現在に伝わる歌舞伎舞台が建造されて以来、大日堂の縁日である9月28日に地芝居の歌舞伎上演が行われるようになった。（東部町誌より）

しかし、明治10年代の終わりから養蚕が盛んになると、秋蚕の時期と秋祭りが重なることで芝居ができず、明治中期から東町の鎮守日吉神社の春祭にあたる4月28日に変更された。

また、第二次大戦後の昭和22年、23年（1947、1948）の両年で地芝居上演は中断し、長い間舞台も閉められたままになっていたが、昭和62年（1987）に町の有形民俗文化財に指定されたのを機会に、東町区小学生による児童劇や町内の往年の役者有志による地芝居が打たれ、芝居好きの伝統の火が継承されることとなった。

一方、西宮では、文化13年（1816）に建造された歌舞伎舞台において、健事神社の春秋の祭礼ごとに奉納芝居が出され、15歳以上30歳未満までの若い衆が主になってやっていた。しかし、上演の経費がかさみ年2回打つことが難しくなり、7年ごとの御柱祭の春祭りの4月20日に出すようになった。その後、昭和35年（1960）4月の祭礼での歌舞伎上演以後、長く休止されていたが、昭和54年（1979）に保存会が誕生し、御柱祭の時期に合わせて地元小学生らによる歌舞伎の上演が行われることとなった。

このように、祢津東町・西宮の両町では、ムラの祭礼と結び付けることで歌舞伎が地域に根付き、今日も行われている。



写真：歌舞伎公演の様子（東町）

西宮健事神社境内参道の西側に東面して建つ西宮歌舞伎舞台は、文化13年（1816）の建築で、回しなどの舞台機構を持つ木造の舞台の中で、今でも使用できる舞台としては日本一古いものと言われる。

舞台は間口8間、奥行き4間半で、建物裏側に正面4間奥行1間の下屋があり、総建坪約40坪とかなり広い。建物の端の上手と下手には伴奏音楽を演奏する下座が常設され、前面斜めに貼り出す格子窓を通して寄席に対面する。なお、この舞台には能舞台の名残ともいえるべき大臣柱が左右にあり、これが大きな特色になっている。

また、舞台中央にはコマ式の回り舞台があり、その他に、床の一部が上下するようになったセリがある。

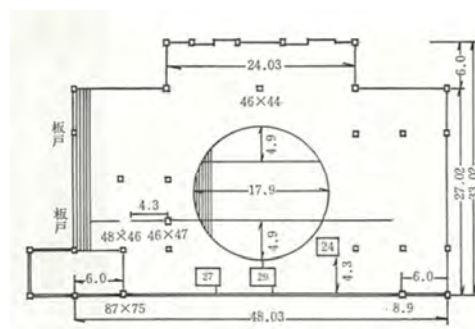
さらに、舞台正面奥の窓を開けると、長方形に壁面が切り取られていて、自然の景観をそっくり舞台に取り入れる「遠見」という農村ならではの仕掛けもある。

花道は常設ではなく、開演に当たって舞台の左側に架けられ、出入口に揚げ幕を下げる。ただし出し物によって両袖に花道を設ける場合もあった。観客席は奥行き社殿への敷石までと敷石から社地境までの舞台前の広場を利用し、2つ割りの丸太の平らな面を上にして縦横に並べ通路とする。青天井には白と青の段縞の天幕を張って日よけとする。

この舞台は、明治4年（1871）間口を支える梁を取り換えるなどの改修をしたが、文化13年（1816）創建という歴史性に加え、江戸時代の舞台の特徴をよくあらわし、また、その装置ともども完全な姿を今に伝えるものとして、演劇史上からも貴重な存在であり、昭和57年（1982）に県有形民俗文化財に指定された。



写真：西宮歌舞伎舞台



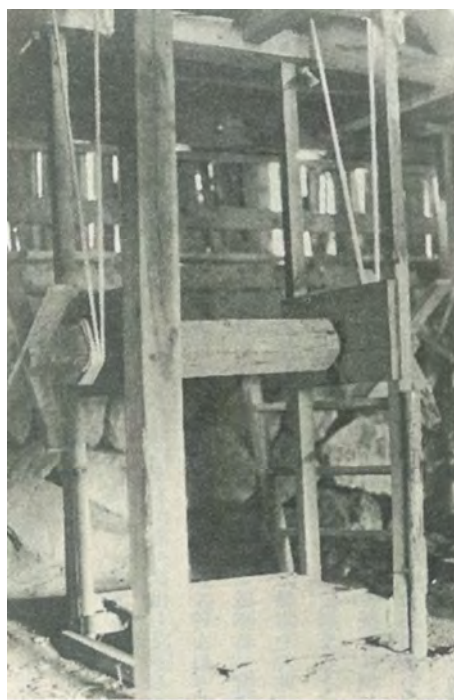
图：西宮歌舞伎舞台平面図



写真：田楽返し



写真：回り舞台の床下の構造（奈落）



写真：セリ上げ（奈落）

東町の日吉神社境内本殿の後方に北面して建つ東町歌舞伎舞台は、西宮の舞台よりわずかに遅れて、文化14年（1817）の建立と伝えられる。この舞台は間口8間、奥行き5間で、後方に4間に1間半の下屋があり、総建坪も西宮と同様に40坪を超す大きさで、切妻平入りの瓦葺きである。義太夫語りと囃子の下座は、西宮同様に建物内に取り込まれるが、彫彩された唐破風の飾りが上にかかる。大臣柱も現存している。

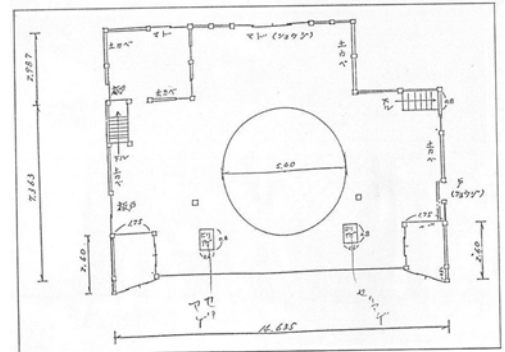
舞台装置については、コマ式の回り舞台やセリ上げなど、西宮と同様のものが見られる。

花道は常設ではなく、開演のつど舞台に向かって左側にとりつけられる。観客席は、舞台前の平地を、北から東へ石積みで囲み、その壇上が後方へ階段状の緩い斜面となって、1,000人以上の収容も可能といわれる見事な自然の客席を提供している。

この舞台は明治29年（1896）に改修があり、大正末期には小屋組みの補修に合わせて屋根を瓦に葺き替えた。第二次大戦後の長い放置で崩れかけた舞台裏の土手や基礎を昭和61年（1986）に修復して、翌年町の有形民俗文化財に指定された。さらに、西宮歌舞伎舞台とともに、江戸期から昭和初期に及ぶ庶民文化の殿堂として果たした役割が大きく、平成2年（1990）に県有形民俗文化財に指定された。



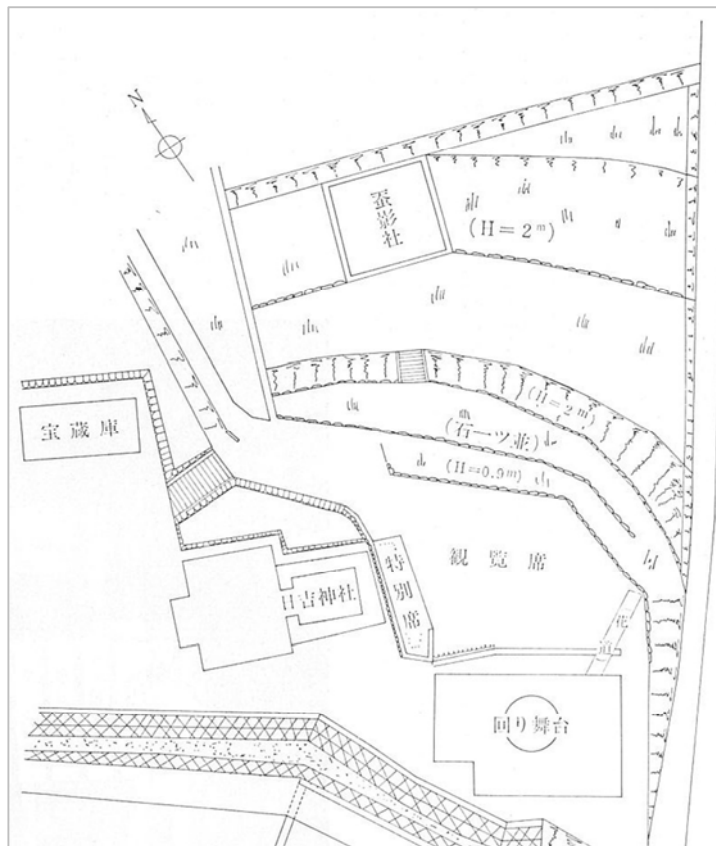
写真：東町歌舞伎舞台



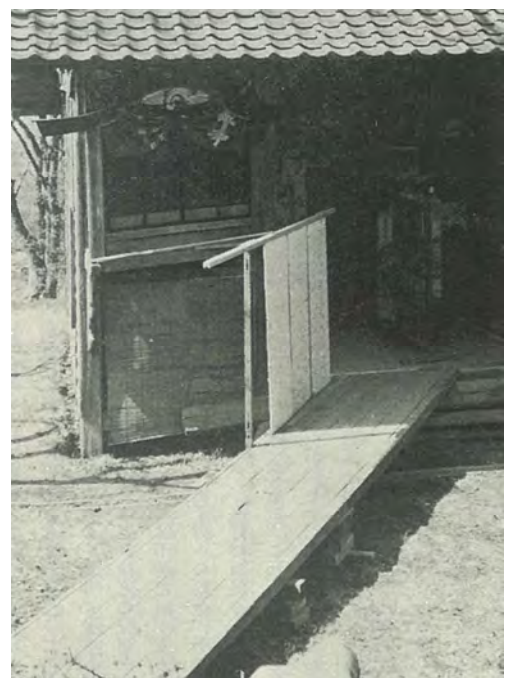
図：東町歌舞伎舞台平面図



写真：回り舞台の床下の構造（奈落）



図：東町歌舞伎舞台配置図



写真：花道

芝居をすることを踊るといい、歌舞伎に用いる衣装をキラと呼んだ。キラには刺繍を施した豪華なものもあり、これを身に着けて舞台に立つ魅力は大きかった。その他、東町には義太夫語りが数人いて、出し物により分担した。師匠を招いて皆で義太夫を練習することが流行したこともあり、農事の片手間にも口ずさむほどであった。

良く上演された出し物として、「絵本太功記十段目」「仮名手本忠臣蔵七段目」「伽羅先代萩の御殿から床下」「菅原伝授手習鑑寺子屋」「奥州安達原三段目袖萩祭文」「鎌倉三代記三浦別れの場」「一谷嫩軍記熊谷陣屋」「御所桜堀川夜討の弁慶上使」などがある。両町には演目ごとにつづった浄瑠璃本や芝居の台本などが多く保存されている。

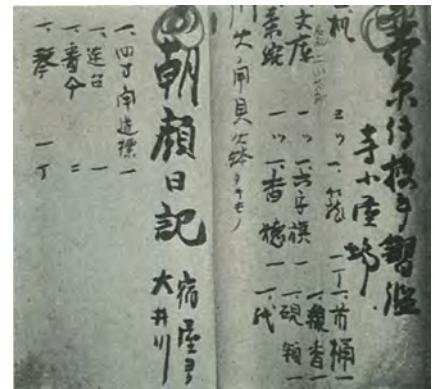
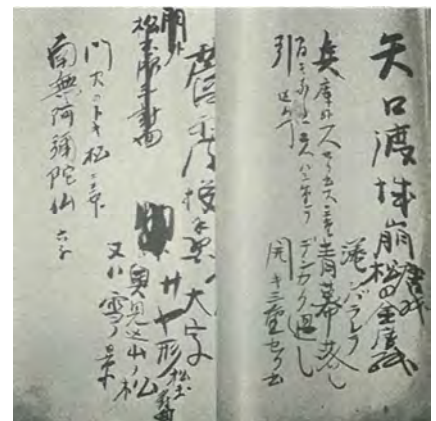
上演を控えては綿密な計画と周到な準備が必要で、地域の会合で方針を決めてから、衣装合わせや台本選びがあり、配役を決定する。稽古は3か月以上も前から毎夜集まり、本読み、立ち稽古から舞台稽古の順に練習を重ねる。義太夫や三味線は冬のうちから師匠について習う。東座と呼ばれた大道具・小道具の裏方は、出し物ごとの手板をつくって、出し入れの順序を総ざらいした。開演日が天候に恵まれ、多くの観客で席がいっぱいに埋まる時、舞台上の顔見知りの演者の所作にも一段と力がこもり、舞台と観客が一体となった興奮がわきあがる。

このように、祢津東町・西宮地域では、江戸時代の旗本領における領民生活の豊かさを背景に、江戸からもたらされた大衆文化が地域に根付き、今日まで人々の間で受け継がれてきた。

今日、祇園祭や地芝居を見に多くの人が集まり、活気に満ちた空間が生み出される様子からは、東町・西宮の間で、お互いが競い合い切磋琢磨する中で、生活に張りが生み出され、地域文化の向上にも大きな力を及ぼしてきたという、東町・西宮の人々の熱意をうかがうことができる。



写真：芝居のキラ



写真：大道具係の舞台装置台帳



写真：歌舞伎芝居の台本（東町）
（左：義経千本桜、右：阿波鳴門順礼）

（3）用水管理と田園風景に見る北御牧地域の歴史的風致

千曲川の左岸、御牧原台地の北端部一帯を占める北御牧地域は、広大な原野と緩傾斜の多い地形、冷涼で乾燥した気候風土により、古代は、窯業が盛んに行われるとともに、望月の牧が設置され、馬の飼育が盛んに行われていた地域であった。北御牧地域の中央を流れる鹿曲川により形成された深い浸食谷では、早くから開発が進められ、滋野一族・望月氏に関連する遺跡を始めとして、地域の歴史を歴史的資源が鹿曲川に沿うように点在している。

一方、鹿曲川を挟んで相対する形で広がる八重原台地と御牧原台地は水利に乏しく、開発が難しい土地であったため、長い間、近隣集落の入会地や採草地として利用されていた。そのため、八重原台地・御牧原台地で土地開発を進める上では、「水の確保」が非常に重要で、ため池による灌がいや遠方から用水を引いて開発する必要があった。このように、北御牧地域の歴史を振り返ると、水が文字通り生命の源泉であり、水と共に生きてきたといっても言い過ぎではない。

現在では、江戸時代に開発された八重原用水やため池と、そこで積み重ねられてきた水利慣行によって農業が営まれている。



写真：御牧ヶ原台地・八重原台地の間を流れる鹿曲川

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

江戸時代初頭、治水技術・土木技術の発達により、全国各地で新田開発が盛んに行われる中、北御牧地域を含む小諸藩では、藩の支援・許可の下に新田開発が進められ、佐久の四新田と呼ばれる五郎兵衛新田、塩沢新田、御影新田、八重原新田が開発された。

このうち、北御牧地域の八重原新田は、承応2年（1653）、小諸藩士の黒沢加兵衛が、蓼科山麓和美沢口に水源を求め、八重原堰（用水）の開削に着手したことがその始まりであった。しかし、それでも水が不足したことから、さらに大門堰を開削するが、洪水によって崩れてしまったため、万治3年（1660）に新たに蓼科山大滝に水源を求め、岳堰の開削をした。こうして、開削に着手してから約10年後の寛文2年（1662）、55 km先にある蓼科山の水源から複数の堰と川を利用して水が引かれ、八重原新田の開発が進められていった。

八重原用水は石や木の樋を設置したり隧道を掘ることにより長距離にわたり水を引いていたため、当時は冬の凍みや大雨により用水が傷む度に修理を行う必要があった。そのため、維持管理にも大変な労力を必要とし、用水の維持管理のための組織が設立されるとともに、様々な水利慣行が形成されていった。

当初、八重原堰の維持管理は、中心的な役割を担った黒沢家の世襲により、明治に至るまで一切の運営を行っていた。

明治初年（1868）からは、黒沢氏を八重原用水担当人とし、諮問機関として、下組（山崎、下八重原）・中組（中八重原）・上組（上八重原）より各1名を総代として、また、下組・中組・上組より各2名を協議員として選出した。また、維持管理の指揮監督役（宰領）として下組九名・中組四名・上組四名を任命した。

大正15年4月に「八重原耕地整理組合」に改組され、初代組合長に黒沢氏が就任し、組合副長（下組・中組・上組から各1名宛）・評議員（下組5名・中組2名・上組2名・任期4年）・組合会議員（下組11名・中組5名・上組5名・任期5年）・宰領（下組9名・中組4名・上組4名・任期4年）が選挙によって選出されることになった。同年5月に黒沢氏が没した後は組合員中から組合長を選出することになった。

昭和26年2月に、現在の「八重原土地改良区」となり、各組内から役員（執行機関）が出ている。

現在の役員構成は、改組時点より変わっているが、理事長・副理事長・会計理事・理事・代表監事・監事・工事係（宰領）・水番係などがある。役員を決めるにあたっては、各組ごとに総代を受益者全体で選出し、総代が理事長以下理事・監事などの役員を選出して、いずれも4年の任期で八重原用水の管理・運営にあたっている。（北佐久郡志より）



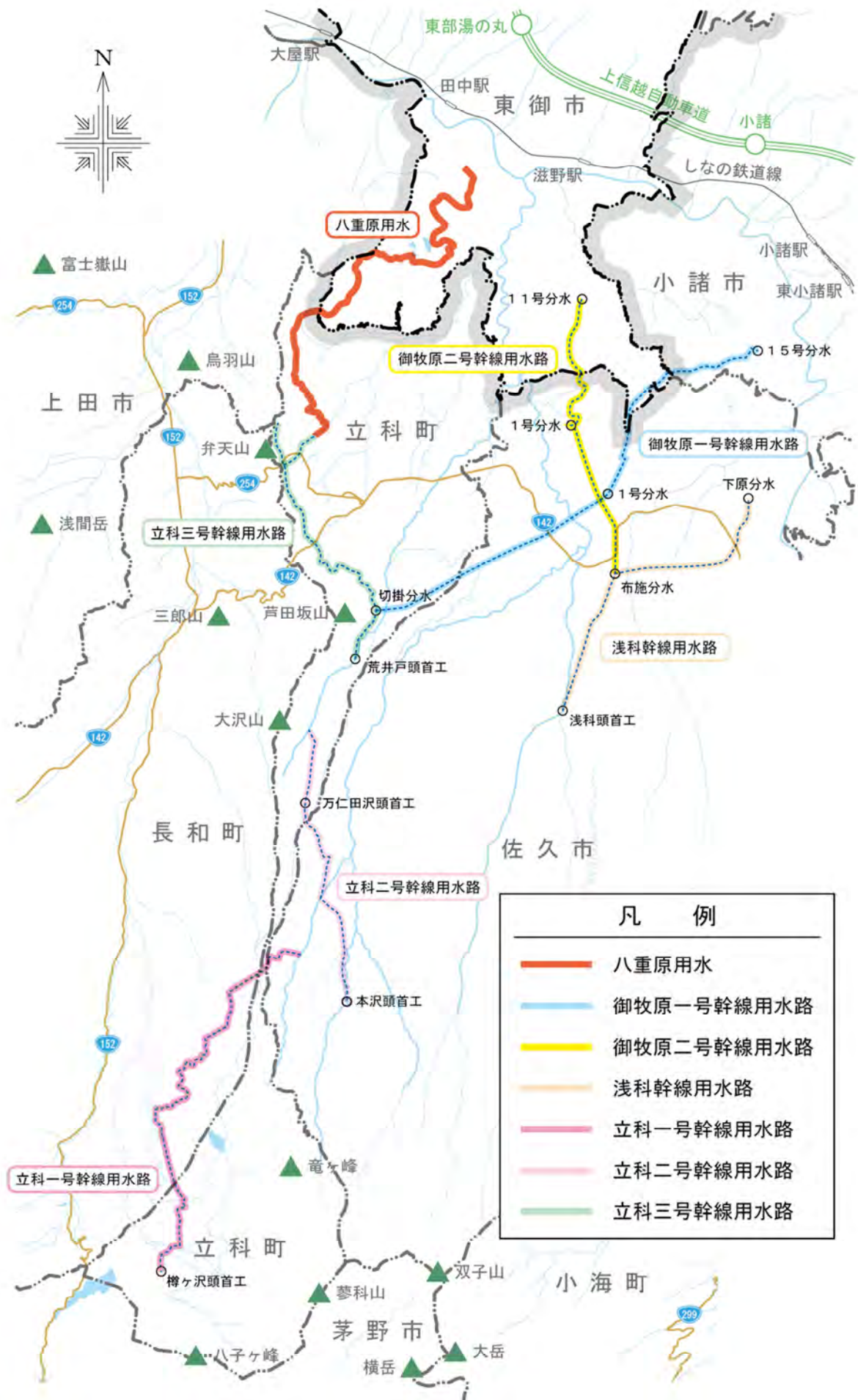
写真：黒沢加兵衛



写真：黒沢加兵衛宅門



写真：黒沢加兵衛宅門前の八重原堰



図：現在の川西地域の用水経路図

こうして組織が変わっても、これまでの水利慣行に従った用水の維持管理は続けられており、現在は、傷んだ堰を修理し水を引いてくる「水揚げ」と、田に水を順番に引いていく「水番」が行われている。

「水揚げ」は、前浚い（まえさらい）→里普請（さとぶしん）→姥普請（うばぶしん）→和美普請（わみぶしん）→大岳普請（おおたけぶしん）という手順で作業が行われている。

これらの作業について、現在は、立科町の一部及び東御市内を八重原土地改良区が、その他上流部を北佐久郡川西土地改良区連合が担当している。

“前浚い”は、4月に行われる用水路の浚いのことで、昔は大堰の幅だち・土手上げ・柵伏せなどが行われていた。続く“里普請”は、上八重原・中八重原・下八重原の順で行う大堰の浚いのことで、昔は牛鹿、藤原田、上組・下組・中組・下組の順に行われていた。その次の“姥普請”は、現在は行われていないが、苗代を作るために、蓼科町芦田の剛清水から水を引いて堰へ入れる作業であった。その後の“和美普請”と“大岳普請”は、上流部である蓼科方面の用水路の修理などのことで、昔は蓼科町芦田中尾地区にある宿や蓼科山の山小屋（牛首小屋）に泊まりながら、用水の修理・引水を行うものであった。

その他、現在は行われていないが、ミトーシ（見通し）と呼ぶ水路の見回りがあり、工事係1人と人足1人の2人で週に1度行われていた。（北御牧村誌より）

「水番」について、上八重原・中八重原では常番と呼び、当番は輪番制で、堰の上流からの家並み順に決まっている。

また、各自所有の田の面積に応じて水柵の幅が決められており、一定の量が流れてくるようになっている。

上八重原の通水口は1番口から5番口までであり、1番口は昼間、夜は2番口という順で切り替えられる。切り替えの時間について、昔は日の出から日没までと決まっていたが、現在は朝6時から夕方6時までとなっている。

一方、中八重原では、昭和60年頃までは上八重原と同様に5番口まであり、同様のやり方で水の切り替えが行われていたが、以後、2番口までとなり、水の切り替えは偶数日・奇数日で行われるようになった。なお、家順にイリバンと呼ぶ当番を出し、朝6時と夕方6時に水の番が行われていた。



写真：八重原堰普請（昭和17年5月）



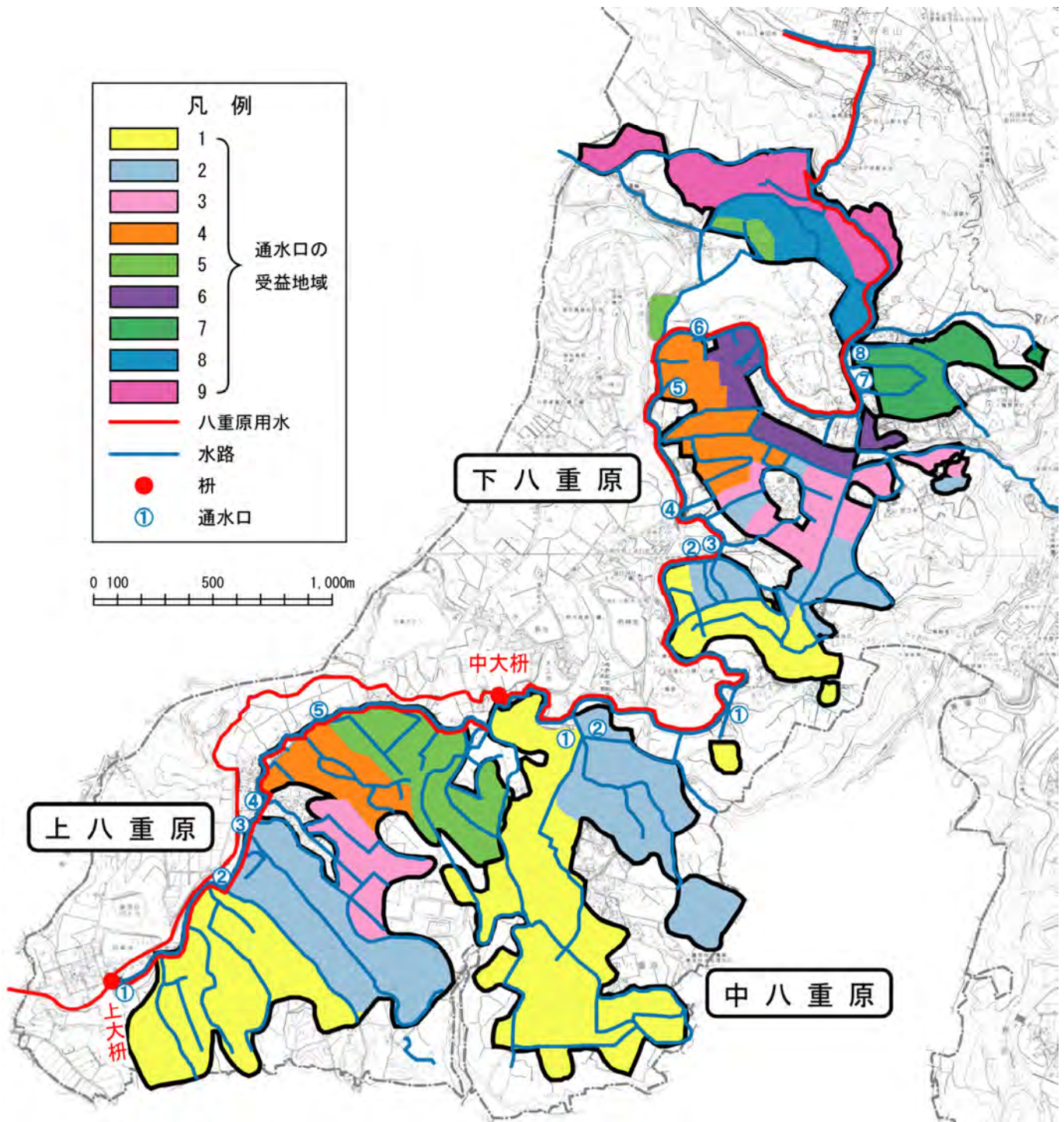
写真：八重原堰普請の中小屋



写真：八重原用水 中八分水柵

下八重原では、1番口から9番までの通水口があり、家並み順に、日の出から日の入りまでの間、日の入りから翌日の日の出までの間で順番に水が切り替えられる。切り替えの際は、用水の上流側から家順に2人ずつ切り替えに出て、枡口へ行って落ち葉やごみを取ったり、漏水を止め、切り替えは朝6時から夕方6時まで、交替で見張っていた。

なお、昔は不正行為や盗水をした場合には、掟により、「見通しを何日間行え」や「皆に謝る」など、厳しく罰せられていた。（北御牧村誌より）



図：上八重原・中八重原・下八重原の通水口と受益地域

第2章 東御市の歴史的風致の維持および向上に関する方針

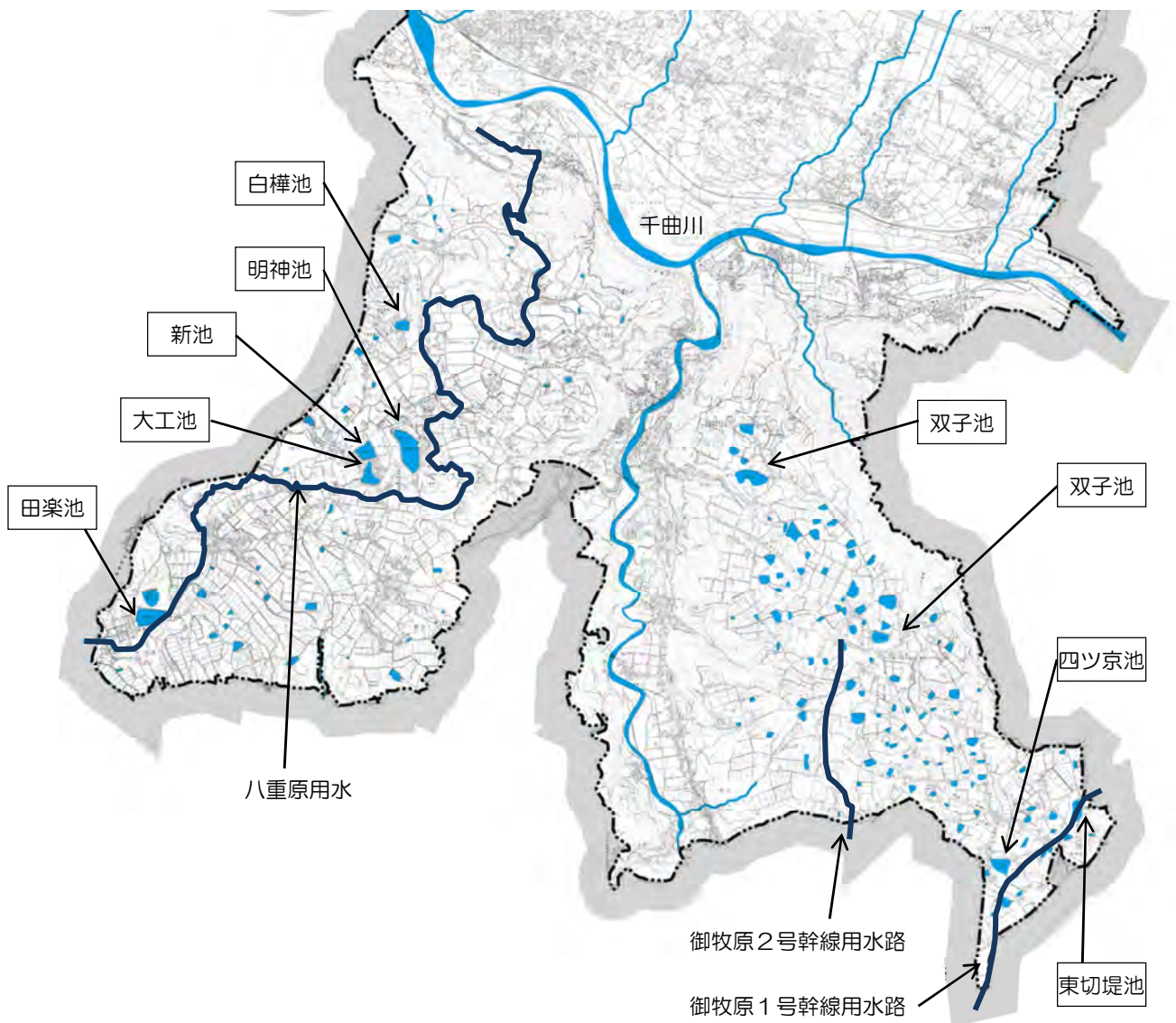
用水からの通水のほか、干ばつに備えた池（ため池）が点在している。八重原の主な池は、田楽池・大工（ばつちょう）池・明神池・新池などである。池にはドヨと呼ぶ設備があり、昔はこれを使って池の上部にある温まった水を少しずつ流し出していた。



写真：明神池



写真：田楽池



図：北御牧地域のため池位置図

新田開発の波に乗り八重原新田の開発が進められていた一方、御牧原台地は、樹木が少ない上に埴土の乏しい草原だったため、台地への導水は不可能とみられ、雨水を蓄える「ため池」に頼る生活が営まれていた。

御牧原台地には、大小の池が450ほどあるとされ、これは入植の際に、それぞれ良い窪地を見つけて池を作り、周囲を開墾したため、小さな池が多く見られる。基本的に個人の池であるが、現在は御牧ヶ原台地土地改良区が水の供給、池の修理などに携わっている。

御牧原の池は粘土で築いたもので、その造り方は「刃金（はがね）づくり」と呼ばれている。刃金づくりは、土手の中心部分に良質の粘土を詰めて叩いて固くしたもので、漏水が少なく長持ちするので100年も経過している池が今も利用できている。これは粘土を使ったためだといわれている。松の丸太をくりぬいて、粘土の中に埋め込んで取水していた。

かつては雨水を取水することが唯一の水確保の方法であったので、干ばつには常に悩まされていた。そうした状況の中で、昭和半ばに行われた県営御牧原農業水利改良事業（昭和36年着工、昭和47年完成）により御牧原1・2号幹線用水路が完成した。

用水路管理については、年に一度、水路の補修と堰浚い（せんげざらい）が行われる。役員はその水路に関係する水田の耕作者によって組織され、運営は役員が交代で行なわれる。

ため池の維持管理については、水系ごと・ため池ごとに受益者が共同で堰浚いや用水路の修理を行っている。

このように、今日の八重原台地・御牧原台地における農業経営は、気候・地形的に厳しい環境の中で、人々が水の確保に多大な時間と努力を費やしてきた歴史の上に成り立っている。今日まで受け継がれる水利慣行からは、水と共に生きてきた地域の強い想いが感じられる。



写真：御牧原の開墾風景（昭和16年）



写真：ため池（御牧原台地）



写真：鹿曲川を渡る水管橋

4. 歴史的風致に関する課題

(1) 地域の歴史・文化の共有に関する課題

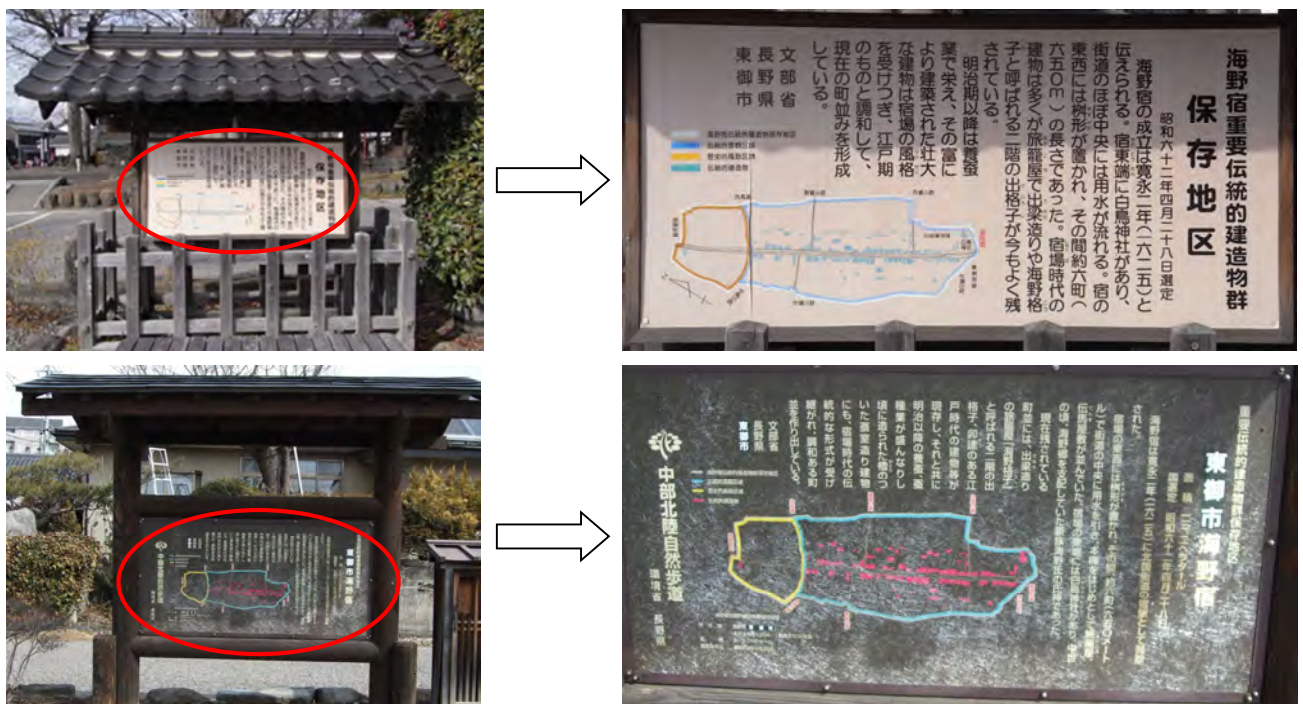
東御市には、海野宿や祇園祭、用水路の水利慣行など、地域の歴史的風致を構成する歴史的資源に加えて、地域の歴史・文化に密接に関わってきた歴史的資源が多く残されている。

しかし住民や来訪者は、海野宿を始め特定の建造物やまちなみのみを見るだけであり、文化財・文化財以外を含め、地域全体を訪ね歩くことができるような回遊性が図られていない。

そうした背景には、地域の歴史・文化について、一部の時代に関する情報しか周知が進んでおらず、地域の歴史的経緯等の情報発信や共有が不足していることが挙げられる。

特に、海野地域では、案内看板にまちなみが形成されていった経緯や建造物の特徴などについて、簡潔な内容でしか紹介されておらず、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと発展していくこととなった経緯等の詳細な情報までは訪れる人々に周知されていない。また、ガイド活動については、組織としての体制が十分に整えられていない中で、歴史・文化に関する情報が共有されていないために、ガイド間で説明内容に差が生じている。

さらに、地域の行事や風習については、少子高齢化が進む中で、地域の伝統文化の担い手・後継者が不足し、従前通りの保存・伝承が困難となり、祭礼や行事の喪失、回数の減少、縮小を余儀なくされている状況にある。



写真：重要伝統的建造物群保存地区に関する案内板。説明として、簡潔にまとまり過ぎている。



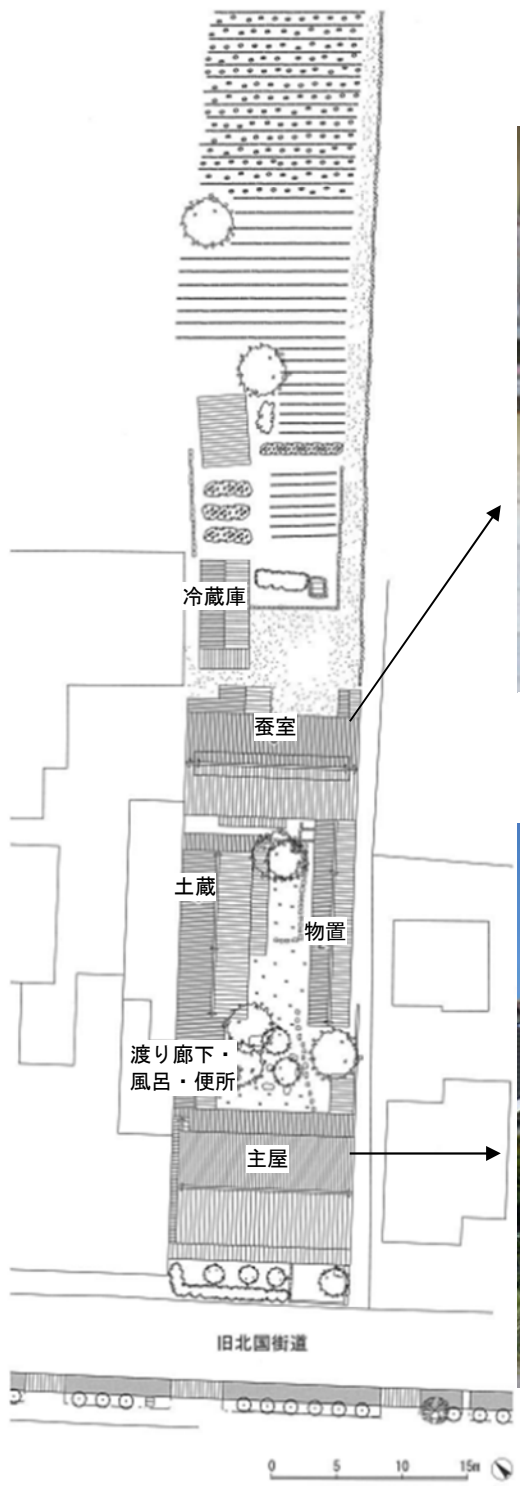
写真：駐車場に設置されている重点区域を含む観光マップ。海野宿周辺にある歴史的資源の情報は含まれていない。

(2) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

東御市には、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと発展していった海野宿の重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、歴史的な趣のあるまちなみが残されている。

しかし、地域の少子高齢化が進み、建物の維持管理の負担が大きくなる中で、歴史的建物の老朽化や空き家の増加が進んでいる。

特に海野地域においては、敷地内に主屋や蚕室等の建物があり、維持管理に必要な個人の負担が大きい状況にある。また、歴史的建造物が海野宿で暮らしていない世代へと引き継がれることで、住み手がいなくなり、空き家となる建造物が増加している。こうした状況の中で、建物の適切な維持管理が行われないまま活用されずに、老朽化が進む建物が目立ち始めている。



写真：空き家となり老朽化の進んだ建物（蚕室裏側）



写真：空き家となり老朽化の進んだ建物（主屋正面）

図：建物平面図

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する課題

東御市内には、文化財と文化財以外の歴史的資源とが一体となった良好な環境が各地域に残されている。

しかし、保存に取り組んできた建物等がある一方で、その周辺環境を含めた、一体的な保全が十分に行われていないために、景観としての連続性が確保されていない状況にある。

特に海野地域の西海野では、隣接する海野宿（本海野）と同様に養蚕・蚕種業で発展した歴史があるにも関わらず、これまでまちなみ保全に関する取り組みが行われておらず、舗装や歩道整備を始めとした整備状況で海野宿との間に大きな差が生じている。その結果、海野宿から続く旧北国街道としての一体性が見られない状況にある。

また、海野地域では、近年の集中豪雨等で既存の排水機能を超えた雨水が溢れ出すことにより、歴史的建造物やまちなみの浸水被害が多く発生するようになっている。

さらに、海野地域内の通過交通も多く、歩道が十分に整備されていない区間については、歩行者と通過車とが混在してしまう状況にあり、安全面・景観面が低い水準にある。加えて、車利用によるアクセスが多い中、来訪者を受け入れるための駐車場スペースについても、十分に整備されていない状況にある。

その他、街道沿いの南北一帯には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地として同様な景観が保たれているが、近年は担い手の高齢化や後継者不足等により、その維持管理が困難になりつつある。



写真：旧北国街道を通る自動車。歩行者と通過者とが混在している。



写真：まちなみと調和していない道路舗装

5. 上位・関連計画における歴史的風致の維持および向上に関する位置づけ

(1) 第1次東御市総合計画

平成16年4月に東御市が発足し、平成17年3月に第1次東御市総合計画を策定した。

総合計画では、基本理念「さわやかな風と出会いの元気発信都市」の下、さわやかな高原的気候の中、自然の恵みを活かした農業や地域資源を活かした観光、まちに活力をもたらす商工業などバランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人とが出会い、新しい地域像や価値観を創造し、発信する都市を目指している。

基本理念の実現に向けては、従来の住民主体のまちづくりを継承するとともに、3つの基本方針「自然と共生したまちづくり」「一人ひとりを尊重するまちづくり」「市民と行政の協働のまちづくり」を掲げ、まちづくりを進めている。

上記の基本理念・基本方針に基づき、将来像として5つの施策の大綱が設定されており、その中で、「活力を産業に結ぶまち（産業の振興）」では、東信濃の歴史や文化をになった郷土の人物や史料・史跡などを紐解きながら、潜在的な観光資源の発掘と活用に努め、歴史と風土、文化の薫りのする観光地づくりを推進していくこととしている。

また、「未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興）」では、市の文化を伝える歴史文化遺産の保存、市の歴史を広く伝え・学ぶことのできる環境の整備、郷土に対する誇りの醸成を図ることに加え、祭事などとともに伝承されている地域に伝わる伝統文化や伝統芸能を守り、次代に伝えるための保存、継承活動を支援するとしている。

■東御市総合計画における関連施策

基本理念	「さわやかな風と出会いの元気発信都市」
関連施策	(1) さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備）
	(2) 活力を産業に結ぶまち（産業の振興） ○観光情報の発信とイメージアップ ○観光資源を飾る花回廊の整備 ○観光施設の整備と利用促進 ○潜在的な観光資源の発掘と活用 ○観光推進体制の整備
	(3) 健やかさ・安心を結ぶまち（保険・医療・福祉の充実）
	(4) 未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興） ○生活文化都市の形成 ○文化施設等の充実 ○地域の文化や伝統行事の継承 ○文化財の保存と活用
	(5) 支えあい夢を結ぶまち（住民と行政の協働）

(2) 東御市都市計画マスタープラン

東御市は平成 16 年 4 月に小県郡東部町と北佐久郡北御牧村の 2 町村が合併して東御市となり、これに伴い、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積は 112.3k m²となった。都市計画区域について、合併により 74.418k m²となり、総面積の約 66%を占めている。

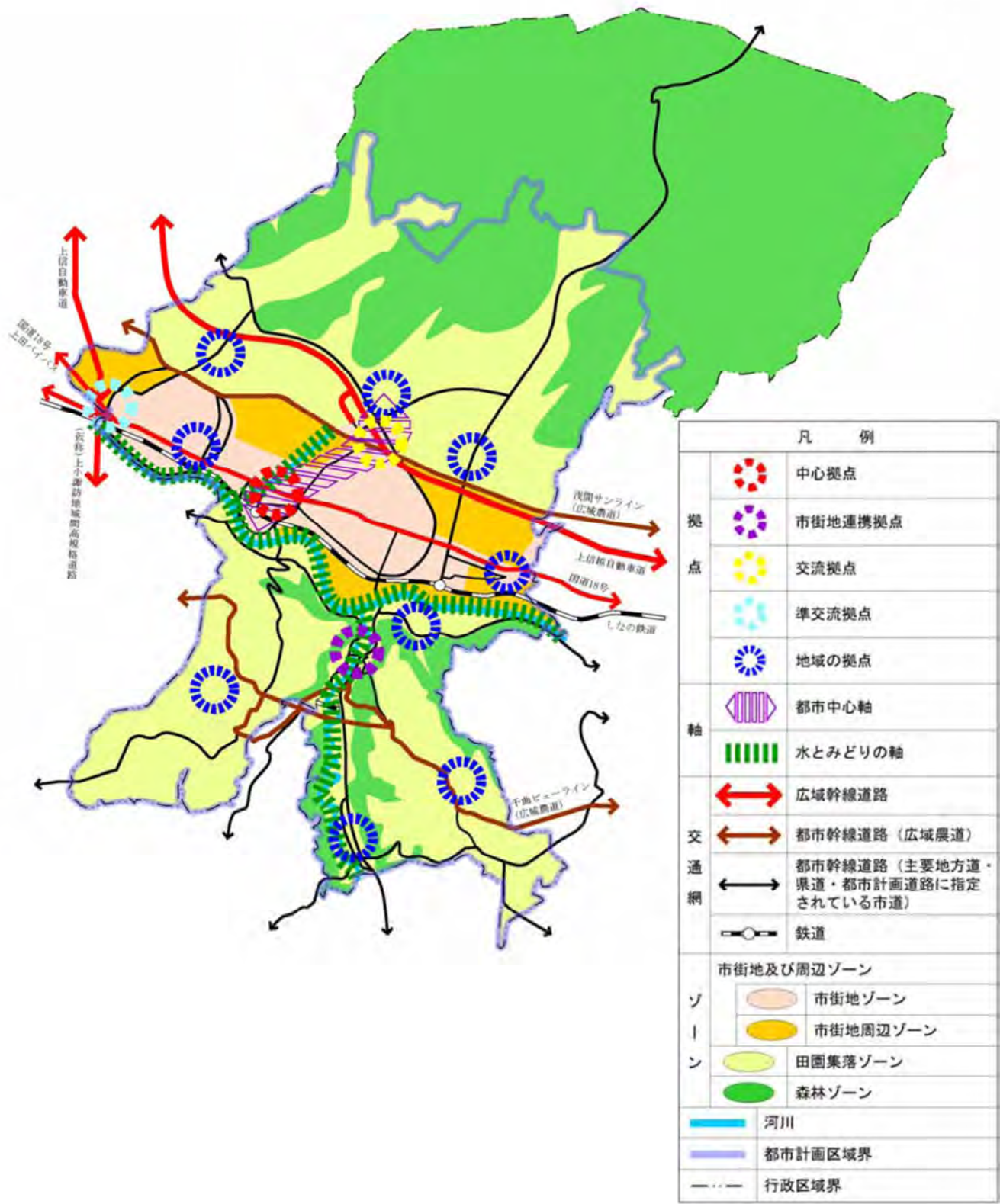
平成 20 年 6 月に策定した東御市都市計画マスタープランでは、第 1 次東御市総合計画の基本理念・基本方針・施策の大綱（将来像）に基づき、「人・自然・暮らしをつなぐ元気創造都市 東御」を将来都市像とし、その実現のための目標として、「豊かな自然に恵まれ居住環境の整った住みよいまちづくり」「人々が活発に行動・交流し、活力を生み出すまちづくり」「快適で安心していつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくり」「市民と行政が協働してつくるまちづくり」の 4 つのまちづくりの目標を掲げている。

また、将来都市像の実現を目指し定めた都市づくりに関する部門別の方針のうち、「景観形成の整備方針」では、「シンボルとなる地域の景観づくり」、「うるおいのある街並みの形成」の項の中で、歴史的な建造物や街並みの保全と活用などを進めることとしている。

■東御市都市計画マスタープランにおける関連施策

(1) 土地利用の方針	
(2) 交通体系の整備方針	
(3) 水とみどりの整備方針	
(4) 景観形成の整備方針	
●優れた自然景観の保全・活用	
●シンボルとなる地域の景観づくり	・海野宿は、伝統的建造物群保存地区に指定されているとともに、観光地としても利用されています。市民はもとより、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える交流の場として、歴史的街並みの保全と活用による景観づくりを進めます。 ・市には個性的な建物や歴史・文化的な建物があります。これらの建物を活用した景観づくりを進めます。
●うるおいのある街並みの形成	・市街地においては、緑化を進めるなど、市民生活に潤いを与える市街地景観の形成に努めます。また、旧街道筋などの歴史的遺産を保全し、特徴ある郷土景観として活用を図ります。
●市民と行政が協働してつくる街並み形成	

都市構造図



図：東御市都市計画マスタープラン 将来都市構造図

（３）東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 16 年東御市教育委員会告示の東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画は、東御市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、保存条例）第 3 条の規定に基づき定めたものである。

そのうち、第 1 章では、保存に関する基本方針を「宿場とその後養蚕業で栄えた地区、すなわち、町場と農村との両方の性格をもちあわせた歴史環境を保持し、住民の生活と環境の改善を図り、良好な住環境を育成することを目ざした、総合的な町づくりであるとともに、私達が歴史とともに生きた時代の証としての町づくりである」としている。第 2 章では、伝統的建造物群の構成要素を示している。

第 3 章では、保存地区内の保存整備計画を定め、伝統的景観区域については「できる限り伝統的手法により修理を行う」「空地あるいは建て替えについても、海野特有の伝統的な風格を受け継いだ建造物を建築し、歴史的に重みのある伝統的建造物の町並みづくりを行う」「農地・裏の畑に立つ樹木はできる限り現状を維持する」としている。また歴史的風致区域については、「茅葺き屋根の建物はできる限り往時の様相に復元修理を行う」「その他の建造物は、旧来の宅地割を残しながら、生垣による修景を行い自然景観の町並みづくりを行う」「屋敷の農地は畑地として現状のまま維持し、農地境の石垣等の保存もあわせて行う」としている。

その他、環境物件及び保存すべき物件については、「自然物はできる限り往時の様相に復旧・補植等を行う」「東西柵形跡や市神跡などの史跡は、説明板等を設置し、将来的には復旧整備する」「宅地の地割や土地の境に設けられた石垣、地割石、祠や屋敷神等は積極的に保存を図る」としている。

■東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画の構成

第 1 章 保存地区の保存に関する基本方針	
	(1) 歴史と現況
	(2) 伝統的建造物群とその環境の現状
	(3) 保存の方針
	①保存の基本方針 ②保存地区の面積 ③地域区分と伝統的建造物群の特性 ④伝統的建造物の特徴
第 2 章 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建造物その他の工作物（以下、伝統的建造物）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下、環境物件）の決定	
	(1) 伝統的建造物
	(2) 環境物件
	(3) 保存すべき物件及び修景を要する空地
第 3 章 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画	
	(1) 保存整備の方針と内容
	①伝統的景観区域の保存整備 ②歴史的風致区域の保存整備
	(2) 伝統的建造物の修理・復元
	(3) 伝統的建造物群以外の建造物の修景基準
	(4) 環境物件及び保存すべき物件の保存整備
第 4 章 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等	
第 5 章 保存地区の保存のため必要な管理施設の設置及び整備計画	
	(1) 伝統的建造物の公開及び展示施設の整備
	(2) 街道の整備
	(3) 管理施設等の整備
	(4) 交通・駐車場の整備
	(5) 電柱等の整備
	(6) 防災施設の整備
	(7) 公共施設の整備

(4) 東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画

平成18年度に策定した東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画では、充実した学習、文化、スポーツ活動をはじめ、さまざまな地域づくり活動を通じ、人生、地域を豊かなものにしていくため、いつでも、どこでも、誰でも学習機会が得られる学習環境の基で、「のびやかに学習し合い、躍動する生涯学習のまちづくり」を目指している。

その中で、生涯学習のまちづくりの基本方針として「ふれあい、たすけあい、学びあい、共に生きる」を設定し、その実現のための目標として「郷土と自然を愛し、共に快適に暮らせるまちづくり」「共につくる活力あふれる産業のまちづくり」「共に心豊かで健やかに暮らせるまちづくり」「学びあい、教え合い、共に育てるまちづくり」「思いやり、助け合い、支えあい心ふれあうまちづくり」の5つの生涯学習まちづくり基本目標を掲げている。

そして、基本計画で掲げている、生涯学習まちづくり基本構想を実現するための具体的指針のうち、「文化の振興」では、「芸術、文化活動の普及、奨励」に加え、「文化財の保護・保存と活用」として、先人の築いてくれた歴史的文化遺産を調査し、編集した東部町誌・北御牧村誌を、あらゆる学習機会の貴重な歴史資料として活用を図りながら、学習内容の拡充を推進することとしている。

■東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画における関連施策

基本理念	
「さわやかな風と出会いの元気発信都市」	
1. 生涯学習体制の整備	
2. 人生の各時期に応じた学習機会の充実と連携	
3. 家庭、学校、社会教育の充実と連携・融合	
4. スポーツの振興と健康づくりの推進	
5. 文化の振興	○芸術、文化活動の普及、奨励 ○文化財の保護・保存と活用 ・文化財の保護・保存と活用 ・文化財活用の学習会の充実 ・文化財保護思想の啓発 ・文化財保護活動の継続 ・町誌・村誌を活用した郷土学習の推進 ・文化財の見学、伝統行事の継承、掘り起こし
6. 多様な学習要求への対応	
7. 国際化への対応と交流基盤づくり	
8. 人権尊重の社会づくりの推進	
9. 快適な環境の形成	
10. ボランティア活動の推進	
11. 学習成果の活用	

(5) 東御市観光ビジョン

平成22年3月に策定した観光ビジョンでは、第1次東御市総合計画後期基本計画に定めた施策の大綱に示された「地域資源のイメージアップやPR活動、訪れる人も楽しめる美しいまちづくりを通じた観光を軸にした地域産業の振興に取り組む」という内容を踏まえ、観光業を地域の産業として、さらに発展させてゆくこととしている。

その中で、基本コンセプトとして「出会いからはじまる いきいき観光地づくり」を定め、その実現に向けて、「資源のブランド化」「地域ホスピタリティの高揚」「情報発信力の強化」「担い手づくり」の4つの基本方針を定めている。

また、4つの基本方針を具体化するため「まちゾーン、田園ゾーン、高原ゾーン」の3つのゾーンを位置づけている。特に「まちゾーン」では、施策として「海野宿の歴史的な生活空間の活用」を掲げ、海野宿の歴史文化的環境に配慮し、街並みを迂回する幹線道路の整備や、空き家の活用など整備事業を進めることと併せ、住民と来訪者が互いに交流しあう歴史観光に取り組むこととしている。

■観光ビジョンにおける関連施策

	基本方針	施策の区分	区分別施策
出会いからはじまる いきいき観光地づくり	資源のブランド化	まちゾーン	1 海野宿の歴史的な生活空間の活用 2 まちなか観光の普及
	地域ホスピタリティの高揚	田園ゾーン	1 既存観光施設を核とした農村公園づくり 2 交流型ツーリズムのすすめ 3 体験学習旅行等の受け入れ促進 4 浅間サンラインを中心とした広域流動観光振興
	情報発信力の強化	高原ゾーン	1 自然体験学習プログラムの充実 2 環境に配慮したインフラ施設の整備
	担い手づくり	共通施策	1 来訪者を招くサービス品質の向上 2 市内の二次交通サービスの改善 3 食資源のブランド化 4 地域ホスピタリティの向上 5 観光協会の組織の強化

6. 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致に関する課題を踏まえ、今後、本市の歴史的風致の維持・向上を図るための基本方針を以下に示す。

（１）地域の歴史・文化の共有に関する方針

地域の歴史・文化に関する情報発信を進めていく上で、既存の指定文化財については、建物やまちなみを含めた案内施設の充実に取り組み、文化財以外の歴史的資源については、指定文化財と合わせた情報発信を行うことで、地域全体の回遊性の向上を図る。

その際、建物等の構造に関する説明だけではなく、どのようにして建物やまちなみ等が出来たのか、その歴史的な背景についての説明も併せてしていくことで、情報の受け手が地域全体に興味を抱くような内容の充実に取り組んでいく。

特に海野宿においては、案内板を通じて、宿場町から養蚕・蚕種業の町へと発展していったこと等、地域の成り立ちについての情報発信の充実に取り組んでいく。また、ガイド活動については、組織としての体制整備を進めていくとともに、聞き手の理解を深めるような説明内容の充実に取り組む。

さらに、地域にある特色豊かな祭礼・行事を将来に渡って受け継いでいくために、人材育成や活動への支援体制の充実に取り組む。

（２）歴史的建造物に関する方針

歴史的建造物の保存・活用に向けて、文化財に指定されている建造物については、文化財保護法を始めとした関係法令に基づき、その保存と活用の強化に努めるとともに、専門員等の助言や史料等に基づいた修理に取り組む。また、東御市が空き家提供者・利用希望者の間に入り、調整役となることで、空き家の解消を進めていく。

特に海野地域においては、歴史的建造物の維持管理に関わる所有者負担を和らげるため、補助事業等を活用して、老朽化が進む歴史的建造物の修理に取り組むなど、まちなみ保存に向けた支援体制の充実を図る。また、空き家紹介制度を利用して、空き家減少に取り組むとともに、空き家となった歴史的建造物の一部については、観光拠点として活用する。

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針

歴史的建造物の周辺環境の保全に向けて、まちなみ環境の整備や住民による維持管理活動に対する支援等、景観としての一体性の確保に向けた取り組み等を進めていく。

特に海野地域では、浸水被害から歴史的建造物を守るため、まちなかの排水機能の強化を図っていく。

また、宿場町及び養蚕・蚕種業で栄えた旧北国街道沿いの一体性のあるまちなみ保全を図るために、海野宿（本海野）に隣接する西海野内の歩道や街路灯の整備を行う。

さらに、地域に訪れた人々が、ゆっくりとまちなみを散策しながら多くの歴史・文化に触れることができるよう、通過交通の緩和に向けたバイパス設置や歩道の整備、駐車場整備を通じて、歩きやすく、かつ景観と調和した環境づくりに取り組む。

その他、かつては地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑があった街道沿いの南北一帯の地域は、現在も水田・畑地として利用されており、この景観の保全に向けた活動に対して支援していく。

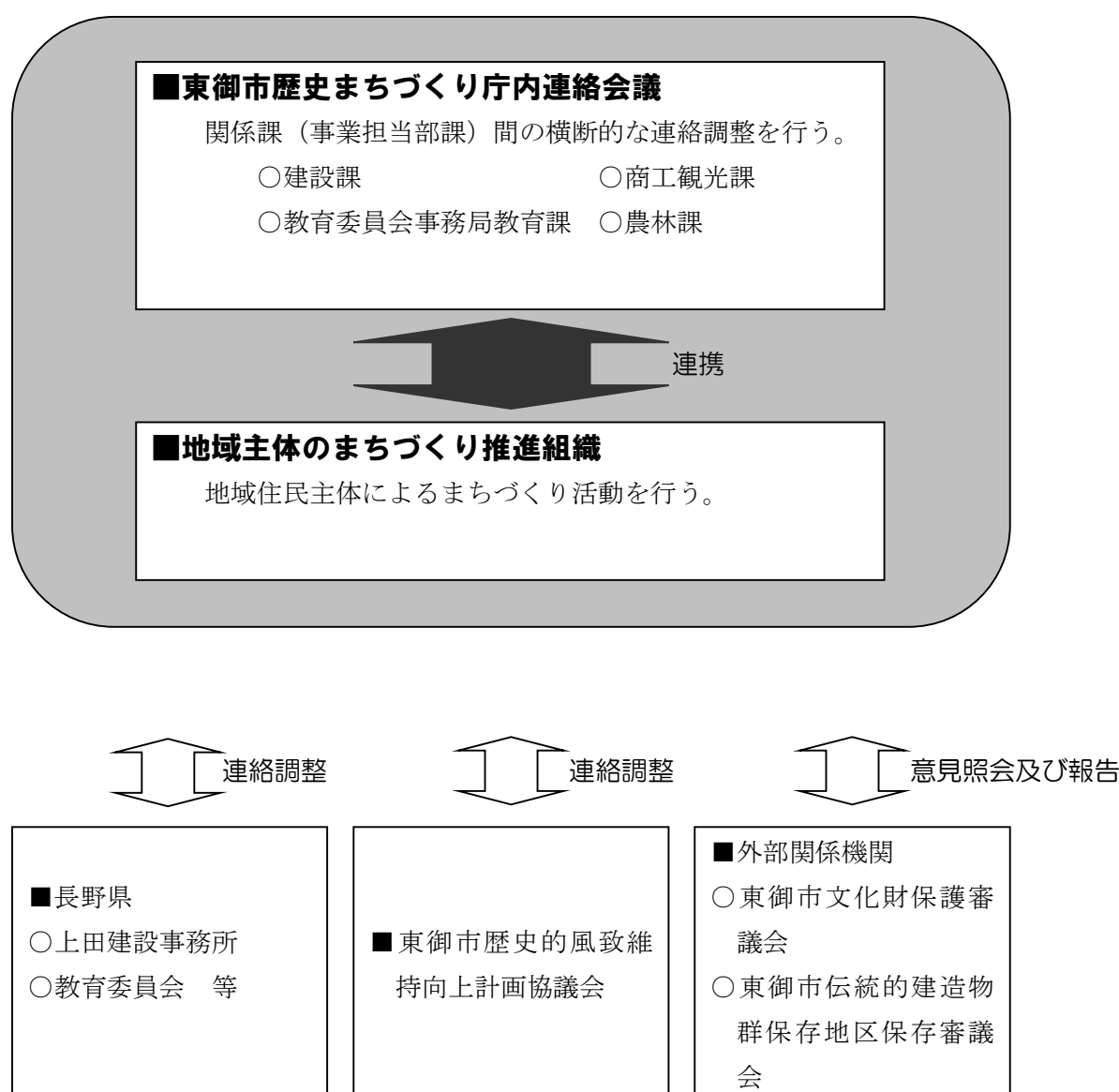
7. 計画実現のための実施体制

歴史的風致の維持向上を進めていくにあたり、事業内容が多岐の分野に関連するため、本市では、計画策定段階で組織した「東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会」及び「東御市歴史的風致維持向上計画策定チーム」を再編成した「東御市歴史まちづくり庁内連絡会議」を設置し、関係課（事業担当部課）間の横断的な連絡調整を行う。

また、重点区域等における地域住民主体のまちづくり推進組織として、計画策定にあたって設立された「海野地域まちづくり検討会議」を継続的な活動組織として位置づける（活動期間 平成 23 年 3 月～28 年 7 月）。

なお、必要に応じて、長野県（上田建設事務所、教育委員会等）や「東御市歴史的風致維持向上計画協議会（法定）との連絡調整を行う。さらに、東御市文化財保護審議会や東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見照会及び報告を行い、効果的な計画実現に取り組むものとする。

■計画推進体制例



第3章 重点区域の位置および区域

1. 重点区域の位置

本計画の重点区域は、国指定文化財周辺で、その他の文化財や伝統的町屋などの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって風情や情緒を醸し出している良好な市街地環境であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に図られる範囲を設定する。

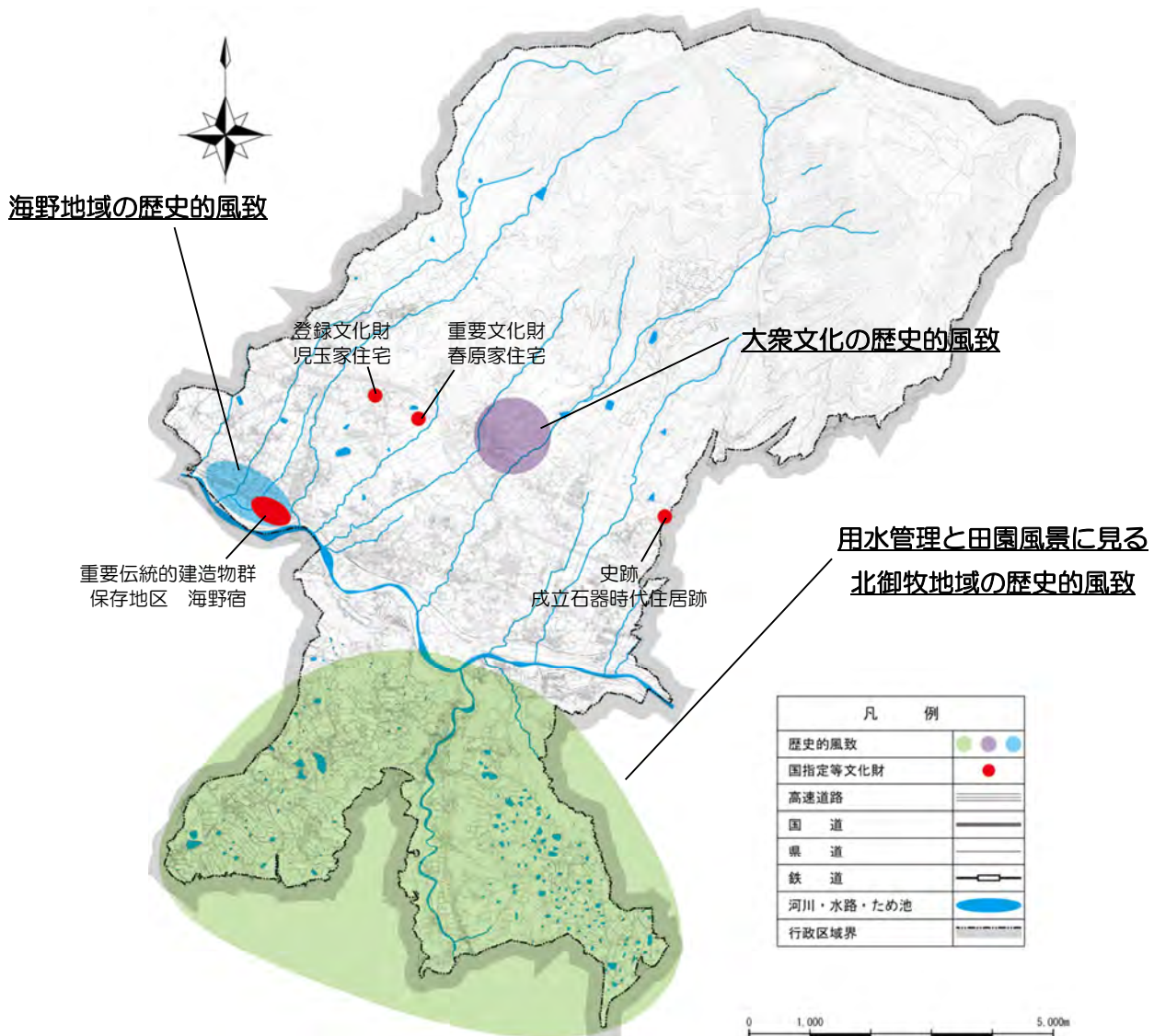
東御市では、市内各地で伝統的な祭礼など歴史と伝統を反映した人々の活動が繰り広げられている。

その中で、特に海野宿を周辺とした地域では、江戸時代の宿場町としての面影を残しながら、明治以降に養蚕・蚕種業で発展したという、歴史的経緯を現在に残す海野宿のまちなみがある。

また、「白鳥神社例祭」や「灯笼回し」など、長い間人々の間で受け継がれてきた風習が残されており、まちなみと伝統ある人々の活動の両者が一体となった市街地環境が形成されている。

しかし、人口減少・少子高齢化が進む中、人手不足により建物の維持管理が困難になることや、地域の風習を受け継ぐ担い手が少なくなることで、歴史的風致を残す環境が失われつつある現状にある。

このため、本計画では、地域の抱える課題を解決し、歴史的風致を維持及び向上するために、海野宿を取り巻く周辺環境を一体的に含めた範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上に資する各種施策を展開していくこととする。



図：重点区域の範囲（※東部町字境図 明治初年）

2. 重点区域の区域

重点区域の区域は、以下の3点を含む範囲とする。

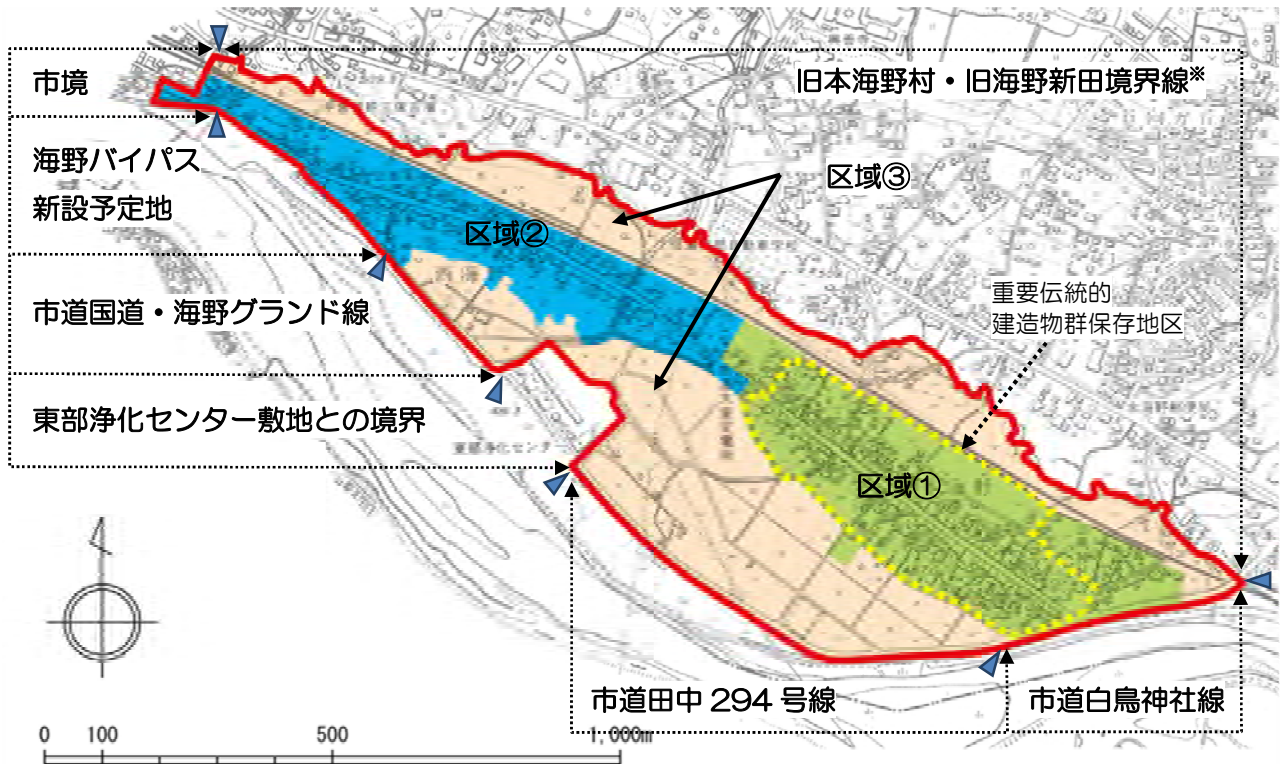
区域①：白鳥神社例祭及び灯笼回しが行われる本海野の区域

区域②：かつて物流拠点として栄え、後に宿場としての体裁に整えられた西海野の区域

区域③：養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑があった地域で、現在も水田・畑地として利用されている本海野・西海野南側及び北側の農地の区域

名称：海野区域

面積：約 60ha



図：重点区域の範囲（※東部町字境図 明治初年）

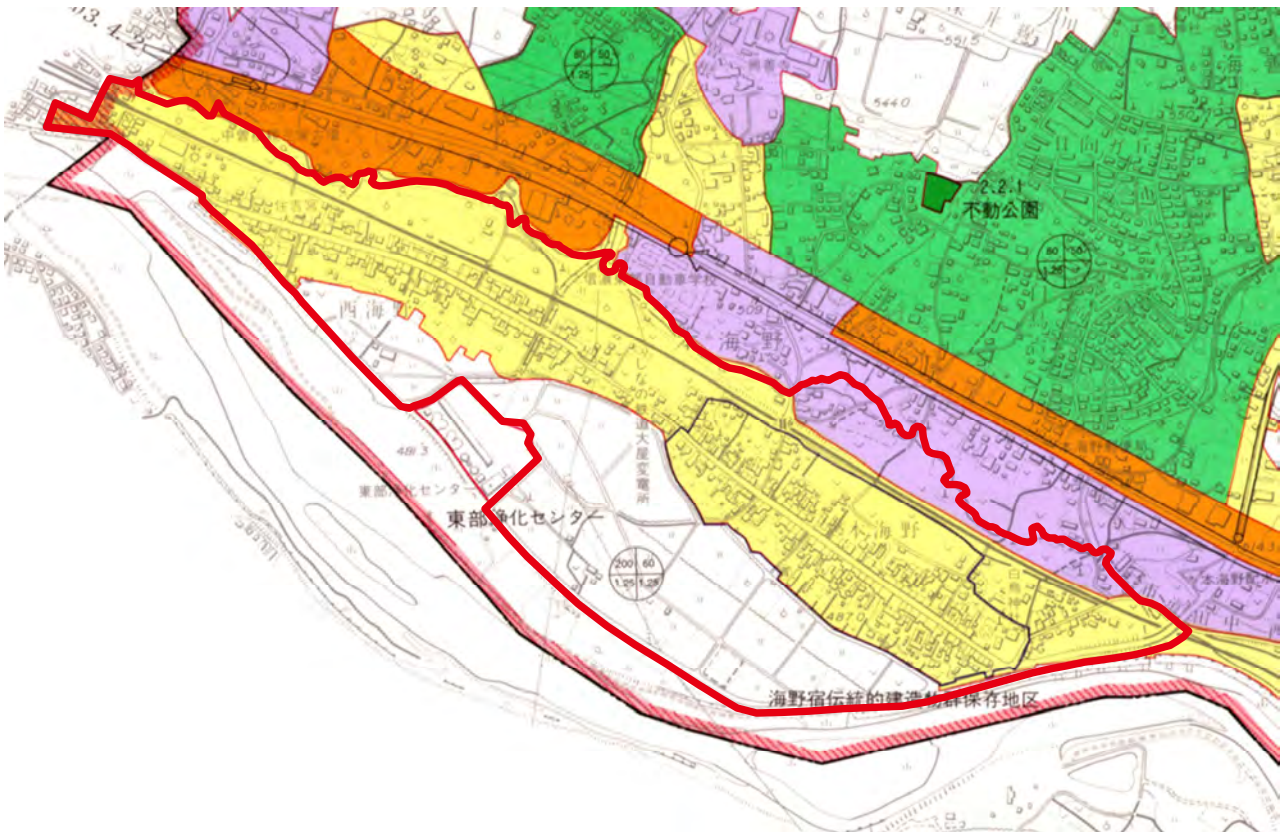
3. 重点区域の設定による効果

重点区域として設定した「海野区域」は、東御市中央西部に位置し、宿場町として栄えたことに始まり、明治期は養蚕・蚕種業により発展してきた地域であり、今日では、宿場町と養蚕・蚕種業のまちなみを活かしたまちづくりが進められ、多くの来訪者を集める市の代表的な観光地としての顔になっている。

また、区域の住民は、文化財の維持向上のためボランティアにてさまざまな活動を行うなど、文化財に対する意識が非常に高い。

重点区域において、歴史的な建造物の保全、活用及び修景などを、重点的・一体的に進めていくことは、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上はもとより、周辺を含めた地域の求心力を高め、地域活性化を促進する。

さらに、当該重点区域の歴史的風致を維持及び向上していくことは、市民及び来訪者の本市の歴史的・文化的資産に対する理解を深め、これらの資源を活かしたまちづくりに対する意識を醸成していくことにつながり、ひいては本市の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させることにもつながる。



凡	例
	都市計画区域
	都市計画道路
	都市計画公園
	その他の都市施設
	伝統的建造物群保存地区
	地区計画区域

用途地域区分		面積 (ha)	形態規制
	第1種低層住居専用地域	約145	
	第2種低層住居専用地域	約6	
	第1種中高層住居専用地域	約22	
	第2種中高層住居専用地域	約23	
	第1種住居地域	約193	
	第2種住居地域	約13	
	準住居地域	約75	
	近隣商業地域	約16	
	商業地域	約5	
	準工業地域	約50	
	工業地域	約97	
	工業専用地域	約39	
合 計		約684	
	用途地域指定なし	—	
		—	

図：用途地域区分における重点区域の範囲

(2) 重要伝統的建造物群保存地区との連携

①保存整備の方針と内容

海野宿伝統的建造物群保存地区を対象に、「伝統的景観区域」及び「歴史的風致区域」に設定した区域について、街道沿いに建つ主屋、その他道路から望見できる屋敷裏の蚕室、物置などの伝統的建造物および環境物件が伝統的要素を失うことのないように修理、修景、復旧に努めている。また屋敷裏に広がる農業景観はできる限り現状の景観を維持し、併せて生活環境の整備を行い、歴史的環境づくりにふさわしい整備計画の推進に取り組んでいる。

1) 伝統的景観区域の保存整備

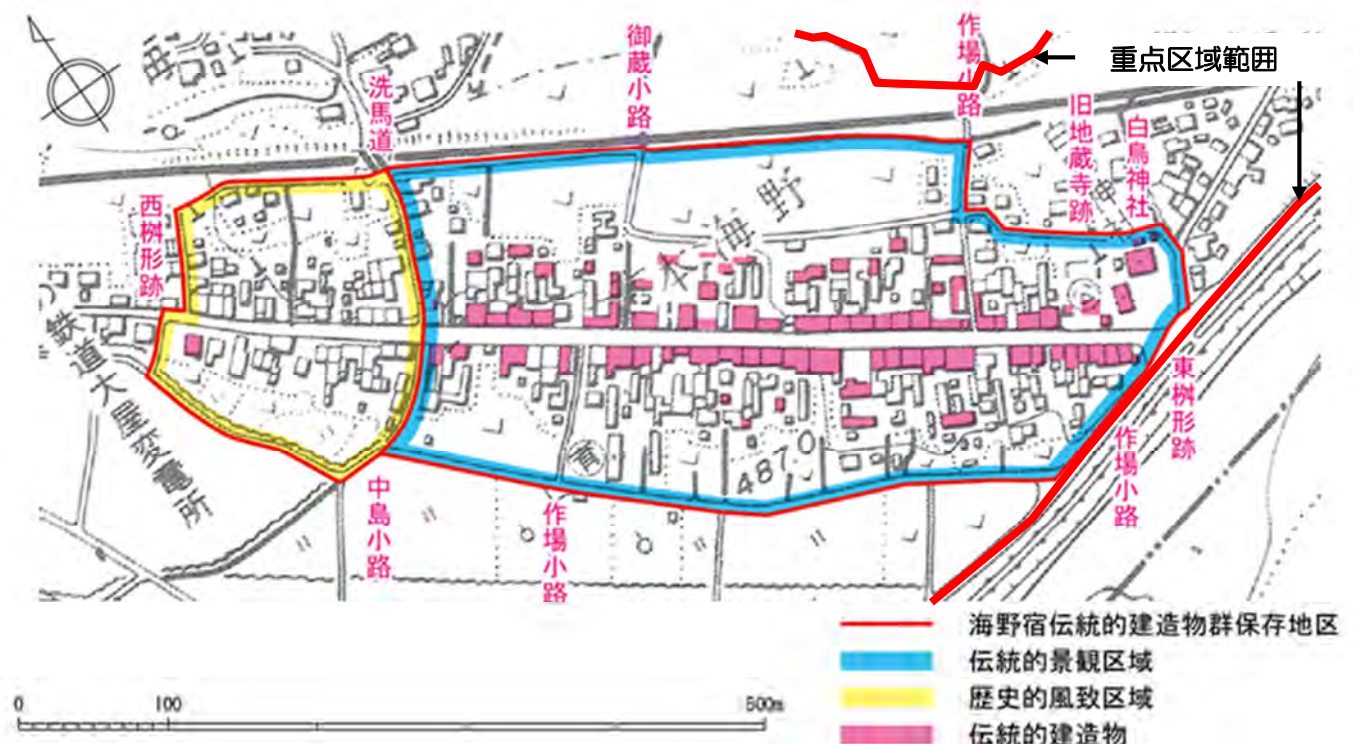
街道筋に残る多くの伝統的建造物、さらに裏の蚕室等の建造物を、それぞれ固有の特性をふまえ、できる限り伝統的手法により修理を行う。また、現在空地となっている宅地、あるいはすでに建て替えを行っている場合でも、今後建造物を建築する時は江戸時代から明治時代に建てられた、海野特有の伝統的な風格を受け継いだ建造物を建築し、歴史的に重みのある伝統的建造物の町並みづくりを行う。

屋敷裏の農地は、現在荒れることなく耕作が続けられている。今後この自然環境を徒らに破壊することなく、できる限り現状を維持する。また、裏の畑に立つ樹木は非伝統的建造物を覆い隠しているため、現状を維持する。

海野宿が繁栄した基礎は農業による経済的基盤をもっていたことであり、明治期の養蚕業の発展も農業基盤の上に成り立っている。この農地は海野宿が農村の中で生き続けた町であること、そして農業とともに発展してきたことを示す地域として、農地のまま現状を維持する。

2) 歴史的風致区域の保存整備

西柵形跡に残る茅葺き屋根の建物は、往時の面影を今に残しこの区域の象徴である。この建物はできる限り往時の様相に復元修理を行い、この区域の歴史的な位置付けを行う。また、その他の建造物は、多くが街道から数メートル後退して建築されており、街道筋はコンクリートブロック塀とその内側に植え込みをもつものと生垣になっている。今後は、旧来の宅地割を残しながら、街道筋の樹木等の整備にあわせ、生垣による修景を行い自然景観の町並みづくりを行う。また、屋敷の農地は畑地として現状のまま維持し、農地境の石垣等の保存もあわせて行う。



図：海野宿伝統的建造物群保存地区

②伝統的建造物の修理・復原

海野宿伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物については、建築当初の形式、その後の改造の経過を明らかにし、伝統的形式を尊重し、主として外観を維持するための修理を行い、また伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは復原を基本とした修理を行っている。

③伝統的建造物群以外の建造物の修景基準

伝統的建造物以外の建造物については、新築、増築、修理、模様替え、あるいは色彩の変更は外観が伝統的建造物に類似し、また調和がとれたものとし、伝統的景観区域では下記の基準に従う。

屋 根	黒色、灰色のいぶし棧瓦またはこれに類するものとする。
階 数	二階造、厨子二階造等とする。
外 壁	荒壁仕上げ、中塗仕上げまたは白壁仕上げとする。また、必要により腰板貼りとする。
建 具	木造建具とする。
庇	棧瓦または板葺とする。
軒先等	雨桶の色は屋根または建具の色に準ずる。
門	長屋門またはこれに類する伝統的なものとする。
塀	荒壁仕上げ、中塗仕上げまたは白壁仕上げの瓦葺土塀、あるいは板塀とする。なお、歴史的風致区域の建造物は、道路から後退して建築し、道路に沿って生垣、あるいは塀を建てる時はその内側に植栽を施す。

④環境物件及び保存すべき物件の保存整備

環境物件のうち、自然物についてはできる限り往時の様相に復旧し、また修景上必要ある時は補植等を行う。宿場の遺構である東西枡形跡や市神跡などの史跡については、それぞれの歴史的位置付けに基づいて説明板等を設置し、将来的には復旧整備に取り組む。また、歴史的に貴重な所産である宅地の地割や土地の境に設けられた石垣、地割石、あるいは祠や屋敷神等は、積極的に保存を図っていく。

（３）歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定との連携

長野県では、県や市町村において、地域の優れた景観を保全・創造を進める上で、住民参加による景観育成の取り組みのひとつとして、住民間で景観づくりのための自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として知事が認定を行う制度を設けている。

東御市では、平成8年3月より、重点区域内の海野宿伝統的建造物群保存地区を対象に、協定者 113 名の間で、建築物や屋外広告物、緑化等についての基準を定め、住民間の協力による道路・水路等の美化も行われている。

今後も、この協定を引き続き維持していくとともに、重点地区を対象としたまちなみルールや景観計画の策定等、良好な景観形成に向けた取り組みを検討していく。

歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定		
協定に係る区域	東御市本海野区海野宿（海野宿伝統的建造物群保存地区 13.2ha）	
協定者	歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定運営委員会（113 名）	
認定日・認定番号	平成8年3月13日 第31号	
主な基準	建築物等	建築物は隣地境界よりできるだけ後退（伝統的建造物は除く）
	屋外広告物	自己用広告物のみ（高さ 2.5m 以下、表示面積 1 個当たり 1.5 m ² 以下、3 個まで、張り紙・張り札・立て旗は原則として設置しない、木製が基本、反射光及び動きのある光源は使用しない）
	緑化	空地はできる限り緑化する、街路樹のシダレヤナギの維持管理に努める
	自動販売機	原則として設置しない
	その他	道路、水路及び敷地内の美化に努める

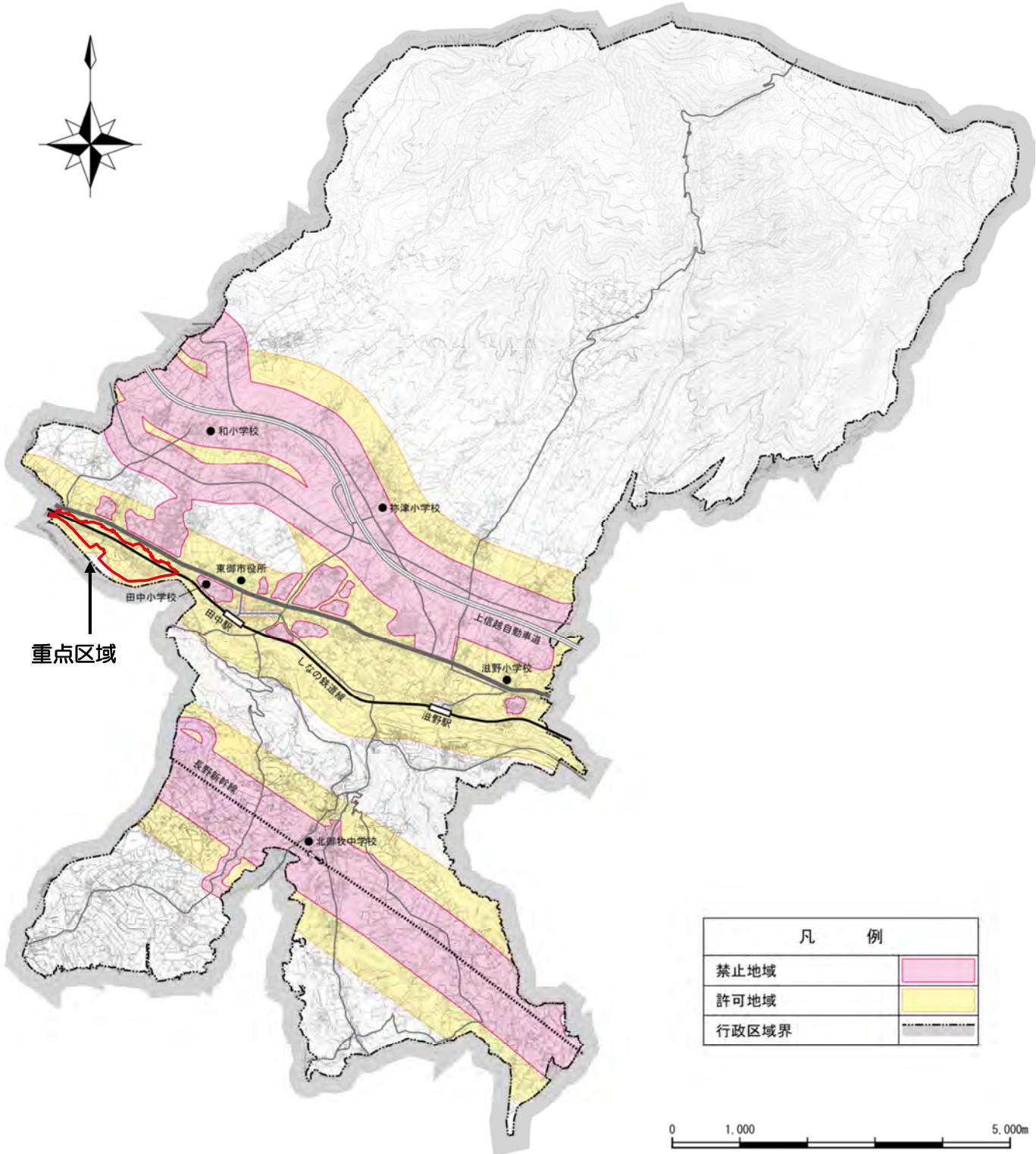
(4) 屋外広告物に関する規則との連携

東御市では、長野県屋外広告物条例に基づき、平成16年4月より、東御市屋外広告物に関する規則を定めている。重点区域は、区域全体が許可地域に指定されている。

今後は、規則の周知に取り組むとともに、良好なまちなみの形成に資するよう、独自の条例づくりを検討していく。

	範囲	内容	適用除外 (設置等できる広告物)
禁止地域	浅間サンライン（県道小諸上田線）両側それぞれ300mの範囲	左記の道路等から展望できる広告物	①自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもので、表示面積の合計が10㎡以下のもの ②祭典その他慣例上使用するもの ③一時的又は仮設的なもの ④公職選挙法に基づく選挙運動のためのもの ⑤公共的な施設への案内のためのもの ⑥国又は地方公共団体が設置するもの ⑦その他
	主要地方道真田東部線両側それぞれ300mの範囲		
	上信越自動車道両側それぞれ500mの範囲		
	千曲ビューライン両側それぞれ100mの範囲		
	長野新幹線両側それぞれ500mの範囲		
	東御都市計画に定められた第一種及び第二種低層住居専用地域の範囲	左記の各地域にある広告物	
許可地域	国道18号線両側それぞれの500mの範囲	左記の道路等から展望できる広告物で許可基準に適合し、市長の許可を受けたもの	①自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもので、表示面積の合計が15㎡以下のもの ②禁止地域内の適用除外の2から7のもの
	しなの鉄道両側それぞれの500mの範囲		
	上信越自動車道両側それぞれの1000mの範囲		
	長野新幹線両側それぞれの1000mの範囲		
	上信越自動車道沿線の東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域	左記の各地域にある広告物で許可基準に適合し、市長の許可を受けたもの	

※上記の他、北御牧地区において「10平方メートル以上の看板及びこれに類するもの」を設置する場合は届出が必要になる。



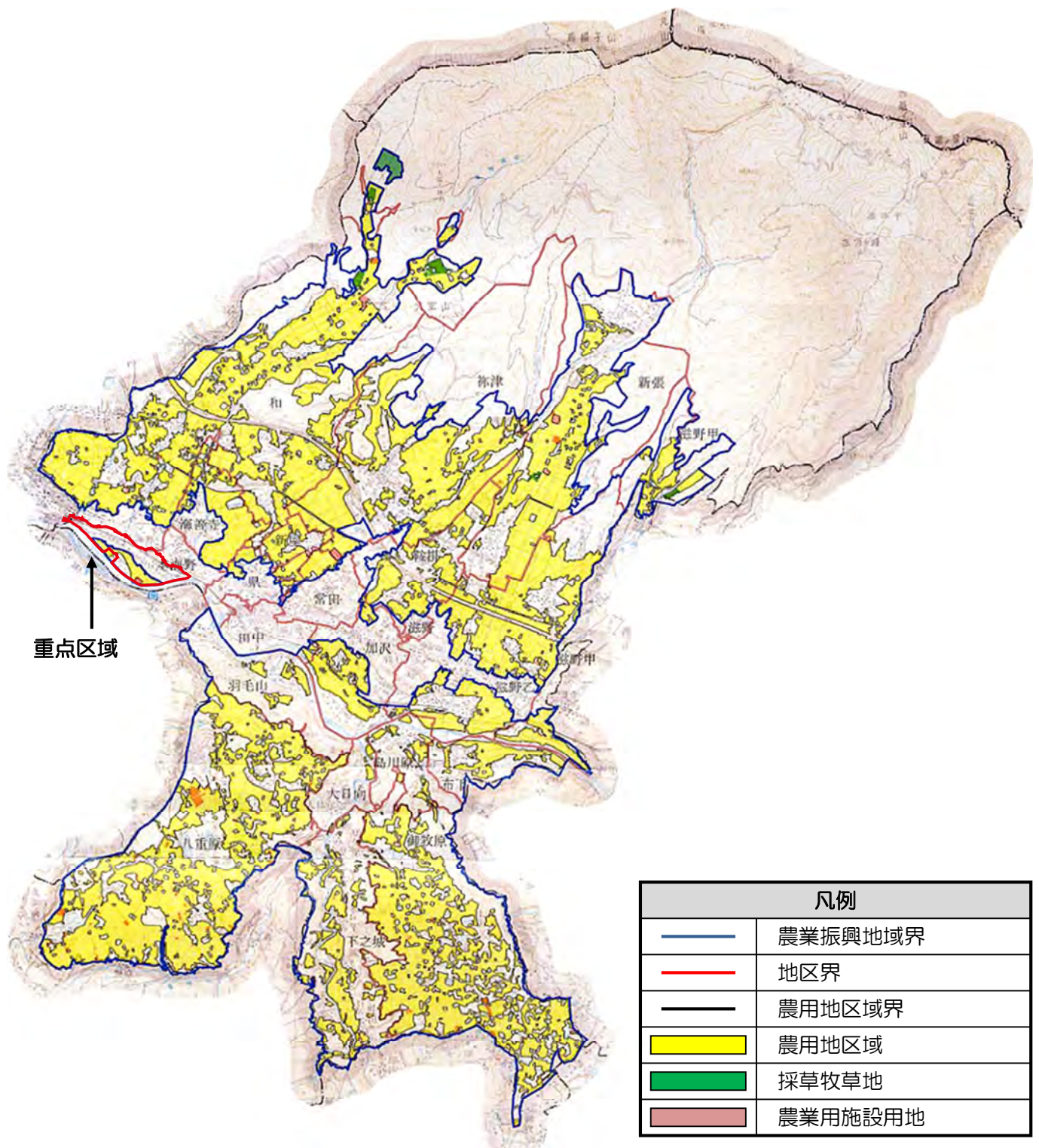
図：屋外広告物市内の禁止地域と許可地域

（５）東御市農業振興地域整備計画との連携

東御市では、国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、平成 20 年 9 月に「農業振興地域整備計画」を策定している。

行政区域 11,230ha のうち、約 51% の 5,728ha が農業振興地域に指定されており、そのうち農用地区域は 2,747ha となっている。重点区域では約 13.3ha が農用地区域に指定されている。

農用地については、住宅建設等により減少している状況にあるが、今後も安全な農産物の安定的供給に必要な農地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地の持つ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興を図るべき地域を明確化し、秩序ある土地利用を図る。



図：東御市農業振興地域

第4章 歴史的風致の維持および向上に必要な事項

1. 文化財の保存又は活用に関する事項

古墳や社寺、建造物、祭りなど、東御市には原始・古代から近・現代にかけての様々な歴史的資源が存在し、現在、市内には、国指定4件、県指定10件、市指定69件の合計83件の文化財があり、そのうち重点区域内には、海野宿、白鳥神社社叢、白鳥神社本殿、新海神社本殿の4件がある。

これらの文化財を後世に伝えていくためには、文化財単体としてではなく、周辺環境なども含めた一体的な関連性の中で保存管理を図っていく必要がある。

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画

市全体において、国指定等文化財である「戌立石器時代住居跡（史跡）」や「春原家住宅（重要文化財）」「児玉家住宅（国登録文化財）」については、保存管理計画を策定し、その適切な保存・管理に努めてきた。

県・市指定文化財については、長野県文化財保護条例及び東御市文化財保護条例に基づき引き続きその適切な保存・管理を進めていく。そのうち、「中曽根親王塚古墳」については、市教育委員会により古墳周辺の詳細な調査を行っていく。また重点区域周辺の歴史資源に関する情報発信にも取り組み、「足穂神社」を始め、案内板等の設置を検討していく。

未指定文化財については、調査を継続的に実施し、その現状や価値を適切に判断しながら、一定の基準を満たすものについては、新たに文化財指定を行うこととする。

一方、重点区域においては、その中核をなす海野宿伝統的建造物群保存地区について、平成16年告示（当初は昭和61年告示）の保存計画に基づき整備を進めていく。

また、平成21年度・22年度に、西海野地区の建造物を対象に、伝統的建造物群保存地区への追加指定を見据えた調査を行っており、一定の価値が認められるものについて、文化財への指定や歴史的風致形成建造物への指定による支援等を行い、保護を図っていく。

なお、指定・未指定に関わらず、伝統行事や祭礼行事については、次の世代へと引き継いでいくことが重要である。しかし、重点区域における「白鳥神社例祭」や「灯籠回し」に見られるように、担い手の高齢化や後継者不足など、活動を取り巻く環境が変化してきている。そのため、伝統行事や祭礼行事を調査し、その内容の記録保存に取り組むとともに、行事を支えている活動団体等に対する支援体制の充実に努めていく。

(2) 文化財の修理（整備を含む）の現状と今後の方針及び具体的な計画

文化財の修理等について、国・県指定文化財の修理の際には、国・県の指導及び専門員等の指導助言を得て行っている。特に、重点区域においては「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された海野宿があり、保存地区の状況の把握に努めるとともに、現状変更の必要が生じたときには、保存計画に定める方針・基準に従い、東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴き、国宝・重要文化財等保存整備費補助事業を活用し実施していく。また、必要に応じて文化庁及び長野県教育委員会の指導、助言を受ける。

市指定文化財の場合は、必要に応じて学識経験者や専門員等に指導助言を仰いでいる。

また、歴史的建造物の復元・修理を行うにあたっては、建造物の規模や構造形式等について、文献等の史料などから、十分な根拠に基づいた復元・修理に努めている。

重点区域においては、海野宿内のまちなみの保全に取り組み、伝統的建造物を対象とした修理事業に継続して取り組む。その際、伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問を行うほか、必要がある場合には有識者等を含む委員会を別に設置し、その指導を受ける。

現状変更の場合は、文化財の区分に応じ、文化財保護法や関係条例の規定を遵守し、また、必要に応じて文化庁、長野県、東御市文化財保護審議会、学識経験者等に指導・助言を仰ぎながら、適切に文化財の保存・管理を実施する。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 伝統的建造物小規模修理事業（毎年度 継続事業）
- 海野宿伝統的建造物修理事業（毎年度 継続事業）

（３）文化財の保存・活用を行うための施設の現状と今後の方針及び具体的な計画

市内における文化財の保存・活用を行うための施設として、海野宿歴史民俗資料館、玩具展示館、東御市和記念館、東御市北御牧郷土資料館、東御市田中資料館、力士雷電の生家が設置されており、訪れた観光客が地域の歴史文化に触れ合う機会が提供されている。今後は、これらの資料館の相互の連携を図り、展示内容の質を高めていくことを検討する。

また、歴史的価値のある建物を含め、市全体で空き家が増加しつつある中で、今後は市が借り手と貸し手との間に入ることで、空き家の減少に努めていく。

その中で、重点区域内においては、平成 22 年度に策定した東御市重要文化財建造物等公開活用事業基本構想において、海野宿内の既存建物を海野宿の中核となる歴史的建造物として整備改修し、広く公開活用するとともに、ゆったりと長い時間滞在することで、伝統的建造物の理解と文化振興を図り、併せて地域活性化と観光振興に寄与するために、宿泊機能等を兼ね備えた施設整備を図る。

なお、案内・説明版の設置については、市内の各指定文化財付近に設置されているものの、市内の歴史についての情報発信としては不十分である。そのため、今後は、歴史資源による回遊性の向上に向けて、未指定の文化資源を含め、色調やデザインの統一を図った案内・説明板を継続的に設置していく。

特に重点区域においては、市の中心的な観光拠点である海野宿のさらなる活性化に向けて、重点区域内を回遊するコースを設定するとともに、地域で活動をしている「海野宿保存会」や「海野氏研究会」の団体と連携して歴史や文化を紹介する説明板を設置し、地域資源の情報を来訪者に発信することに努める。

併せて、より多くの人々が海野宿に訪れることができるよう、新たな駐車場を含むアクセス環境の整備を進めていく。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 重要文化財建造物等公開活用事業（平成 23 年度～平成 25 年度）
- 空き家情報登録制度（空き家バンク）（平成 23 年度～）
- 海野宿看板整備事業（平成 24 年度）
- 海野宿駐車場整備事業（平成 25 年度～平成 26 年度）
- 田中 30 号線整備事業（平成 25 年度～平成 26 年度）

（４）文化財の周辺環境の保全の現状と今後の方針及び具体的な計画

東御市では、都市計画法及び市の独自条例による規制・制度、補助金などを通じて、良好な景観形成に向けた誘導に努めてきており、平成 16 年には屋外広告物条例を施行し、景観を阻害するような広告物の撤去、修正を指導しながら、地域の景観の保全を図っている。

重点区域においては、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された海野宿において、「伝統的景観区域」と「歴史的風致区域」を設定し、現状変更に対する規制などの措置を定めるとともに、「歴史的なまち海野宿景観形成住民協定」により、地域全体で歴史的なまちなみの保全に取り組んでいる。

今後は、街路灯や舗装のデザインの調和等、良好な景観形成に向けた取り組みを進めていくとともに、住民との協働によるまちなみ及び周辺環境の保全に向けて、海野宿南側に広がる農地の維持向上を図るための活動に対する支援を行う。また、訪れる人が安心して歩き回ることのできる環境整備に向けて、歩道整備やバイパス整備に取り組む。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 西海野街路灯整備事業（平成 23 年度～平成 24 年度）
- 田中西海野線舗装整備事業（平成 25 年度）
- 農地・水保全管理支払交付金事業（平成 20 年度～平成 24 年度）
- 海野バイパス新設事業（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 西海野歩道整備事業（平成 22 年度～平成 24 年度）

（５）文化財の防災の現状と今後の方針及び具体的な計画

文化財は、被災によりその価値を大きく損ねてしまうため、文化財の所有者や管理者は、常に高い防災意識を持って文化財の保存管理に努めていく必要がある。

東御市では平成 17 年度に東御市地域防災計画を策定し、貴重な国民的財産として、正しく次世代へ継承していくため、文化財の保護に関する業務を行っている。

火災などの人災については、火災報知器の設置を進めていくとともに、消火器具を可能な限り設置するよう指導・検討する。また、地震などの天災に対しては、建造物の耐震診断の実施を推進するなどの対策を講じる。その他、盗難、き損等についても、地域住民との協働によるパトロール等を通じて未然に被害を防ぐように努める。

重点区域においては、海野宿において、毎年9月1日の防災の日に合わせて、所有者、管理者、東御消防署、市教育委員会が連携し、災害時の連絡体制の確認、避難訓練、消火訓練の講習等を実施している。それ以外の文化財については、毎年1月26日の文化財防災デーに合わせて、地区ごとに防災訓練を実施しており、防災への意識高揚を図っている。

今後は、耐震措置や防火設備の設置を推進するとともに、特に重点区域においては、歴史的建造物が多く存在する海野宿を中心に、集中豪雨等による浸水被害が頻発しているため、重点区域内の排水機能の向上に取り組む。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 海野宿西側排水路整備事業（平成 22 年度～平成 24 年度）
- 西海野北側排水路整備事業（平成 22 年度～平成 24 年度）

（６）文化財の保存および活用の普及・啓発の現状と今後の方針及び具体的な計画

文化財の保存・活用に取り組む上では、所有者や管理者だけでなく、広く市民の方々に関心を持ってもらうことが重要である。東御市では、東御市及び東御市観光協会のホームページや市報を通じて、文化財や行事に関する情報発信を行っている。その他、コミュニティFM局など、民間による文化財等の情報発信も行われている。

併せて、地域住民やまちづくり団体等との協働による学習機会の設置にも取り組む。歴史的風致として設定している祢津地域においては、地域の祭礼行事等の無形文化財について、小中学校の児童・生徒が積極的に参加している状況を踏まえ、今後も伝統的な行事の維持に向けた支援を行っていく。

重点区域においては、海野宿資料館において毎年先進地視察を開催し、地域住民が文化財保護活動に参加する機会を提供している。また、平成23年11月には、重点区域である海野地域に加え、歴史的風致として設定している祢津地域の、それぞれの歴史・文化に関する講演会を開催し、多くの来場者を集めた。

今後も、定期的に学習機会等の設置に取り組むとともに、海野宿及びその周辺環境の歴史・文化を地域住民や来訪者がより深く理解できるよう、案内パンフレットを制作する。

＜重点区域において取り組む事業＞

- パンフレット制作事業（平成26年度）

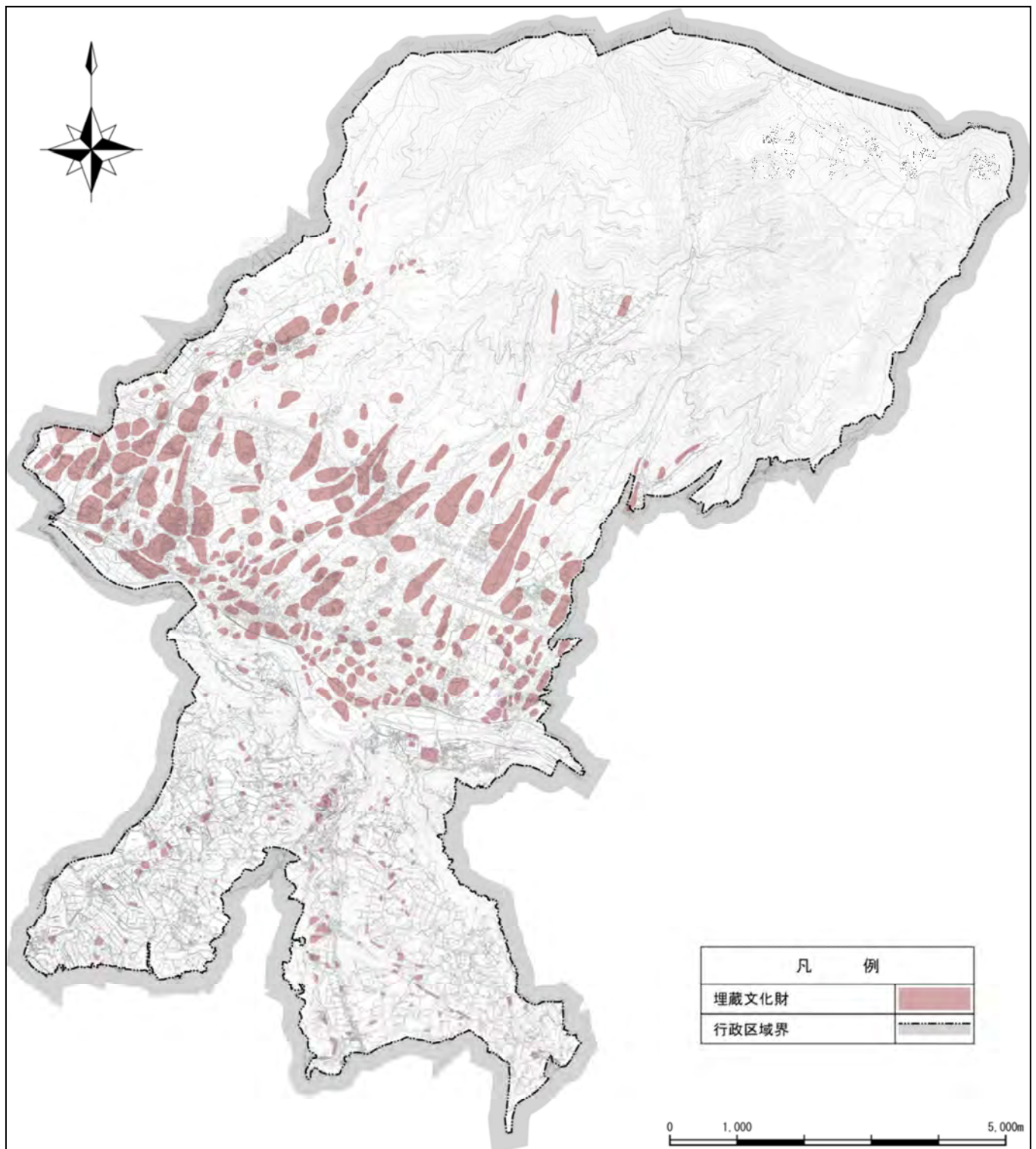
（７）埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

東御市には縄文時代を中心とした集落跡、古墳など、周知の埋蔵文化財包蔵地が370箇所確認されており、うち重点区域内には2箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

埋蔵文化財については、保存を前提とした対応に努め、開発等が行われる場合は、事前に文化財保護法に基づく申請を受け、県及び開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力回避する。

それでも文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図るなど適切に対応していく。

その他、近世以降の遺跡を構成する出土品についても、その物理的性格等に応じ、適切な保管・管理に取り組んでいく。



図：埋蔵文化財位置図

（８）文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制の現状と今後の方針

東御市において文化財行政を担当するのは、教育委員会事務局教育課文化財係であり、係内に文化財担当と埋蔵文化財担当の２担当を置いている。

合併による市域の拡大や、開発件数の増加に伴い、保護対象となる文化財の件数や発掘業務量が増加しているため、今後も適正な人員配置を図り、文化財保護を進めていく。

また、文化財指定・解除等の重要事項を協議する諮問機関として、東御市文化財保護条例第 40 条に基づき、東御市文化財保護審議会を設置している。委員会は 5 名以内で、専門分野は、歴史、考古、自然一般となっている。今後は、民俗分野の委員の追加を検討していく。

また、東御市伝統的建造物保存地区保存審議会は、教育委員会の諮問に依拠して文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査及び審議し、これらの事項に関し必要と認めることを教育委員会に建議する。委員会は 10 名以内で、専門分野は歴史、建築、地元役員により構成されている。

なお、審議会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会を立ち上げるなど、適切な審議を行っている。

（９）文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の現状と今後の体制整備の方針及び具体的な計画

地域の歴史・文化を保全する上では、建造物や周辺環境の保全に限らず、伝統行事を継続していくことが重要であり、文化財の保存・活用に関わる活動団体等に対する支援を行っていく。

海野地域においては、「中曽根親王塚古墳」や「兜塚古墳」などの遺跡において、地元自治会等による草刈り作業や、個人や団体による文化財の管理が行われている。

祢津地域においては、県指定有形民俗文化財「東町の歌舞伎舞台」において、市指定無形民俗文化財「東町歌舞伎保存会」による定期公演が毎年 4 月 29 日に行われると共に、祢津小学校にある歌舞伎クラブでの指導を通じて、後継者育成が行われている。また、県指定有形民俗文化財「西宮の歌舞伎舞台」においても、御柱祭が行われる年に合わせて西宮歌舞伎舞台保存会による歌舞伎公演が行われ、その他、各地の地芝居公演や舞台見学案内、定期的な清掃・検査が行われている。

北御牧地域においては、田園風景の保全に向けて、土地改良区による用水路の維持管理や環境保全委員会による地域情報の発信が行われている。

こうした活動に対し、東御市では、活動に対する助言や補助金の交付等による支援に加え、管理団体の設立支援を行っており、近年で新たに 3 団体が発足している。

一方、重点区域においては、ボランティアガイドと有料ガイドによるまちなみ案内が行われている中で、今後は、各ガイドの説明内容の質的向上に向けた講習会等の開催を通じて、一体的な案内活動が行えるような体制づくりに取り組む。

また、「白鳥神社例祭」に併せて開催される「海野宿ふれあい祭」についても、地域住民が積極的に関わる中で地域の活性化に大きく寄与していることから、継続して活動できるような支援を行う。

その他、海野宿内の西側一部の家々の間で継続して行われている「灯籠回し」や区域に暮らす住民によるまちなみ清掃活動を支援する方策等を検討し、官民協働による保存・活用を図っていく。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 海野宿案内ガイド育成事業（平成 25 年度）
- 海野宿ふれあい祭（毎年度）

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する考え方

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指す。

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理については、上位・関連計画との連携を図りながら、建造物の修理や道路整備、情報発信機会の創出等に取り組んでいく。

これらの歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、都市計画係、文化財・文化振興係をはじめとした関係部局と連携し、それぞれの役割のもとで適切な維持管理を行う。また、その所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

事業に取り組む上での基本的な考え方は、以下の通りとする。

①建造物の修理・管理・活用

法令に基づき修理を進めていくとともに、管理・活用にあたっては、本計画に基づき、地域住民と行政との協働により、一般への公開やイベントの開催など活用を行う。

②周辺環境の保全・整備（道路・防災・農地水環境）

歩行者の安全性への配慮を目的とした道路環境整備を行うとともに、車利用者の利便性向上に向けた駐車スペースの設置を進める。

また、地域の排水路整備や街路灯設置による防災・防犯対策に取り組む。

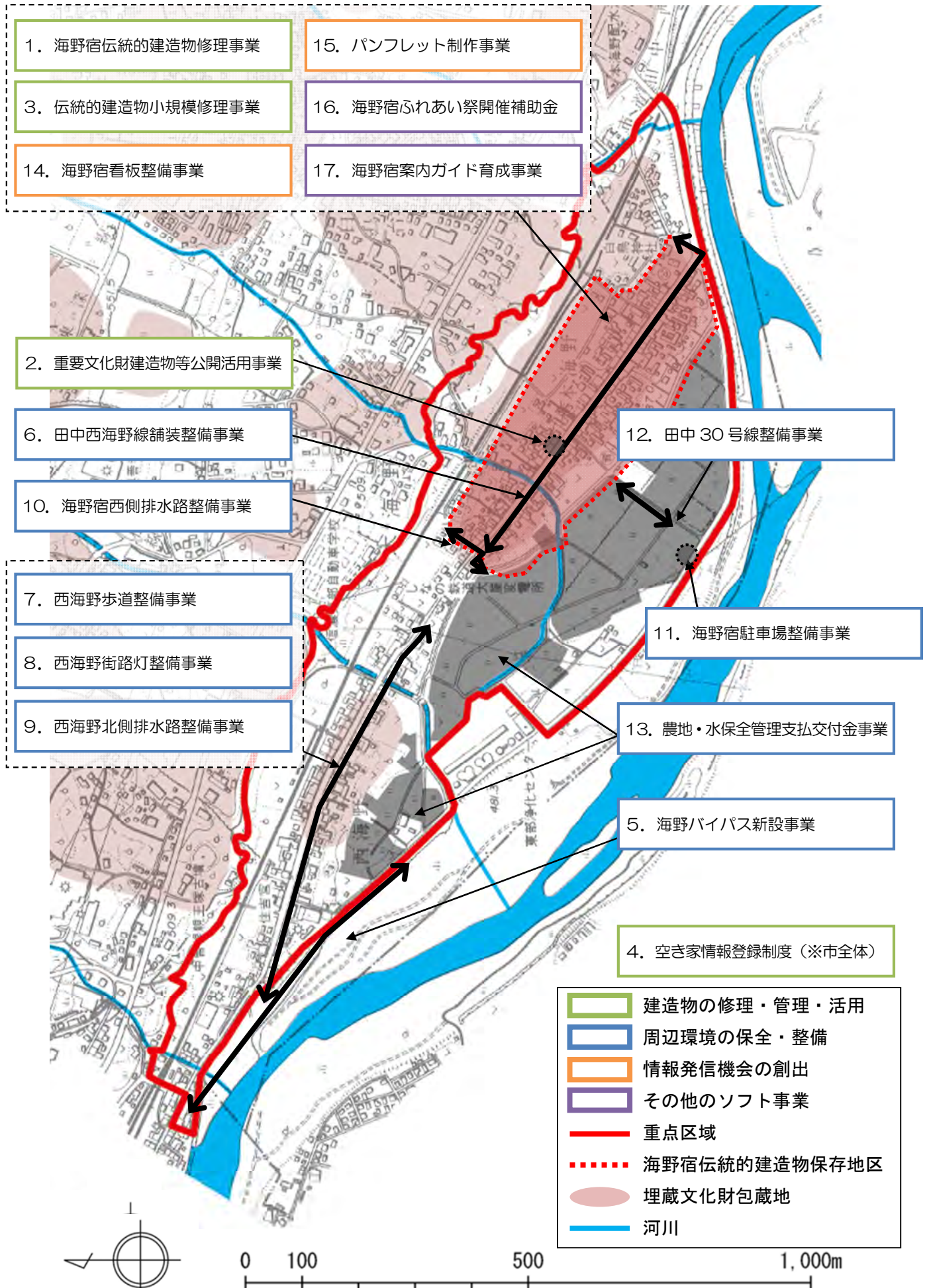
さらに、歴史的風致の維持及び向上に資する良好な農地の保全に取り組む。

③情報発信機会の創出

地域の成り立ちや建造物の構造、養蚕・蚕種業で反映した当時の様子など、地域内にある様々な歴史・文化的要素に対し、案内施設の整備を進め、歴史・文化的要素のネットワーク構築に取り組むことで、情報発信の強化を図る。

④その他のソフト事業

建造物修理や道路整備などだけでなく、住民活動との協働によるソフト事業に取り組むことで、来訪者や地域を担う後継者へ、地域の歴史・文化の普及啓発を図る。



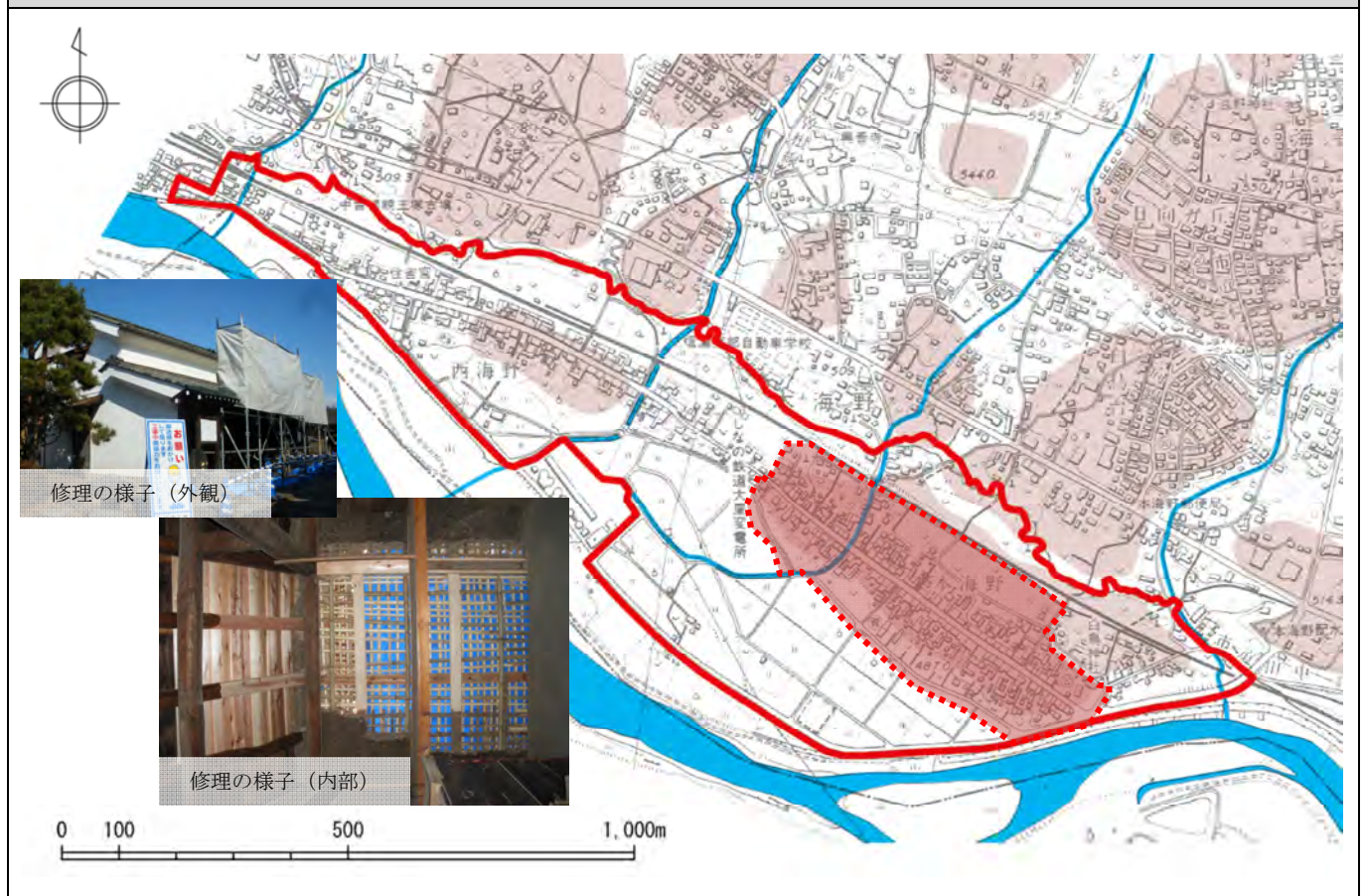
図：重点区域内の事業位置図

(2) 歴史的風致の維持向上に資する事業

①建造物の修理・管理・活用

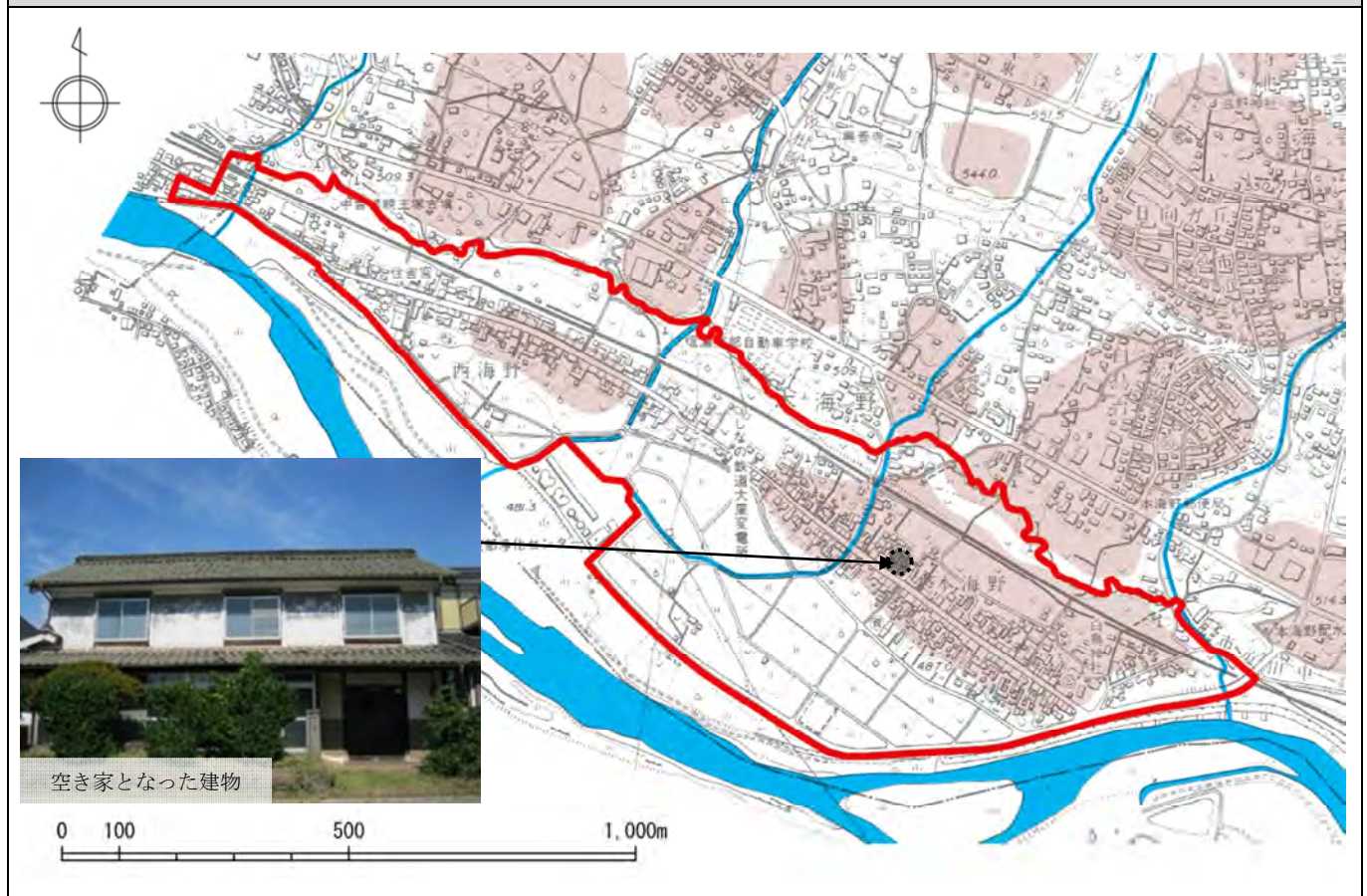
事業名	1. 海野宿伝統的建造物修理事業
事業主体	東御市
活用する支援策	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（文化庁）
事業期間	S62～
実施箇所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対し補助を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は重点区域の特徴的なまちなみである。そのため、伝統的建造物の保存修理等を行い、建造物の維持を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

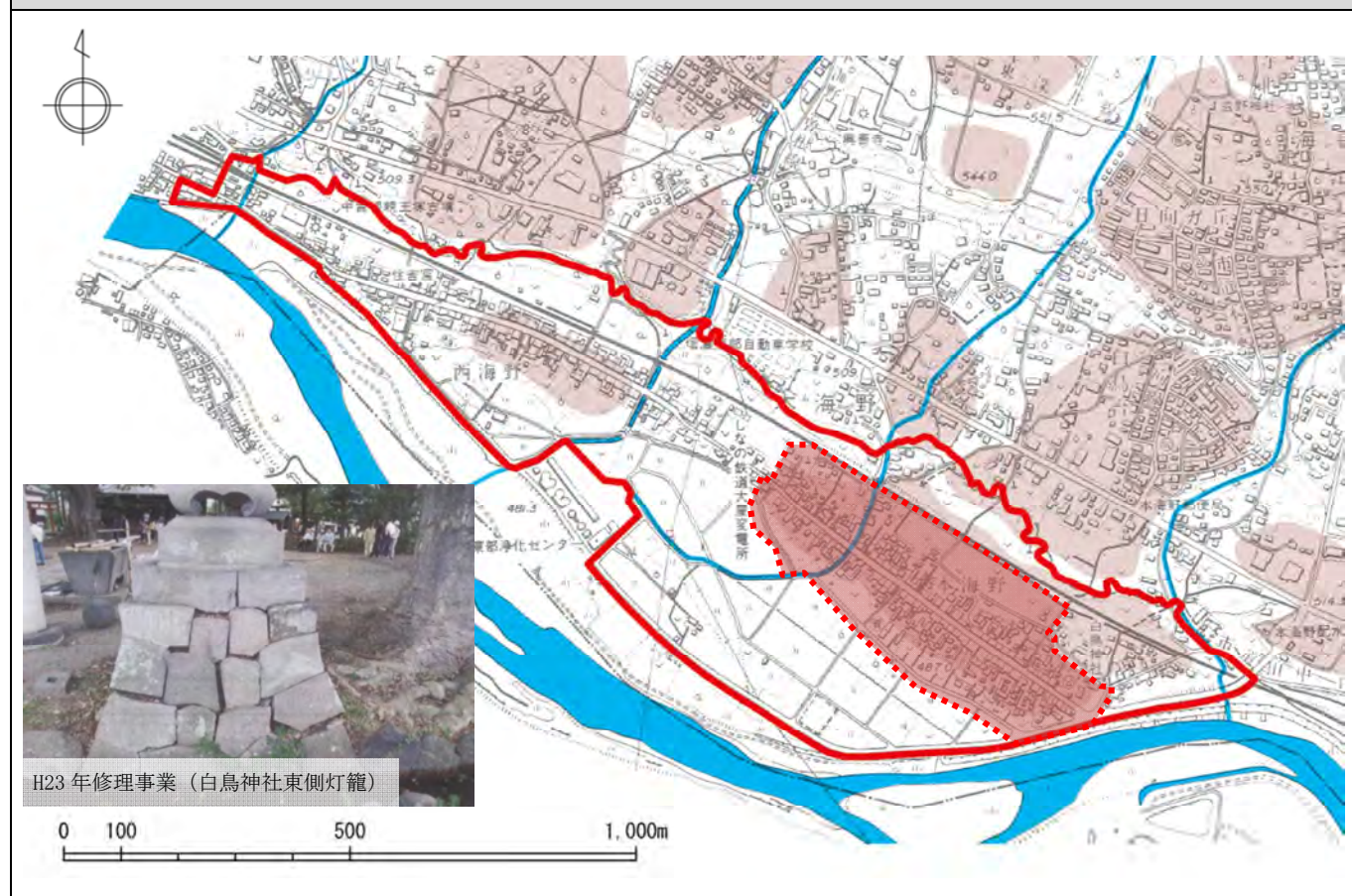


事業名	2. 重要文化財建造物等公開活用事業
事業主体	東御市
活用する支援策	重要文化財建造物等公開活用事業（文化庁）
事業期間	H23～H25
実施箇所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区内の空き家となった建物を修理し、海野宿西側からの玄関口となるよう飲食・宿泊機能を備えた施設（滞在型交流施設）として活用する。 建物所在地：東御市本海野字北屋敷 1013 番 建物規模：496.27 m ² （延べ床面積）
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿内の空き家であり、建物の維持管理が進んでいない状況にある。そのため、短期滞在型観光を目的とした歴史観光の振興及び地域住民の憩いの場として整備することにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図



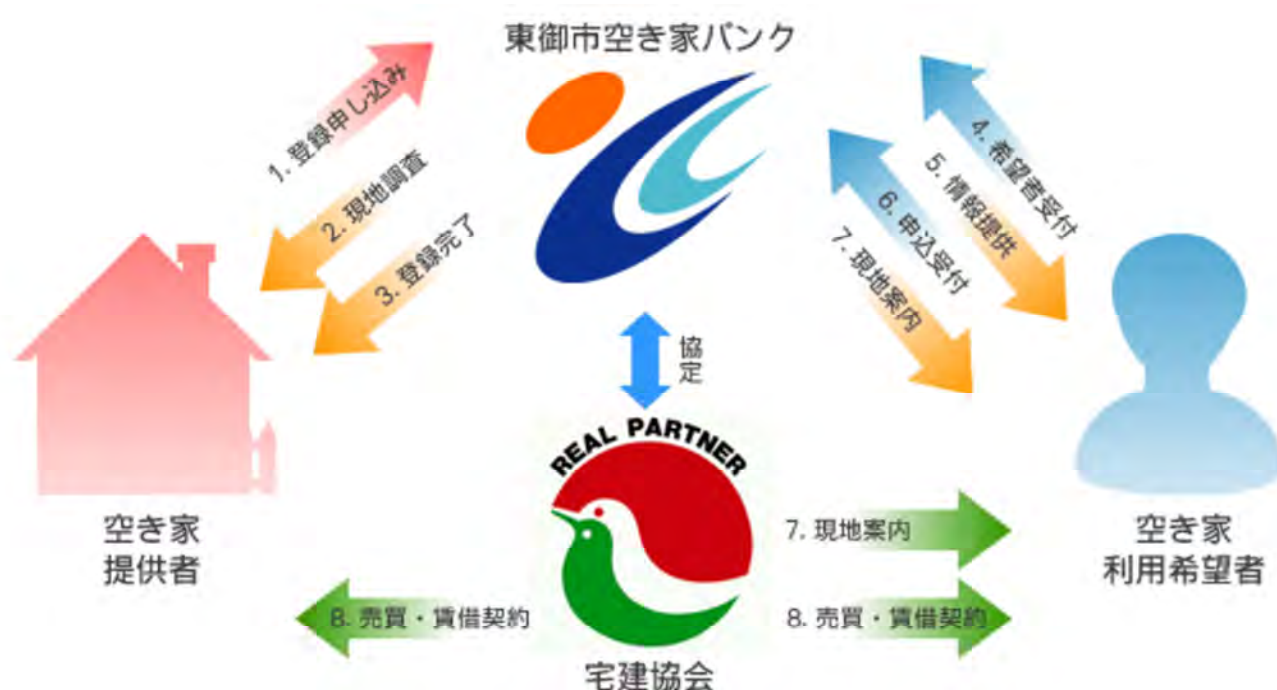
事業名	3. 伝統的建造物小規模修理事業
事業主体	東御市
活用する支援策	東御市単独事業
事業期間	S62～
実施箇所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の小規模及び緊急修理に対し補助を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は重点区域の特徴的なまちなみである。そのため、伝統的建造物の保存修理等を行い、建造物の維持を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	



事業名	4. 空き家情報登録制度（空き家バンク）
事業主体	東御市
活用する支援策	東御市単独事業
事業期間	H23～
実施箇所	東御市内全域
事業概要	住民が市内に住居を所有しているけれども現在居住していない住居について、所有者から情報提供を受け、東御市内へ定住又は定期的に滞在することを目的とする者にその住宅を紹介し、売買もしくは賃貸の仲介を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	市全体で空き家が増加傾向にある中、重点区域内においても、空き家が目立つようになってきている。そのため、この制度を活用し、空き家の減少を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

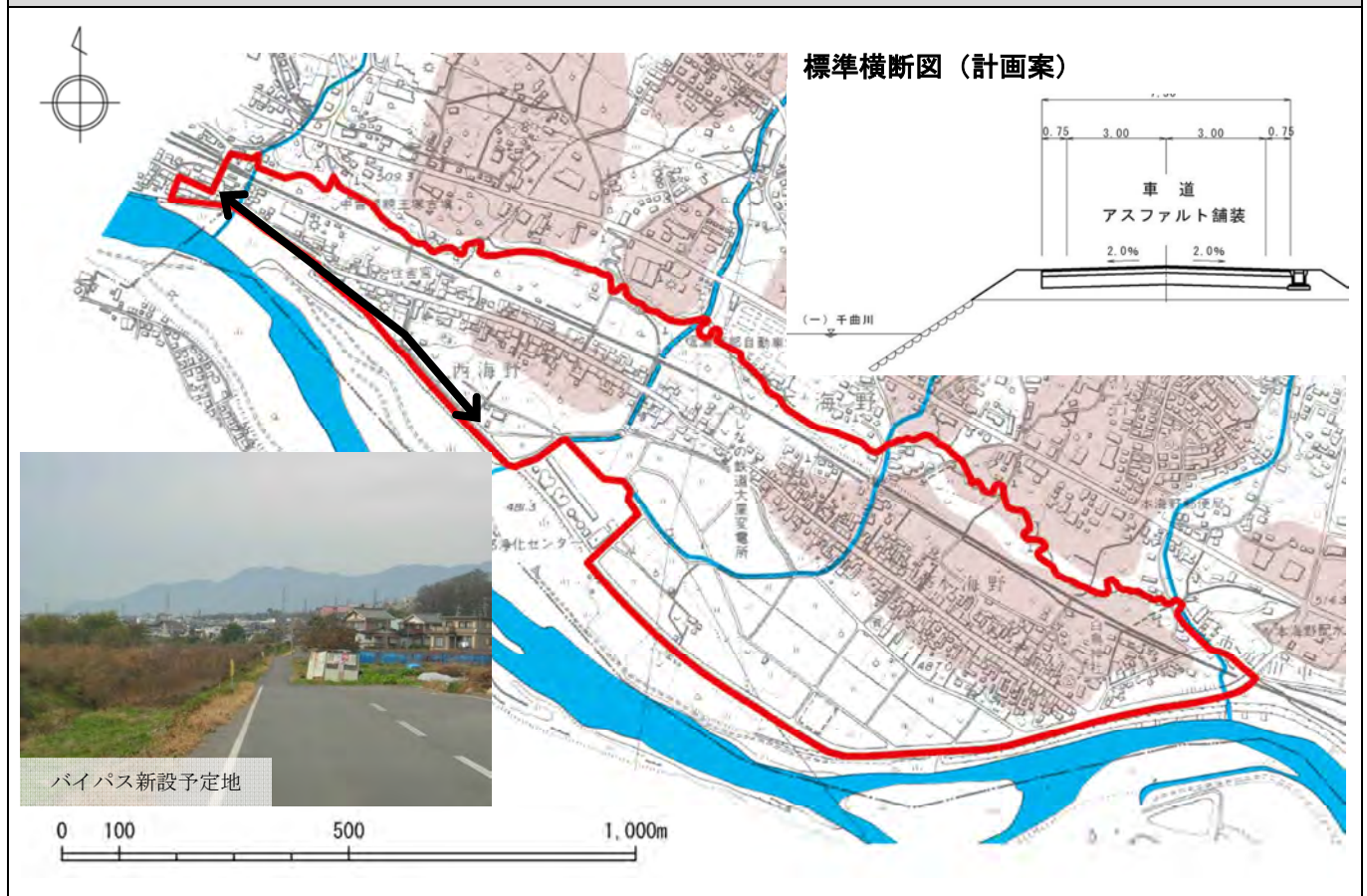
写真・図

— 空き家バンクの利用の流れ（市全域） —



②周辺環境の保全・整備（道路・防災・農地水環境）

事業名	5. 海野バイパス新設事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H26
実施箇所	西海野区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区内の中央を通る道路の通過車両が多く、地域住民や来訪者に危険を及ぼしている。その危険を解消するために、西海野区南側を通る約 630m のバイパスを新設する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の中央を通る旧北国街道は、地域住民や来訪者が多く通行する道路であるが、同時に通過車両も多く、人と車とが混在している状況は、安全面・景観面から改善が必要となっている。そのため、バイパスを新設し、地域住民や来訪者の安全確保及びまちなみ景観の保全を図ること、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	



事業名	6. 田中西海野線舗装整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H25
実施箇所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区内の道路（約 700m）が周囲の景観と調和がとれるように、景観に配慮した車道舗装の打ち替えを行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿内の道路は、整備はされているものの、景観面から、沿道の建物と調和しているとはいえない状況にある。そのため、舗装のデザイン等を改良し、周辺の景観に配慮した舗装を行うことにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図



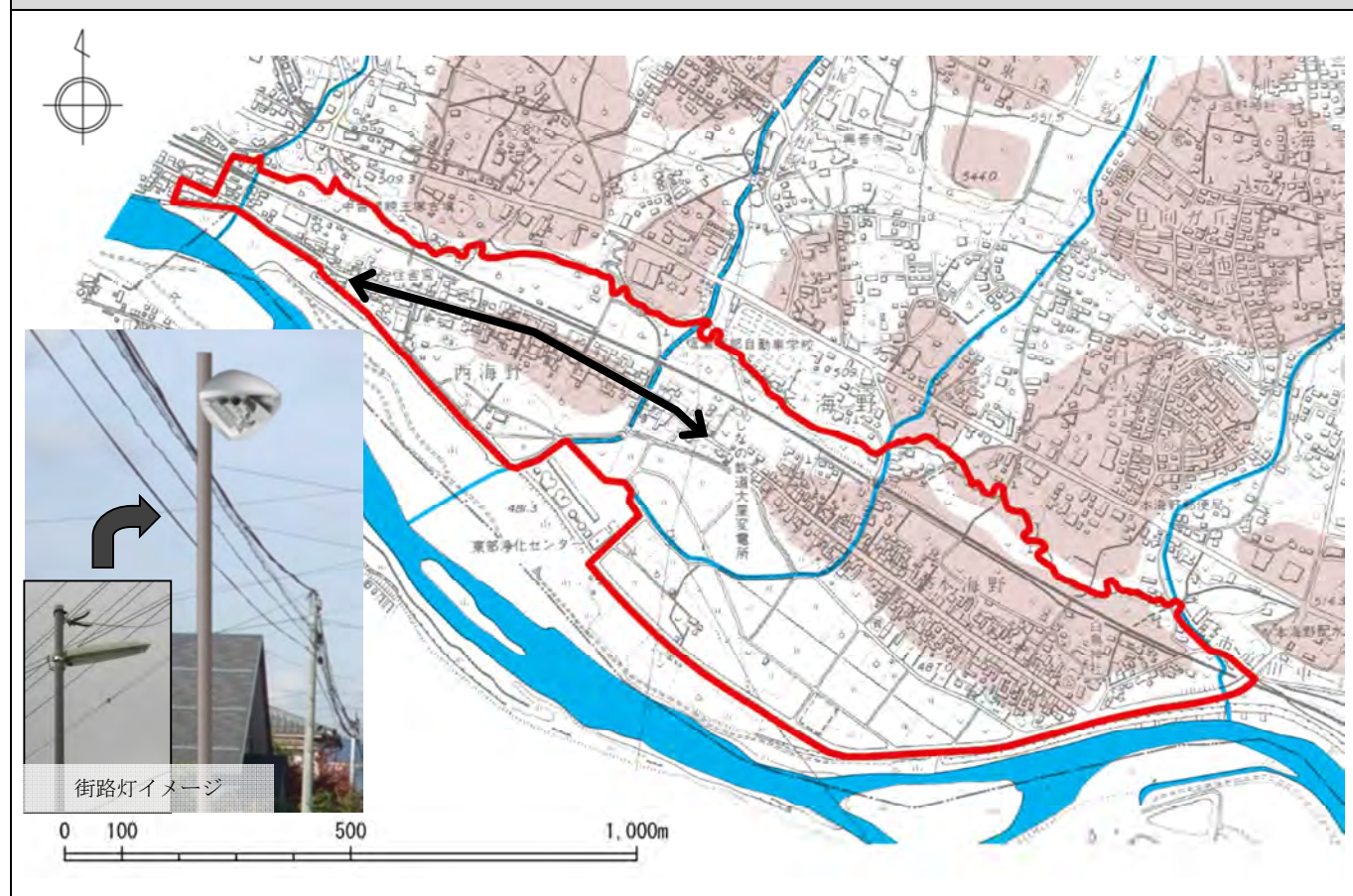
事業名	7. 西海野歩道整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H24
実施箇所	西海野区
事業概要	市道田中西海野線の約 1,000m のうち、西海野区内約 500m 間の歩道を、海野宿との一体性が見えるように再整備する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の中央を通る旧北国街道のうち、市道田中西海野線の西海野区内約 520m 間では、植栽帯と歩道の区分けが明確でなく、また、一部区間は未舗装となっており、歩道部分での駐車が目立っている。そのため、植栽帯と歩道の区分けを明確にして旧北国街道として海野宿との一体性が見えるように整備することにより、歴史的風致の維持・向上を図る。

写真・図



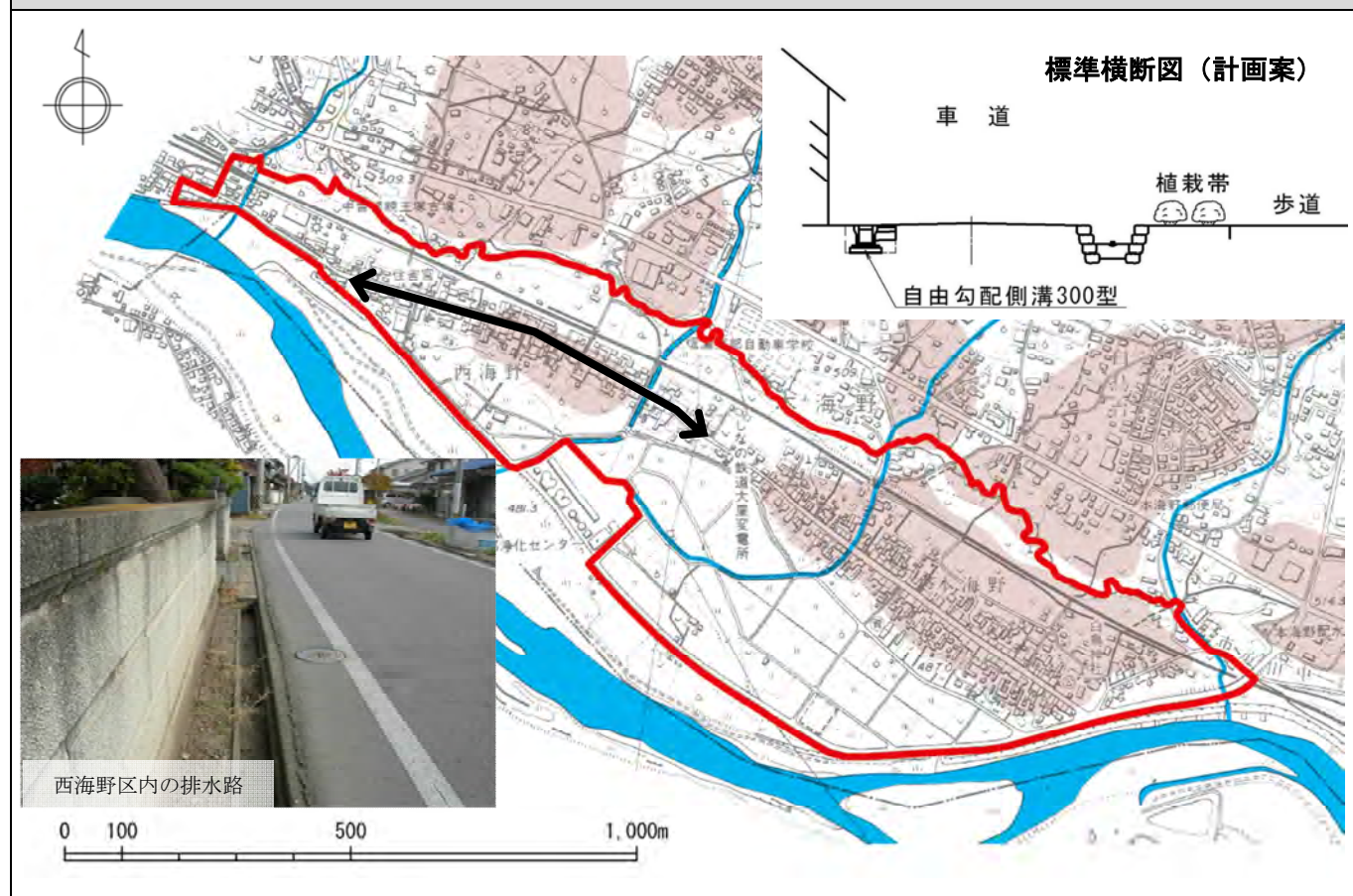
事業名	8. 西海野街路灯整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H23～H24
実施箇所	西海野区
事業概要	旧北国街道沿い西海野区内の約 1,000m 区間にある街路灯 19 基を、海野宿と同様に景観及び環境に配慮した街路灯に改修する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の西海野区には、海野宿とはデザインの異なる街路灯が設置されており、海野宿からの連続性が見られない状況にあるため、旧北国街道としての一体性に配慮した街路灯を設置することにより、歴史的風致の維持・向上を図る。

写真・図



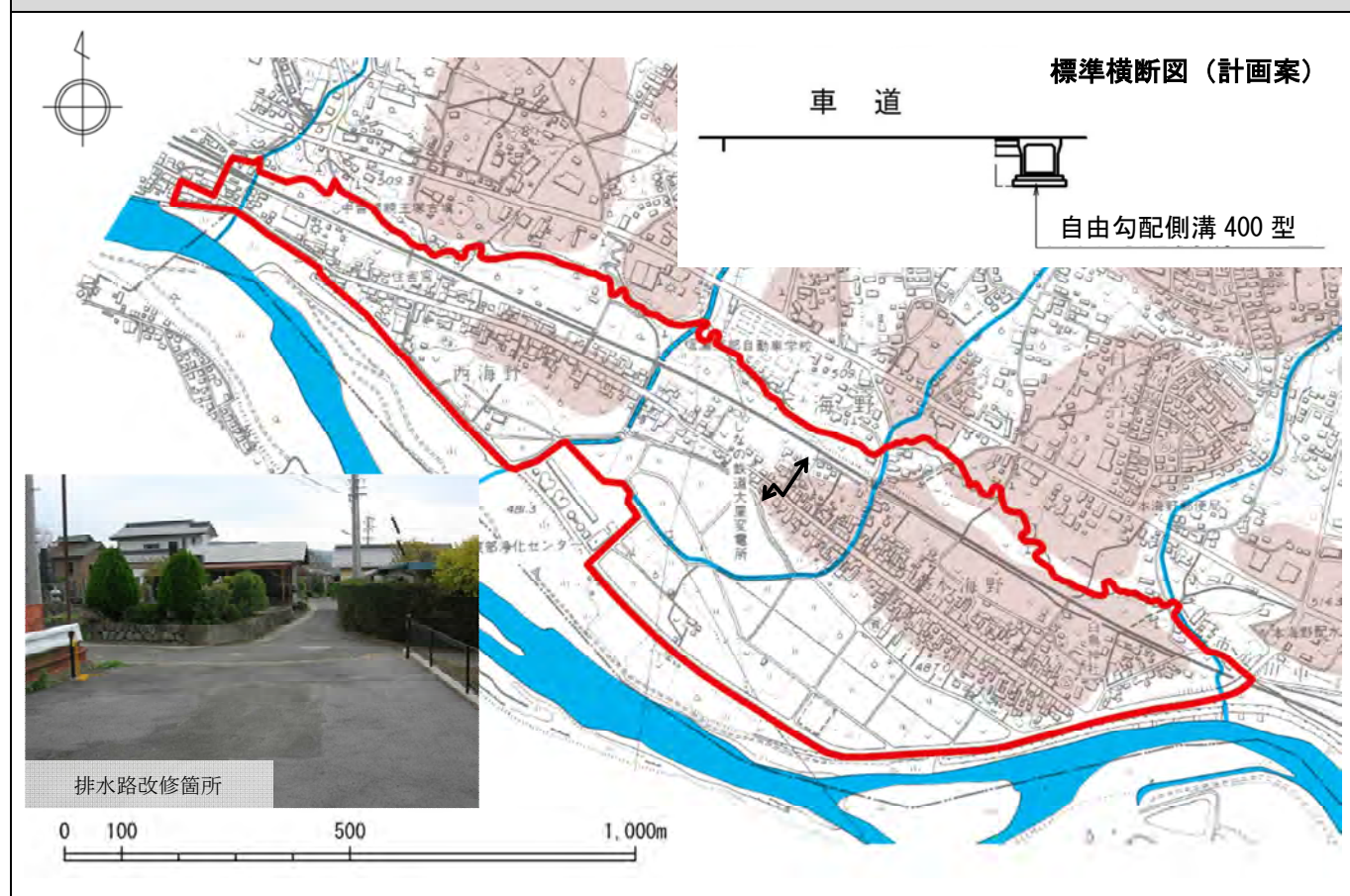
事業名	9. 西海野北側排水路整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H24
実施箇所	西海野区
事業概要	西海野区内約 760m の水路を改修する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の西海野区には、大雨時に備えた排水路が整備されているが、老朽化が著しく、また、幅が狭く維持管理が難しい状況にある。そのため、水路改修を行い、地域の安全・安心の向上を図ることにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

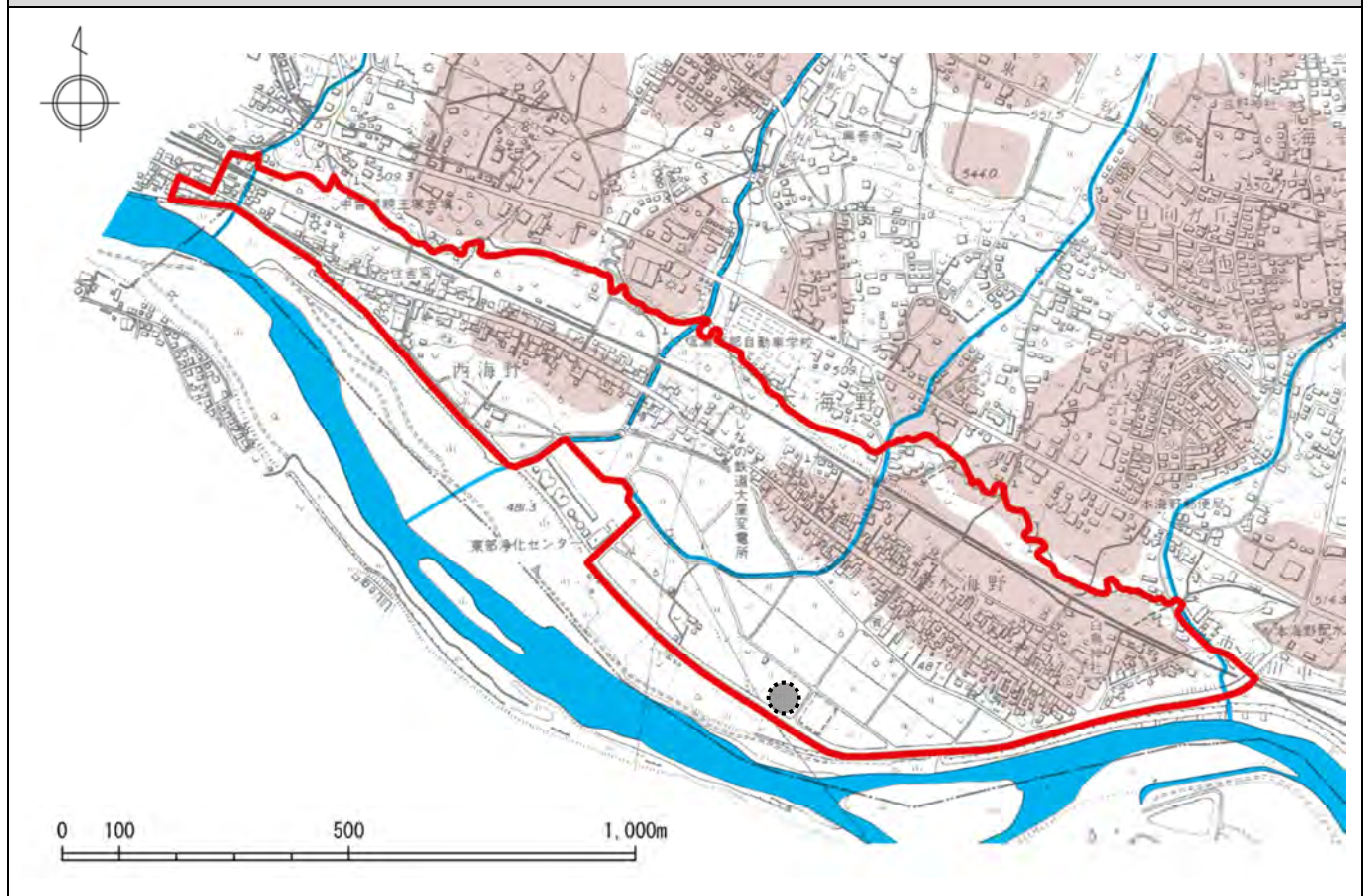


事業名	10. 海野宿西側排水路整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H24
実施箇所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	既存排水路約 163m の改修を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿内では、集中豪雨等の大雨時に、既存の排水路設備では十分な排水ができず、周辺地域で床下浸水等の被害が出ている。そのため、排水路改修に取り組み、床下浸水等の被害の減少を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図



事業名	11. 海野宿駐車場整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H25～H26
実施箇所	海野宿西側
事業概要	海野宿西側に新しい駐車場を整備する。 整備面積：2,800 m ² （大型車8台、普通車 52 台）
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は、鉄道駅やインターチェンジから離れた場所にあるため、車での来訪者が多いが、受け入れるためのスペースが十分に確保されていない状況にある。そのため、新たな駐車場を整備し、観光利便性の向上及び観光客の滞在時間の増加を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	



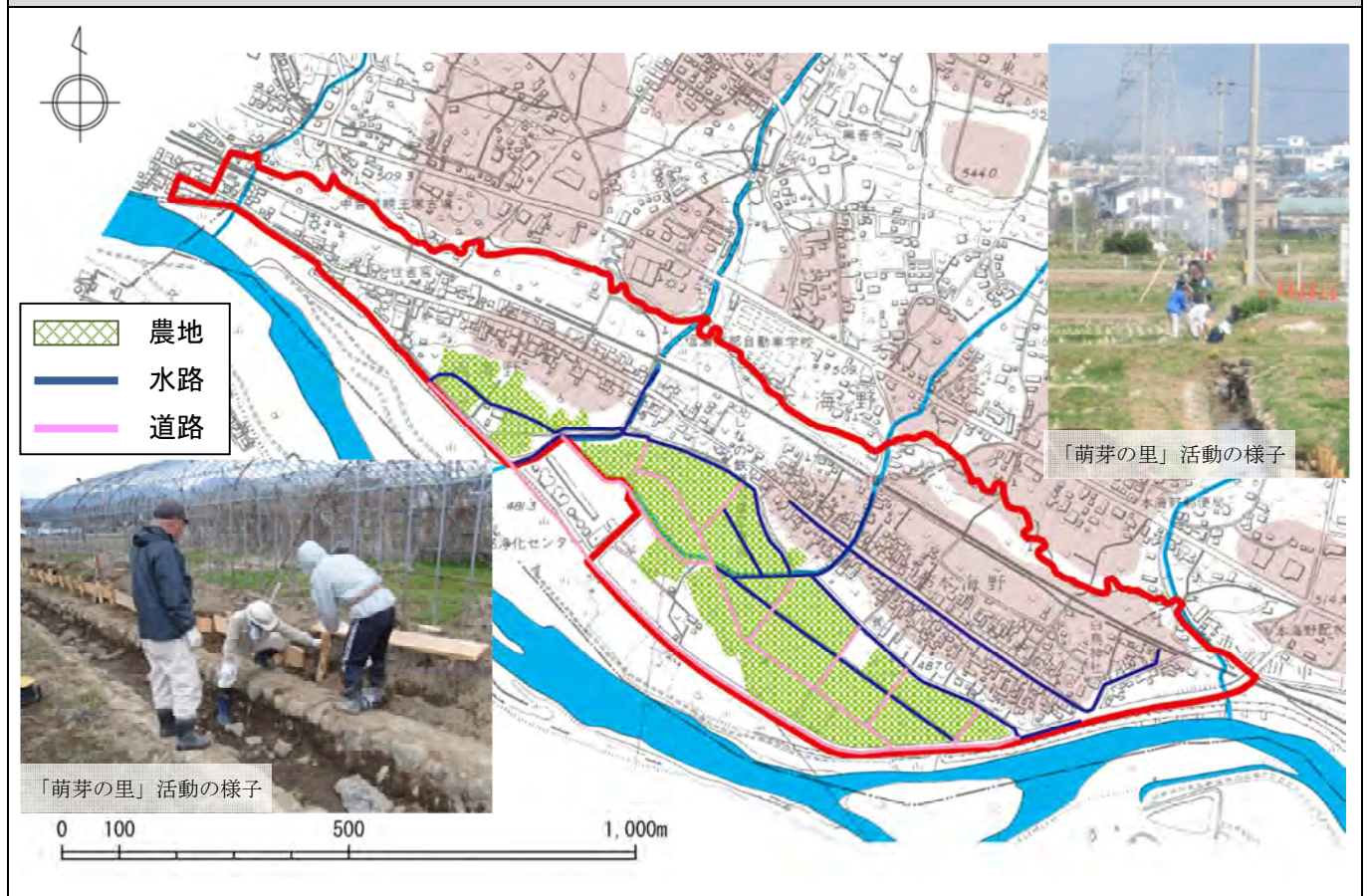
事業名	12. 田中 30 号線整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H25～H26
実施箇所	海野宿西側
事業概要	海野宿西側に設置予定である駐車場へのアクセス道路として、既存道路約 130m の拡幅を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は、鉄道駅やインターチェンジから離れた場所にあるため、車での来訪者が多いが、受け入れるためのスペースが十分に確保されていない状況にある。そのため、新たな駐車場の整備と併せ、駐車場へのアクセス道路を設置し、観光利便性の向上及び観光客の滞在時間の増加を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図



事業名	13. 農地・水保全管理支払交付金事業
事業主体	東御市
活用する支援策	農地水環境保全向上対策交付金
事業期間	H20～H24
実施箇所	海野地域南側
事業概要	用水路の維持管理など、海野地域南側の農地景観の維持向上を図るための活動等に対し支援を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域の南側には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地の保全に向けて、地域活動への支援を通じて地域住民によるまちづくりを図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

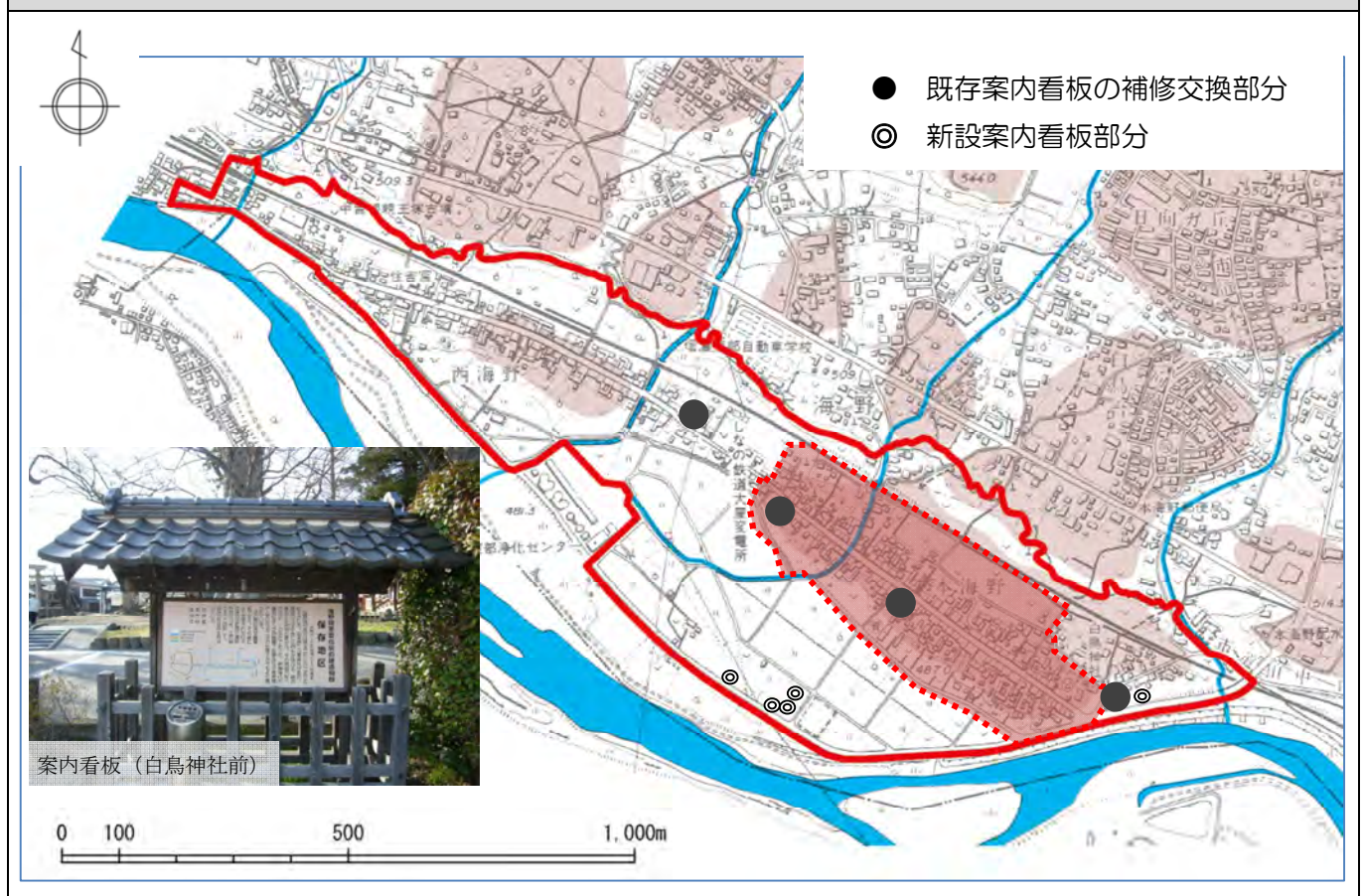
写真・図



③情報発信機会の創出

事業名	14. 海野宿看板整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	H24：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） H26～H27：東御市単独事業
事業期間	H24・H26～H27
実施箇所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区及びその周辺
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺にある既存の案内看板（4箇所）の補修及び交換と観光案内看板及び駐車場の案内看板の新設（5箇所）を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿及びその周辺には看板が設置されているが、海野宿がどのように発展し、現在のまちなみがどのように形成されたかなどについて、十分に情報発信がされておらず、また老朽化も進んでいる状況にある。そのため、案内看板の補修及び交換と新たな案内看板の設置を行い、来訪者に対して地域の詳細な歴史的経緯等を踏まえた情報発信を行うことで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図



事業名	15. パンフレット制作事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H26
実施個所	—
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区における建造物の概要や、整備計画によるまちなみの変化の様子をパンフレットとして分かりやすくまとめ、来訪者等に配布する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿を対象としたパンフレットはこれまでも作成されてきているが、建造物のみの情報が記載されており、地域の歴史や文化に関する情報が不足している状況にある。 そのため、建造物や歴史、文化に関する情報を含めたパンフレットを新たに作成し、地域住民や来訪者等が海野宿をより深く理解できるようにすることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

④その他のソフト事業

事業名	16. 海野宿ふれあい祭開催補助金
事業主体	海野宿ふれあい祭実行委員会
活用する支援策	東御市単独事業（市補助）
事業期間	H3～
実施個所	—
事業概要	海野宿の歴史と文化を市民及び観光客に宣伝するとともに、ふれあい祭実行委員会が行う恒例の時代仮装行列や花嫁道中、手作りのほうとう、くるみおはぎの販売等に対し支援する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿ふれあい祭は、「白鳥神社例祭」と併せて開かれるイベントであり、海野宿のまちなみと例祭時に建てる幟とが一体となった環境の中で、地域住民間の結束とまちなみに漂う歴史を感じることができる機会として、毎年行われている。そのため、今後も海野宿ふれあい祭を継続的に開催し、地域住民間の交流を促すとともに、来訪者に対して地域の歴史や伝統的な建造物を広く周知することで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名	17. 海野宿案内ガイド育成事業
事業主体	東御市・海野宿保存会
活用する支援策	—
事業期間	H25～H26
実施個所	—
事業概要	現在実施している重要伝統的建造物群保存地区における案内ガイドを統一的に実施できるように組織を充実させる。また、一般・歴史団体・児童・生徒等に合わせたガイドのテキストを作り、要望により周辺地域の関連文化財等についての案内ができるようにテキストに盛り込む。案内料金・案内方法についても協議・研究をする。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿を対象に、来訪者に情報発信する機会として、ガイドが設置されているが、その周辺にある歴史資源の案内はされておらず、また、各ガイドの説明内容も統一されていない状況にある。そのため、活動団体との連携強化を図るとともに、ガイド組織の充実に向けた取り組みに対し支援を行うことで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

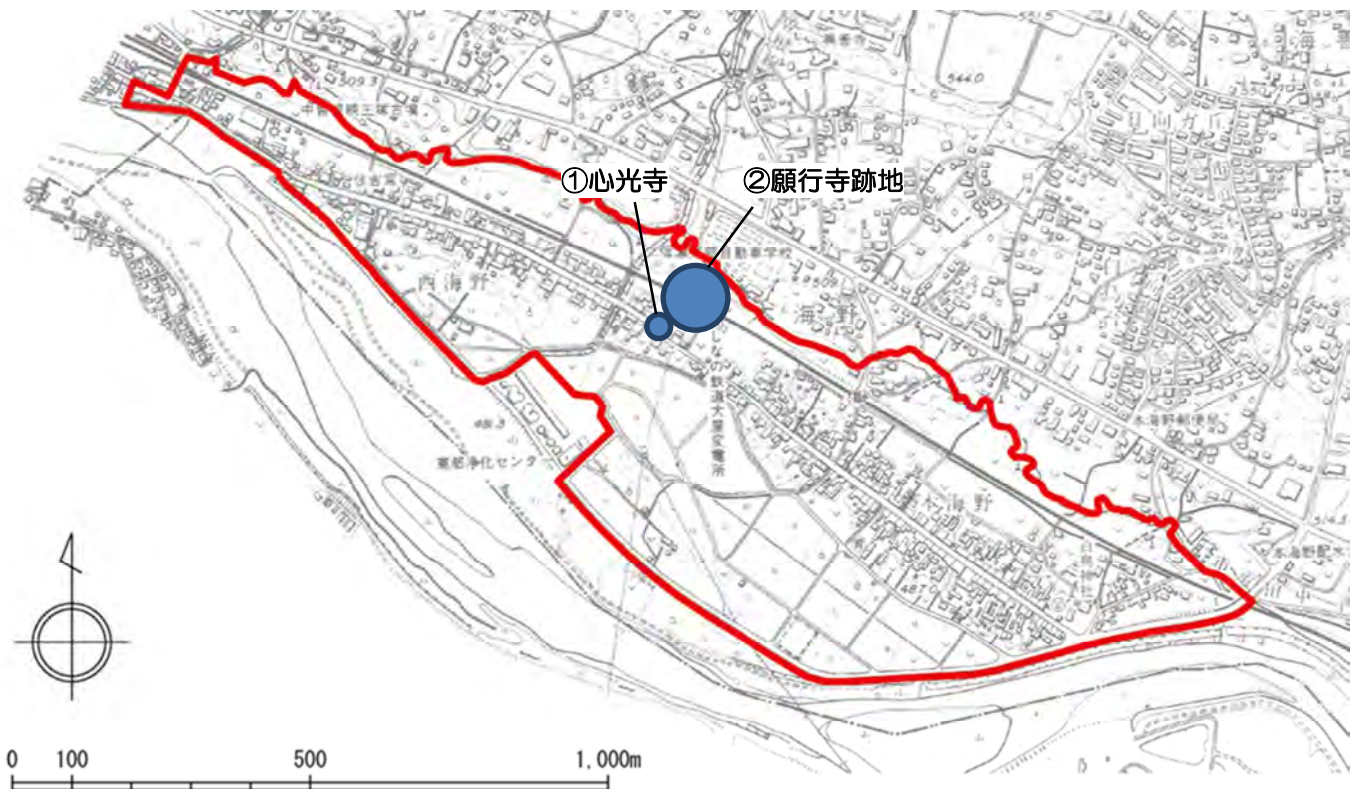
1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

「歴史的風致形成建造物」とは、歴史的風致の維持・向上に取り組む上で、その保全を図る必要のある建造物のことを指し、指定する上での基準としては、意匠や技術が優れたもの、歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの、外観が景観上の特性を有するものであり、かつ適切な維持管理及び一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みのあるものであることが挙げられる。

従って、今後、歴史的風致の維持及び向上により一層取り組むにあたっては、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物を除き、下記の要件に該当するものを歴史的風致形成建造物として指定し、その保全を図るものとする。

＜歴史的風致形成建造物の指定要件＞

- (1) 海野宿伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物に指定されていない建造物のうち、必要かつ重要なものとして市長が認めるもの。
- (2) 文化財等に指定されていないもののうち、地域の歴史や文化に密接に関わっているもののうち、必要かつ重要なものとして市長が認めるもの。



2. 指定予定建造物

No.	名称	写真	住所	位置
1	心光寺		東御市本海野 284	
2	願行寺跡地	写真なし	心光寺北側周辺	

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

■管理の指針の基本事項

歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成することにかんがみ、所有者等には適切に管理する義務が生じ、当該建造物の増改築・移転・除去の際には30日前までに市町村長に届出を行う必要がある。

また、歴史的風致形成建造物の復元、復旧のための修理又は調和を図るための修景等を行う場合は、それぞれの建造物の位置づけに応じて、文化財保護法等の法令に定める規定に従うこととする。

さらに、歴史的風致維持向上につなげるため、外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うなど、積極的な公開、施設等の活用を図ることとする。

【歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるもの】

歴史・文化的に価値の高いものであるが、日常生活に用いられている建造物であるため、外観の維持及び保存を基本とする。その上で、建造物の改築等の際は、保存・活用のために必要な部分的な改修や復元を認め、内部については居住者の快適な住環境の維持や一般公開に伴う改装、さらには当該建造物が存在する地域において、歴史的風致を維持及び向上していく観点からの用途変更については改装を認めるものとする。

道路等の公共空間から望見できる範囲における行為はできる限り行わないこととする。また、増築が必要な場合は道路から望見できない部分で行うことを基本とする。

参考資料

1. 東御市の文化財一覧

番号	指定区分	文化財の名称	種別	所在地	指定年月日
1	国	成石石器時代住居跡	史跡	滋野乙 3464	昭 8. 2. 28
2	国	春原家住宅	重要文化財・建造物	和 7192	昭48. 6. 2
3	国	海野宿	重要伝統的建造物群保存地区	本海野一帯	昭62. 4. 28
4	国	児玉家住宅	登録有形文化財	和 7785	平12. 10. 11
5	県	山浦真雄宅跡	史跡	滋野甲 1939	昭37. 7. 12
6	県	中曽根親王塚古墳	史跡	和 1104	昭37. 7. 12
7	県	宮ノ入のカヤ	天然記念物	祢津 2358	昭40. 4. 30
8	県	石造龕	県宝	下之城宮屋敷 337	昭50. 7. 21
9	県	木造阿弥陀三尊像	県宝	大日向屋敷 258	昭51. 3. 29
10	県	旧和学校校舎	県宝	海善寺 1244	昭54. 3. 22
11	県	西宮の歌舞伎舞台	有形民俗文化財	祢津 2253	昭57. 8. 16
12	県	東町の歌舞伎舞台	有形民俗文化財	祢津 1348-19	平 2. 2. 19
13	県	宮入法廣	無形民俗文化財	八重原 2-339	平23 1. 26
14	県	東御市羽毛山・加沢産 アケボノゾウ化石群	天然記念物	八重原 2164	平29. 3. 16
15	市	廃海善寺石塔基礎	有形文化財・建造物	和 1557	昭42. 3. 27
16	市	百体観音石造町石	石造文化財	新張一帯	昭42. 3. 27
17	市	力士雷電生家	史跡	滋野乙 1981	昭42. 3. 27
18	市	鍋蓋砦跡	史跡	八重原鍋蓋 2264	昭42. 12. 11
19	市	八重原堰・黒沢嘉兵衛関連史跡	史跡	八重原全域	昭42. 12. 11
20	市	外山城跡	史跡	八重原横山 3166	昭42. 12. 11
21	市	玉の井霊泉	史跡	下之城清水 1341	昭42. 12. 11
22	市	野馬除跡	史跡	御牧原 238 他	昭42. 12. 11
23	市	黒槐の木	天然記念物	島川原 154	昭42. 12. 11
24	市	布岩	名勝	布下	昭42. 12. 11
25	市	塚穴古墳	史跡	滋野乙 191	昭43. 3. 29
26	市	金井の火まつり	無形民俗文化財	鞍掛・金井地区	昭44. 3. 27
27	市	児玉山古墳群	史跡	和・東上田	昭47. 3. 20
28	市	祢津城山	史跡	祢津 3020	昭49. 2. 5
29	市	君塚古墳跡	史跡	八重原大土手 106	昭52. 11. 10
30	市	下之城跡	史跡	下之城 458	昭52. 11. 10

番号	指定区分	文化財の名称	種別	所在地	指定年月日
31	市	御小嬢穴	史跡	下之城梨の木林 1414-1	昭52. 11. 10
32	市	四ツ京塚	史跡	御牧原四ツ京塚 609	昭52. 11. 10
33	市	立野萱沢入窯跡	史跡	御牧原 742-1	昭52. 11. 10
34	市	縁切地蔵	石造文化財	島川原下久祢 85-1	昭52. 11. 10
35	市	二子塚古墳	史跡	海善寺 346	昭53. 2. 28
36	市	王墳古墳	史跡	和・曾根 2107	昭55. 3. 21
37	市	有津倉のお念仏	無形民俗文化財	滋野・大石地区	昭55. 3. 28
38	市	拈笑宗英禅師頂相	有形文化財・絵画	祢津・西宮 1732	昭55. 8. 30
39	市	白鳥神社社叢	天然記念物	本海野 1204-1	昭56. 5. 14
40	市	石尊さまの納め刀	有形民俗文化財	祢津・東町 1347	昭59. 3. 8
41	市	祢津お姫様巨石	有形民俗文化財	祢津・西宮 2455	昭59. 3. 8
42	市	常田の剣持道祖神	石造文化財	常田 711	昭59. 3. 8
43	市	田中の石造仁王像	石造文化財	田中 75	昭59. 3. 8
44	市	片羽八幡水	天然記念物	滋野・片羽 2984	昭59. 3. 8
45	市	宮嶽山陵神社水石	有形民俗文化財	祢津・西宮 2355-3	昭59. 3. 8
46	市	横山西の塚古墳	史跡	和・寺坂 8333-32	昭59. 3. 8
47	市	姫子沢の宝篋印塔	石造文化財	祢津・姫子沢 2904-2	昭62. 2. 18
48	市	西町の市神	石造文化財	祢津・西宮 2144-1	昭62. 2. 18
49	市	祢津陣屋	有形文化財・建造物	祢津・西宮 2227	昭62. 2. 18
50	市	狐山古墳	史跡	鞍掛 151-1	昭62. 2. 18
51	市	木造百体観音像	有形文化財・彫刻	祢津・東町 1347	昭62. 2. 18
52	市	杏葉等	有形文化財・考古資料	海善寺・西原出土	昭62. 2. 18
53	市	桜坂偃月刀橋及び碑	名勝	和・東上田 7101-5	平 2. 4. 27
54	市	姫子沢の延命地蔵尊	石造文化財	祢津・姫子沢	平 2. 4. 27
55	市	田中の勝軍地蔵	石造文化財	田中	平 2. 4. 27
56	市	八間石	天然記念物	祢津・東町 347-1	平 2. 4. 27
57	市	針ノ木沢湧水	天然記念物	県 182	平 2. 4. 27
58	市	八幡木逆修塔	史跡	下之城・中村526	平 4. 7. 25
59	市	大日堂	有形文化財・建造物	祢津・東町 1714	平 6. 1. 24
60	市	大日堂の算額	有形文化財・書跡	祢津・東町	平 6. 1. 24

番号	指定区分	文化財の名称	種別	所在地	指定年月日
61	市	加沢の念仏講	無形民俗文化財	加沢	平 6. 1. 24
62	市	新屋の十王石像	石造文化財	新屋 16-2	平 7. 5. 26
63	市	桜井神社本殿彫刻	有形文化財・彫刻	滋野・桜井 1044-2	平 7. 5. 26
64	市	東町歌舞伎保存会	無形民俗文化財	祢津・東町	平 8. 6. 25
65	市	滋野(片羽)稲荷神社の皂莢	天然記念物	滋野・片羽 3034	平 9. 7. 25
66	市	大石沢の目鏡橋	有形文化財・建造物	滋野・片羽～赤岩間	平10. 2. 26
67	市	西峰古窯	有形文化財・窯跡	八重原 1801-1	平12. 2. 25
68	市	親経塚	史跡	御牧原北部 4005-2 他	平16. 3. 25
69	市	アケボノゾウ化石	天然記念物	千曲川河床出土	平16. 3. 25
70	市	両羽神社太刀	有形文化財・金工品	下之城宮屋敷 169-1	平17. 12. 1
71	市	両羽神社経筒	有形文化財・考古資料	下之城宮屋敷 169-1	平17. 12. 1
72	市	オオルリシジミ	天然記念物・動物	東御市内一帯	平17. 12. 1
73	市	両羽神社神像	有形文化財・彫刻	下之城宮屋敷 169-1	平24. 10. 17
74	市	両羽神社太鼓	有形文化財・彫刻	下之城宮屋敷 169-1	平24. 10. 17
75	市	旧桜井村茶屋本陣	史跡	滋野・桜井 629	平24. 10. 17
76	市	白鳥神社本殿	有形文化財・建造物	本海野 1204-1	平24. 10. 17
77	市	新海神社本殿	有形文化財・建造物	本海野 1204-1	平24. 10. 17
78	市	トキ剥製	天然記念物	海善寺 1244-1	平25. 7. 1
79	市	仮面土偶	有形文化財・考古資料	県 71-2	平25. 7. 1
80	市	筒形土偶	有形文化財・考古資料	県 71-2	平25. 7. 1
81	市	大神宮の大桜	天然記念物	加沢 1409-105	平28. 2. 10
82	市	大川遺跡第 14 号住居址出土縄文土器	有形文化財・考古資料	和 2628	平29. 2. 17
83	市	久保在家遺跡第 18 号住居址出土縄文土器・土偶	有形文化財・考古資料	県 71-2	平29. 2. 17

(「東御市の文化財」より)

2. 東御市の指定等文化財数

区分	有形文化財									民俗文化財		記念物			伝統的建造物群	計
	建造物	石造文化財	絵画	彫刻	考古資料	書跡	窯跡	金工品	考古品	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	動物・植物・地質鉱物	名勝地		
国指定等	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	4
県指定	3	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	2	2	—	—	10
市指定	6	9	1	4	5	1	1	1	1	3	4	21	10	2	—	69
計	11	9	1	4	5	1	1	1	1	5	5	24	12	2	1	83